

14.5

54

別書誌
合2冊



始



14.5-54

14.5-54



1200501213146

料資法司

號三十九百第

獨逸裁判所構成法及
同刑事訴訟法

〔禁轉載〕（昭和十年三月）

司法省調查課

例言

司法省 寄贈本

本號には、獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟法を収録することにした。孰れも、一九二七年版コーラウシユ註釋本を底本とし、一九三四年版レクラム本を参照して邦譯に移したものであつて、譯者は法學士塚原春世氏である。



獨逸は、今や其の異色ある指導精神の立場から、實體法のみならず手續法を改革せんとし、司法制度に付ても新組織を要求してゐる。即ち獨逸は法律制度の全分野に涉り其の異色ある世界觀を注入せんとしてゐるのであるから、茲に紹介する裁判所構成法にしても、刑事訴訟法にしても、近き將來に於ても、一大改變の加へらるることが豫想されるのであるが其の曉に於ても尙十分に存在理由があると認められるし、私共としては執務上研究上大いに参考となるのであるから、茲に筆寫に代へて排印することとした。

昭和十年三月

司法大臣官房調査課

14.5-54

獨逸裁判所構成法

目次

緒言	一
第一章 裁判官	四
第二章 裁判權	六
第三章 區裁判所	九
第四章 參審裁判所	一〇
第五章 地方裁判所	一四
第六章 陪審裁判所	一六
第七章 商事部	一七
第八章 控訴院	一八
第九章 大審院	二一
第十章 檢事局	二六
第十一章 裁判所書記	二九

獨逸大法官會議查照

獨逸裁判所構成法

獨逸裁判所構成法の要旨を述べ、その歴史、組織、裁判官の選任、裁判權の分配、裁判所の種類、陪審裁判所の制度、商事部の設置、控訴院の組織、大審院の機能、檢事局の職務、裁判所書記の役割などを詳しく説明している。また、獨逸の裁判制度が日本の裁判制度に与えた影響についても触れている。

獨逸刑事訴訟法

目次

第一編 總 則	一
第一章 裁判所の事物の管轄	九
第二章 裁判籍	一四
第三章 裁判所の職員の除斥及び忌避	一九
第四章 裁判及び其の告知	一〇一
第五章 期間及び原状回復	一〇三
第六章 證人	一〇五
第七章 鑑定及び檢證	一〇三
第八章 差押並に搜索	一〇八
第九章 勾留及び假勾留	一一五
第十章 被疑者の訊問	一二七
第十一章 辯護	一三八

第十二章 送達及び執行の官吏	一七
第十三章 司法共助	二〇
第十四章 審問の公行と法廷警察	二四
第十五章 裁判所の用語	二七
第十六章 評議及び表決	二九
第十七章 裁判所の休暇	三〇

第二編 第一審に於ける手續……………一四二

第一章 公訴……………一四三

第二章 公訴の準備……………一四五

第三章 豫審……………一五〇

第四章 公判手續の開始に關する裁判……………一五五

第五章 公判の準備……………一六〇

第六章 公判……………一六五

第七章 不在者に對する手續……………一七六

第三編 上訴……………一八〇

第一章 總則……………一八〇

第二章 抗告……………一八四

第三章 控訴……………一九六

第四章 上告……………一九九

第四編 確定判決を以て完結したる手續の再審……………二〇六

第五編 被害者の手續參加……………二〇四

第一章 私人起訴……………二〇四

第二章 公訴參加……………二二二

第六編 特殊の手續……………二二五

第一章 區裁判所の處罰命令に關する手續……………二二五

第二章 警察の處罰處分後の手續……………二二七

第三章 公課及び租税の取立に關する規定に對する違反行爲に關する手續……………二二九

第四章 沒收及び財産の差押に關する手續……………三三二

第五章 軍事上の犯罪、軍人軍屬に對する刑事事件及び軍人の刑事事件の場合に於ける手續に關する特則……………三三三

第一節 軍事上の犯罪についての規定……………三三三

第二節 軍人軍屬に對する刑事事件及び軍人の刑事事件についての規定……………三三三

第七編 刑の執行及び訴訟手續の費用……………三三七

第一章 刑の執行……………三三七

第二章 手續の費用……………三三三

目次
第一章 緒言
第二章 獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟法
第三章 裁判所の組織
第四章 裁判所の機能
第五章 裁判所の地位
第六章 裁判所の権限
第七章 裁判所の管轄
第八章 裁判所の裁判
第九章 裁判所の執行
第十章 裁判所の監督
第十一章 裁判所の改革
第十二章 裁判所の将来

司法資料
第九十三號

獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟法

緒言

ベルリン大學教授

ドクトル・コールラウシユ



組織の概論

第一節 裁判所の構成

八六七年には北獨聯邦成り、一八七一年には獨乙帝國建立されて、こゝに初めて我が獨乙國の裁判所の構成統一の業は成つた。即ち一八七七年一月二十七日の裁判所構成法であつて、翌一八七九年十月一日を以て施行されて居る。

(a) 此の裁判所構成法に於ては刑事裁判所の組織は、犯罪を重罪、輕罪、違警罪に三分する刑法第一條所から出て居る。即ちフランスの傳統に従つて重罪は陪審裁判所で、陪審裁判所では陪審員は罪責問題に關して裁判を爲し、裁判官は刑罰問題に關して裁判をする。輕罪は地方裁判所の刑事部に依つて

五人若は三人の専任裁判官 *Benfrichter* が裁判をする)で裁判をし、之に反して違警罪についてはハノ
 ーウアー、ザクセン兩邦の模範に倣つて區裁判所に參審裁判所を設置し、こゝでは専任裁判官一人と素
 人裁判官 *Tale Richter* 二人とが不可分の一體となつて、罪責問題と刑罰問題との双方について、裁判を
 することになつて居た。

然も此の組織は久しきに亘つて満足するに足るものとする事は出来なかつた。蓋し此の組織は、
 (1)素人の裁判官を裁判に與らしむべきや否やの點、即ち特に陪審裁判所の制度を如何にすべきやの點
 に關する賛否の議論の妥協折衷に基くものだからである。(2)犯罪を三分するのは實質上の理由に乏
 しいからである。(3)犯罪の三分主義に立脚する刑事裁判所の三分主義は、刑事部並に、特に忠實に細心
 に仕事をする陪審裁判所の負擔を過重ならしめるの結果を來したからである。(4)同時に刑事部の判
 決 *Strafkammerurteil* に對して控訴を爲すことを得しめやうと云ふ希望之については、後に控訴につ
 て論じて居る箇所を參照せられたいを生じたけれども、此の希望は若しそれを充すに於ては更に一つ
 の刑事裁判所を挿入するの結果を來すからである。

(b) かやうな次第であるから、一八八三年には早くも刑事裁判所の構成を根本的に改造しやうと云
 ふ説を唱へる者が出て來て、幾多の部分的改正案の提案のあつた後、一九〇九年三月二十六日に至つて
 新刑事訴訟法案並に、裁判所構成法の之に相當する改正案が、帝國宰相の手から國議會に提出された。
 其の理由書中には從來の改正案が綜合されてある。かくて此の法案は本會議の讀會二回、委員會の讀

會二回の後竟に審議完結を告ぐるに至らずして止み、一九二〇年の初には國司法大臣は參議院に新草
 案を提出したが、參議院は是等の草案を審議さへもしないで了つた。

こゝに於て再び部分的改正の方法を執ることとなり、一九二二年四月二十五日並に七月十一日の國
 法を以て女子にも司法の職に就くことを許し、また少年裁判所は法律の許す限りは先づ命令を以て設
 置せられたのであつたが、一九二三年二月十六日の少年裁判所法で法律上に認められることになつた。
 併し一九二二年六月十九日の刑事裁判所の組織刷新に關するラードブルッフの私案や、之を基礎とし
 て起案して國議會へ提出された一九二三年五月二十九日のハインツニ法案などは、何れも審議を終ら
 ずして了つた。

然るに新に國の財政上の状態に刺戟されて、一九二三年十二月八日の國法は國家國民の窮乏に顧み
 必要であり且切實なるものと認められる處置を執るの權限を國政府に與へたので、此の授權に基いて
 一九二四年一月四日には、裁判所の構成並に刑事司法に關する律令が發布された。此の律令は部分的
 には一九二二年及び一九二三年のラードブルッフ並にハインツニの草案に倚據して、刑事裁判所の構
 成を根本的に變更し、其の手續を改正し、特に近年發布された改正法を取入れて、裁判所構成法並に刑事
 訴訟法の全面的改正を必要とするに至つた程、根本的の改正を加へたものである。此の全面的改正は
 律令第四十三條が國司法大臣に與へた授權に基いて、一九二四年三月二十二日を以て行はれ、此の刑事
 訴訟法の新法文と一九二四年一月四日の律令との間に(是は例へば刑事訴訟法中に於ける或る條文の

位置が此の律令の精神に違つた特定の解釋を導くことがあるので、往々にして實際に見る所である)矛盾を生ずるときは、律令が優先するのである。

- (c) 一九二四年の裁判所構成法改正法の一番大切な所は、左の諸點に在る。
- (1) 第一審としての地方裁判所の刑事部を廢止して刑事部の事件を參審裁判所に移管したこと、
 - (2) 陪審裁判所に代ふるに大參審裁判所 *Grosses Schöffengericht* を以てしたこと(但陪審裁判所と云ふ名稱丈はもとの通りである)。
 - (3) 違警罪、大抵の輕罪並に二三の重罪を單獨判事の權限に屬せしめたこと、
 - (4) 背叛罪に關する事件 *Landesverratsache* をは第一審としての大審院から控訴院に移送し得るものとしたこと、
 - (5) 地方裁判所の刑事部に素人 *Laien* を參與せしめること、且刑事部は單に此の點についてはヒ訴の項の(a)を参照せられたい控訴裁判所たるに止まるものとしたこと、
 - (6) 大審院の刑事部に於ける裁判官の數七人を五人に、控訴院の刑事部に於ける裁判官の數五人を三人に、第一審たる場合には五人減少したこと。

即ち大體に於て刑事部の事件は參審裁判所に、參審裁判所の事件は單獨判事に移管された譯である。以上述べた所に依れば、通常裁判權 *ordentliche Gerichtsbarkeit* (裁判所構成法第十二條)の範圍内には本稿の末尾に表にして掲げた丈の刑事裁判所を存する譯である。國に對する大逆内亂罪についての大

審院の第一審としての權限は、一九二二年七月二十一日の共和國體擁護裁判所 *Staatsgerichtshof zum Schutze der Republik* に移管されたが、併し一九二六年三月三十一日の國法に依つて、再びもとに復することゝなつた。

此の通常の刑事裁判所の外に、國法を以て特別裁判所を設置することを得べく、又は少くとも之を認めることが出来る(裁判所構成法第十三條)。併し乍ら(國憲法第一百五條及び裁判所構成法第十六條)所謂

「例外裁判所」*Ausnahmegericht* は許すべき限りではない。(註)

(註) 何人と雖犯罪を爲した時にかくの如き案件について一般的に且法律若は效力を有する命令、例へば國憲法第四十八條に依るもの、大審院判決録第五十六輯第百六十一頁參照)に従つて權限を有して居た裁判所の裁判を受けることを求める權利を有する。之に依れば稱して「例外裁判所」と云ふのは

(1) 行爲を爲した後に至つて設置されたか又は權限を有するものと宣言された裁判所を指すのであるが、裁判所の構成が根本的に改新された場合に其の範圍内に於ける裁判所であると云ふきは此の限りではない。

(2) 當初から存立して居た裁判所であるけれども、一般的に定められた場合についての裁判所ではなくて、個人的に定まつた者について設置され又は權限を有するものと宣言された裁判所である。

所が今日では例外裁判所は國憲法第一百五條の禁止して居る所でもあるのだから國憲法を改正する法律を以てしなければ、例外裁判所の管轄を設けることは出来ない。之に反し第十三條及び第十四條の骨子内に於ては、特別裁判所 *Sondergericht* は許される。換言すれば一般的に限定した事物については、當初から裁判権を有するものと宣言することが出来るのである。

(d) 裁判所は、時には専任裁判官のみを以て組立てるし、時にはまた専任裁判官と素人裁判官とを以て組立てるものであることは、以上に述べた通りであるが、國法は是等の裁判官の資格についての條件を規律し、其の獨立についての保障を設けるに止まつて居る。

即ち裁判所構成法第二條乃至第五條は、裁判官について最小限度の學問的資格を要求し、一方第六條乃至第十條は、其の個人的獨立についての保障を設けて居る。此の最後の點に關しては特に裁判所構成法第十六條、第六十一條以下及び第八十三條並に具體的の場合に於て、裁判官が訴訟と餘りに親近な個人的關係に在る爲に裁判官たることを「除外」される場合、又は少くとも「忌避」されることのある場合、刑事訴訟法第二十二條乃至第三十二條についての規定を参照せられたい。素人裁判官にあつては、其の素人裁判官たるに適しない者は除外しなければならぬけれども、それにも拘らず其の選任に專擅的の分子の伴ふことは一切之を排斥することが肝要である。其の結果として無資格の法定宣言、選拔に依る意識的意思決定並に抽籤に依る偶中的決定などの方法を複雑に組合せることにした。尙ほ裁判所構成法第三十二條乃至第五十七條、第八十四條乃至第九十一條を参照せられたい。

(e) 何れの裁判所にも検事局を附置する。検事は公訴を提起し、公判に於て之を主張し、裁判所の審問の爲の證據方法を蒐集し、(第三十六條、第二百四十四條)且大抵の單獨判事の事件に於て見るやうに、其の區裁判所判事に委任されない以上は刑を執行するを要する(第四百五十一條)。併し乍ら検事は國家の代表者としては實體的眞實についての公の利益をも代表することを必要とするのであつて従つて必要の場合には被告人を辯護しなければならぬ特に第六十條、第二百九十六條)。

検事局の組織は合議に依るものではなくて、命令服従の官僚組織であつて、長官の意思が一切を決定する裁判所構成法第四十四條以下、第一條参照)。

司法行政部に隸屬し、専ら司法の目的の爲に供せられる警察(フランスに於けるが如きは、裁判所構成法の規定する限りではなくて、検事の補助官として職權を行使するのは、寧ろ内務行政に屬する各邦の警察官であつて、其中特定の範疇に屬する者が主管検事の命令に服従するを要するのである)裁判所構成法第五十二條)更に司法警察の中央集權と云ふ點に於ては、まだ施行されて居ない一九二二年七月二十二日の國司法警察法がもつと進歩的になつて居るのである。

第二節 刑事訴訟手續

凡そ何れの刑事訴訟法と雖、犯罪人を徹底的に訴追すると云ふ利益と、冤繫の者を釋放し、無關係者に迷惑をかけぬやうにすると云ふ利益と、此の二つの利益を調和させやうとして居ないものはない。前

なる利益を保護するには國家の自然の權力手段を以て充分とするのであつて、刑事訴訟法の任務とする所は、かくの如き國家の權力手段の行使を、冤繫者並に無關係者の利益の爲に確定の規則に羈束せざるに在る。

第一項 基本問題

以上に擧げた任務を解決しやうとする試みの經過中に、特定の若干の問題が特に重要であることが明かになつた。或る刑事訴訟法が此等の問題をどう解決して居るかに従つて、此の刑事訴訟法の性質はきまるのであつて、且又立法論としての論争も亦、此の問題を中心として行はれるのを常とする。

我が現行刑事訴訟法が法律として公布された時代、即ち十九世紀の七十年代に於て特に大切なことは、(1)辯論公行主義を實施することであり、(2)訴訟手續の口頭主義を實施することであり、(3)専任の裁判官と並んで國民裁判官 *Volkrichter* を裁判に參與せしめることであつた。併し乍ら是等の要件よりも、(4)被告人の權利を充分に保護することを目的として、形式上刑事訴訟を當事者訴訟 *Parteiprozess* に形成すると云ふ任務の方が、次第に遙に重きを爲すやうになつて了つた。證據法 *Beweisrecht* の是と同じやうな重要な基本問題については、第三項の項で論ずる所を参照せられたい。

(a) 當事者主義 *Parteigrundsatz* 又は公訴主義 *Anklagegrundsatz*

刑事訴訟は糾問訴訟 *Inquisitionsprozess* の形式で行ふことも出来れば、また公訴訴訟 *Anklageprozess* の形式で行ふことも出来る。糾問訴訟の場合にあつては、裁判官は嫌疑に基いて職權を以て行動を爲し、

事實關係を闡明し判決を言渡すのであるが、公訴訴訟にあつては裁判官は公訴の提起するを俟つて初めて行動を開始し、其の正否を裁判するのである。

だから糾問訴訟の場合にあつては、手續の主體としての裁判官と、手續の客體としての嫌疑者と、只二種の關係者しか必須ではないが、之に反し公訴訴訟の場合にあつては、當事者たる原告官と被告人との間に立つて、此の兩者の申立を裁判する裁判官が存在し、三種の關係者を必須とするのである。

犯罪人を徹底的に訴追することの出来るのは糾問訴訟の特色であり、冤繫者の保障が充分であるのは公訴訴訟の特色であると普通云はれて居るが、それは特に、公訴訴訟に於ては被告人に向つて自分の利益を保護する爲に、特定の權利を與へることが比較的容易であると云ふのが先づ第一の理由である。けれどもわけても糾問訴訟に反對する理由としては、司法權を發動させる任務と、案件を裁判する任務とが同一の裁判官の手中に總括されてあると云ふことが重きを爲すのであつて、此の一事は二つの理由から懸念せざるを得ない。抑も司法權が發動するには其の基礎として、必然的に嫌疑者にとつて何等か不利益な觀念が存在することを必要とするのであるから、判決のときに至つて此の觀念から脱却するのは困難である。次に判決は獨り嫌疑者の責任の有無について裁判をするのみに止まらず、同時にまた——客觀的に——此の嫌疑者に向つて司法權を發動させたことが正しかつたかどうかと云ふ事をも裁判するのであるが、假令主觀的には、換言すれば當初の事態の上からは司法權を發動させたのが正當であつたにしても、糾問訴訟の裁判官は、手續の開始に際して關係のなかつた公訴訴訟の裁判官

よりも遙に、疑はしい場合に稍もすれば有罪を言渡す傾があるのであつて、かう云ふ心理的理由から考へ合せて見ると、刑事訴訟手續を糺問訴訟として形成するときには、裁判官の公平を危からしめ、裁判官をして「自分自身の事件」に於ける裁判官であるかの如く認めさせるやうになる事があり得るのである。我が獨乙國に於ける中世の訴訟は、公訴訴訟であつて、被害者又は其の親屬が原告であつたのであるが、中世の末期になると、此の手續ではもはや充分でなくなつて了つて、訴追を引受けると云ふことは、次第に煩はしいことゝなつて了つて、私闘の方が遙に時世に適したることゝなり、國家は是が鎮壓に努めたけれども更に其の效なく、是が同時に新しい犯罪の淵源を成すに至つた。然もまた他の半面に於ては、犯罪と云ふものは國家社會にとつて重大な意義を有するものであると云ふ洞察が次第に勢を得て來た。かくて一五三二年のカール五世帝の刑事裁判所法は、理論の上では獨乙古來の公訴主義の原則を墨守して居るけれども、寺院法の思想を繼受することに依つて、公訴主義と相並んで糺問主義の形式を可能ならしめることゝしたものである。

かやうな次第であるから、カール五世の刑事裁判所法に續く所謂普通刑事訴訟が、十六世紀から十八世紀に至るまでの間に亘つて、主として糺問主義の形式を更に展開させたのも尤もなことである。かくの如くにして國家は徹底的に犯罪人を訴追することが出来るやうになつた譯であるが、曩に述べたやうな理由は他の原因と相俟つて、不公平と專擅とを著しく助長し、其の結果として十九世紀の初頭に至つて法治國思潮は、再び公訴訴訟を促すことゝなつた譯である。

十九世紀の任務とする所は、獨乙古來の公訴訴訟の特長判決の公正についての保證の増大をば、寺院法並に普通法の糺問訴訟の特長(犯罪の訴追の徹底の増大)と融合させて、此の双方の不利益を避けるにあつたのであるが、此の任務は彈劾の形式 *Anklageform* の原則に國家起訴 *Staatsanklage* の原則を結合することに依つて、解決された。フランスの制度 (*ministere public*) (檢察官) に倣つて公訴官 *öffentlicher*

Ankläger の制度がプロシヤ邦で採用されたのは、一八四六年のことである。是ぞ今日の檢察事である。檢察事に其の職務は、判事並に其の職務とは無關係であり、逆に判事並に其の職務は、檢察事に其の職務とは互に無關係である。即ち裁判官をして獨り人的關係に於てのみに止まらず、是は第二の任務であつた、事物の上でも之を獨立たらしめんとする自由主義の要求は、此の檢察事の制度に依つて初めて充されることゝなつたのである。

現行法は刑事訴訟法第五百一一條に公訴の原則を掲げて、「裁判所の審問の開始は起訴を條件とす」と云ひ、第五百十二條には公訴の原則を掲げて、「公訴を提起するは檢察事の任とす」と云つて居るのであつて、特に檢察事は僅少の例外を除けば、刑事訴訟法第三百七十四條(起訴を獨占するのであつて、公訴提起の任を有するものは獨り檢察のみに限られる。所が檢察事は政治的官廳なのであるから、檢察事以外の者は公訴提起の任を有しない以上は、公訴權が專擅に依つて行使されない場合に對する保障が必要となつて來る)逆の場合に於ては、裁判所は公判を開始しないことに依つて、又は被告人を放免することに依つて、保護をする。何となれば既に起訴の行はれた後にあつては、被告人は裁判所の裁判を求める權利を

有する次第だからである。

かくの如き保障は所謂合法主義 *Legaliätsgrundsatz* の原則に依つて與へられる。即ち檢事は充分なる根拠を存するに於ては、裁判上罪となる、且訴追することを得べきあらゆる行爲に關して、司法權を發動させる獨り權利を有するのみに止まらず、原則として法律上其の義務を負ふものである(第百五十二條第二項)。反對の便宜主義 *Opportunitätsprinzip* は、具體的の案件の狀況に斟酌を拂ひ酌量するに値ひする場合に於ては起訴を見合はすことに依つて、形式上窮屈な刑罰權を緩和することが出來ると云ふ長所があるけれども、權利の問題に於ては合宜上の考慮を政治的官廳の手に委ねやうとは考へられなかつたのである。只一九二四年四月一日以來は第百五十三條並に第百五十四條に廣汎な例外の設けられてあるのは云ふまでもない。

更に檢事の公訴提起の義務を事實上に履行するの道確保するの必要があるやうに考へられた。之には二つの方法が問題となる。即ち裁判所をして公訴提起の義務の履行を監視させることにするか、又は補充的に被害者の私人起訴 *Privatklage* を認めるかであるが、本法は前なる方法を執ることになつて居る。第百七十二條乃至第百七十七條を參照せられたい。

けれども檢事は、獨り専ら原告官たるのみに止まらず、國家の代辯者として實體的眞實の發見に援助を與へる必要がある。されば必要の場合には、被疑者の爲を計らなければならぬ。(特に第百六十條、第百九十六條參照)。

被疑者——被疑者は起訴以後は「被告人」*Angeschuldigte*、公判の開始後は公判被告人 *Angeklagte* と呼ばれる(第百五十七條)——の權利は公判に出席する權利、勿論大抵の場合にはそれは義務でもある(と、自分の所存を聽かれる權利、此の場合供述を爲すの義務は此の權利に對應するものではない)を以て頂點とする次第であるが、兩者共に公判に於てのみ認められる所であつて、特に刑事訴訟法第百三十六條、第百三十條乃至第百三十五條、第百五十七條、第百五十八條、豫審に於ては只第百十四條 d、第百十五條 a、第百九十三條、第百六十九條第二項などの場合に於て認められるに過ぎない。而して被告人は證據調の申立を爲し、獨立して證人及び鑑定人を召喚するの權をも有するのである(第百十九條、第百二十二條)。

手續の如何なる状態に在るを問はず、被告人は辯護士を聘用することが出來る(第百三十七條)。時には(第百四十條)辯護が必要なことすらあるが、是は可也手續の後になつてからのことであるのは云ふまでもない(第百二十一條、けれども第百八十一條、第百十五條 d 第二項も亦)。辯護士は被疑者と同一の制限内に於てのみ、裁判所に出頭するの權利を有する(第百九十三條第四項に一小例外がある)。併し記録を閲覧することに依つて事件の經過を知る辯護士の權利(第百四十七條)は、被疑者の權利以外に亘るものである。けれども此の權利も亦、辯護士は檢事と同じ範圍で(第百九十六條)之を有するものではない。蓋し豫審の終結するまでは記録の閲覧を許すべきや否やは豫審判事の裁量に屬せしめられる事柄だからである。

(b) 及び (c)、手續公行主義と手續の口頭主義

是等の主義も普通の刑事訴訟法の糾問手續と對立する原則である。國民が刑事司法を統制することを欲求して見た所で、裁判が口頭辯論に基いて行はれ、記録に基いては行はれないことにならない以上は、到底出來べきことではなかつたのである。

手續公行の原則は現在では國家の安寧、公の秩序並に善良の風俗の必要に因る制限を以て第六十九條以下に言明してある所である。併し少年裁判所に於ける辯論は原則として公行されないことになつて居る。

口頭辯論主義の原則は明示的には言明してないけれども、幾つかの散在する單行規定からして之を推論することが出来る。即ち公判の人的並に時間的集中を規定して居る第二百二十六條、第二百二十九條などからして推論される所であるが、特に第二百六十一條以下の規定からして、判決は口頭辯論に於て提出された所のもの、従つてまた當事者の論駁辯明することの出來た所のものしか基礎にとることは出來ない(即ち記録の内容に基いて裁判することは許されない)のは明白である。

(d) 國民裁判官 *Volksrichter* の制度は昔からあつた制度であつて、中世の獨乙にあつては國民裁判官が寧ろ原則だつたのである。何となれば法は國民の間に生きて居る意識に外ならないのであるから國民こそ法を識つて居る譯なのである。然るにイタリー系寺院法系の訴訟を繼受するに及んで初めて専任裁判官 *Professurrichter* なるものが輸入され、此の専任の裁判官が普通法の訴訟の時代を支配し、其

の後十八世紀の中葉以來又もや國民裁判官を要求する聲が高くなつて來たのであるが(モンテスキュー)それはもはや國民裁判官が法を識つて居るが爲ではなくて、寧ろ事實關係の認定と云つたやうな法律以外の任務を、刑事訴訟手續に於て解決するの必要があつたからである。即ち國民は刑事訴訟に關與し、之に依つて法律上の形式主義や専任裁判官の政治的從屬に對する權力の平衡を形造らせやうと云ふのであつた。

此の思想を實現しやうとして考出した形式は先づ第一に陪審裁判所の形式であつて(一八五二年プロシヤ邦)其の直接の模範となつたのはフランスの陪審裁判所(一七九一年がイギリスのデューリー *Jury* の制度を倣つたものであるとする學者があるが、それは間違であるが何れにしてもフランスでは素人裁判官は人間としての健全な悟性を以て事實問題を裁判し、法律の素養のある専任裁判官は法律問題に關して裁判をすることになつて居るのに反し、獨乙では幾何もなくして所謂事實上の認定も既に法律の下への包括を包蔵するものであることを識認し、従つて事實問題と法律問題との區別を佛法に於けるとは趣を變へて、即ち罪責問題 *Schuldfrage* と刑罰問題 *Straffrage* とに區別することにした。一八七七年の刑事訴訟法の如きも亦其の選に洩れないのであつて、陪審裁判所に於ける公判についての特別の一章を設けてある(第二百七十六條乃至第三百十七條)。併し乍ら陪審員を純然たる事實問題の裁判に制限するのは困難であること、是が爲に手續は不自然になり、頗る鈍重なものとなること(發問と説示)を伴ふので、裁判官と陪審員とを形式的に區別するのは陪審員の獨立を

保障せんが爲であるけれども、兩者の間の健全な交互的刺戟作用も分離に依つて妨げられざるを得ないこと、素人裁判官も亦或る意味に於て「從屬的」なものであること、即ち豫め執つて居た見解とか、新聞の意見とか、國民の意嚮だとか云ふものに左右され勝であつて、然も裁判官の職に在る者は客觀的考察に慣れて來て居るけれども、素人裁判官はそうした物事を客觀的に考察することに慣れないので、そうした作用で前に擧げたやうな影響に反對作用を及ぼさせることは不可能であると共に、裁判官の政治に對する從屬の程度も一七五一年乃至一八五〇年の昔とは、到底比較になるものではないと云ふ見識を生ずるに至つたこと、是等の事情は相俟つて一八七九年後幾何もなくして刑事訴訟法に不利な批評を生ぜしめ、此の反對論は其の後次第に勢を増して、竟に一九二四年一月四日の命令を以てして、從來の陪審裁判所を廢止させて了ふまでになつた。陪審裁判所の名稱は今日でも残つて居る。併し乍ら其の區別の標準的の原則、即ち裁判所構成法第八十二條は廢止されて了つたのである。

之に反しハノーヴァー(一八五〇年)ザクセン(一八六八年)の兩邦の模範に基く參審裁判所は、何時も乍らの重大な意義を持續して居る。參審裁判に於ては、專任の裁判官と素人裁判官とは公判に於て平等の權利を以て共同動作を爲すのであつて、兩者は共同的に仕事を爲すことに依つて、法律上の知識と實生活上の經驗とを交換するものである。而して參審裁判所の今日での活動範圍については、下に掲げしある表について見られたい。

第二項 第一審の通常の手續

第一審の通常の手續は、刑事訴訟法第二編中に規律されてあるのであつて、豫審手續と公判手續との二つに分れ、公判手續の劈頭に所謂公判開始決定が掲げてある。

公判前の手續 *Vorverfahren* は、檢事の調査手續[所謂準備手續] *vorbereitendes Verfahren* (第二章)に盡きるか、又は其の外に更に裁判所の豫審 *seriichtliche Voruntersuchung* が附加はるかである。

A. 豫審を伴ふ手續

裁判所の豫審は第七十八條第一項の場合に於ては必要であるが、「違警罪」の場合にあつては豫審を許さない。けれども其の中間に存する場合に於ては(即ち參審裁判所若は單獨判事の面前に持出さるべきすべての重罪及び輕罪事件に於ては)準備手續と公判との間に豫審を挿入すべきや否やは檢事の決意如何で定まることであつて、檢事は特に極めて複雑した場合であつて統一的な裁判官の行爲を必要とするときでなければ、豫審を請求しないのが常である。以前には未決勾留が必要であつて、且公判を準備するに四週間の期間では不足する場合にあつても、檢事は豫審を請求することになつて居た。第二百二十六條は今日では廢止されて了つて居る。

豫審とは第五十一條に所謂裁判所の取調 *seriichtliche Untersuchung* である。従つて豫審の開始を求め、檢事の請求は、公訴の提起たるものと謂はなければならぬのであつて(第七十條)此の場合にあつても公訴狀は豫審後に至つて初めて提出するを要するのであるにも拘らず(第九十八條)尙ほ且公訴の提起と見ていゝ。かやうな次第であるから公訴狀は二つの意義を持つことがある。豫審を伴

はない手續に於ては、此の手續中に公訴の提起を存するけれども、之に反して豫審を伴ふ手續に於ては、只公判の開始を求める請求丈しか存在しないが、此の場合にあつては、公訴は既に豫審の開始を求める請求の中に包含されて居るのである。此の事實から生じて来る、極く重要な實際上の結果は、第五百十六條に依れば豫審の開始後は公訴官廳はもはや一方的に公訴を抛棄することは出来ない。被告人は寧ろ裁判官の判決を求める権利を有する。豫審判事がいろ／＼の點に於て檢事に從屬して居るのは、豫審の此の性質と相容れ難いものゝあるのは云ふまでもない所である(例へば第二百二十四條第二項)。手續の三つの主なる時期(準備手續、豫審及び公判)と若干の中間の時期に於ける手續の經過に關しては、こゝでは只以下の諸點を一言して置くに止める。

(a) 準備手續は檢事の權内に屬する。告訴告發が此の手續の基礎となることもあれば(第五十八條)或はまた檢事自身の發案が此の手續の基礎となることもある(第六十條)。此の手續の目的とする所は結局公訴を準備し、滅失の虞ある證據を調べるに在るのであつて(第五十八條)其の手段は檢事に一任される。こゝに重大な意義を有するのは檢事の補助機關の行動であつて、即ち此の補助機關は獨り檢事の命令に服従するを要するのみに止まらず(裁判所構成法第五十二條)職權を以ても行動を爲すことを得べく、此の場合にあつては其の調書を檢事に廻付するを要するのである(第六十三條)。加之判事の關與を必要とするでもないではない。何となれば或種の處分は判事でなければ之を命じ、若は之を施行することを許されないからである(特に強制處分、宣誓、檢屍並に死體解剖等)。けれども判

事も亦檢事の請求に依つて行爲を爲し(第六十二條)又は或程度に於ては臨時の檢事 *Not-Staatsanwalt* として行爲を爲すのである(第六十五條、第六十六條)。

(b) 豫審は豫審判事の權内に屬することである(刑事訴訟法第八十四條)裁判所構成法第六十一條けれども刑事訴訟法第八十五條をも参照。豫審の目的とする所は罪責の有無を立證するに在るのではなくて、寧ろ單に公判を開始するに「充分な丈の嫌疑」を存するものであるかどうかについての、裁判所の裁判を準備するに在る丈のことであるが、其外滅失の虞のあるか、又は被告人の免責を準備するのに必要な證據をも調べなければならぬのは勿論である(第六十八條)。豫審判事が此の目的の爲に爲さんとする所のもは豫審判事の自由であるが、只豫審判事は被告人を訊問することを必要とする(第九十二條)。其の他の點に於ては被告人は只例外として豫審判事の行爲に立會ふの權利を有する丈けである(第九十三條)。

(c) 豫審が終結すると記録は檢事に返付されるが、併しそれは決して獨立の裁判をする爲ではなくて「請求をする爲に過ぎない(第九十七條)」。併し裁判所は檢事の此の請求に羈束されるものではなくて(第二百六條)寧ろ現に存在する資料に基き獨立して、第二百二條乃至第二百五條に依る四つの決定の一つを爲すのである。けれども裁判所は豫め第二百一條の定める所に従つて被告人に、自分の方の側からも其の他の豫備調査を求める申立を爲すの機會を與へる必要がある。此の手續たるや豫審のあつた後にあつては豫審を伴はなかつた場合に於けるとは別様の形式を有する手續なのである。

(d) 裁判所が第二百三條に依り公判の開始を決定した時は、裁判所は第二百十三條乃至二百二十五條に従つて公判を準備し、第二百二十六條乃至第二百七十五條に従つて之を實施するを要する。其の形式上の経過については特に第二百四十三條、第二百四十四條第一項を参照せられたい。公判は判決の言渡を以て終る(第二百六十條)。判決は本案の審理の遂行に訴訟上の障礙を存しなかつた場合にあつては、必ず有罪又は無罪を言渡さなければならぬ。證據不充分 *non liquet* の場合にあつては、手続を中止するやうなことはしないで、寧ろ被告人を放免しなければならぬ。時には此のことを説明して、檢事は常に舉證の責任を負ふものである。疑はしきは被告の利益に解す *in dubio pro reo* べきであると云ふ風に云ひ現はす人もある。

B. 豫審を伴はない手続

是は實際上遙に頻繁に見る手続であつて、其の前者と異なる所は以上に述べた所からして推論される。こゝに特に指摘すべきは、第二百十二條に依り簡易手続を行ひ得ることである。實際上非常に頻繁に行はれる犯罪については、押込盜から累犯に至るまで單獨刑事の管轄を設定することが出来るのであつて、即ち參審員の招集を待つことを必要としないのであるからには、此の簡易手続は特に逮捕の場合に重大な意義を有することゝなつた譯である。

第三項 證據法

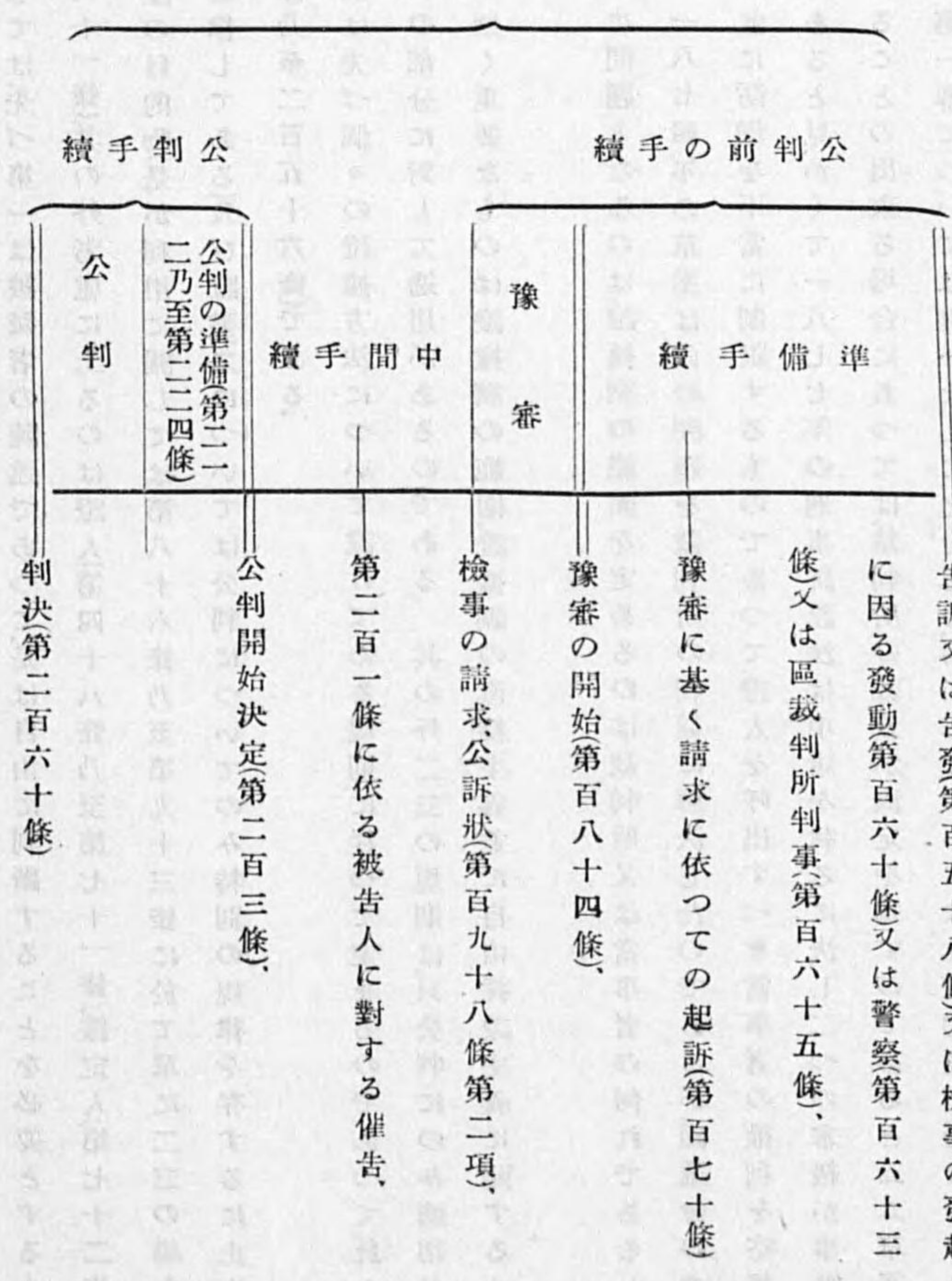
公判前の手続に於ても、重點を成すものが證據調であることは公判に於けると同様である。

證據方法としては先づ第一は被疑者の陳述であつて、是は自由に判斷することを必要とする次第であるが、第二百六十一條、其の外考慮に上るのは、證人第四十八條乃至第七十一條、鑑定人第七十二條乃至第八十五條、檢證の目的物(是が利用に關しては第八十六條乃至第九十三條に於て、單に二三の場合について特に之を規律してある)及び證書之については公判についてのみ特別の規律を存するに止まる。第二百四十九條乃至二百五十六條である。

證據調の方法は先づ個々の證據方法について設けてある規則に従つて定まるのであつて、此の規則は手続のすべての部分に對して適用があるのである。其の外二三の規則は、只公判にのみ適用があるのであつて、其の極く重要なものは證據調の範圍、證據調の直接主義並に自由採證主義に關するものである。

(a) 先づ第一に問題となるのは、證據調の範圍を定めるのは裁判所又は當事者の何れであるかと云ふことである。一八七四年の草案は此の問題を裁判所の利益に解決したのであるが、國議會の委員會は之を以て公訴並に防禦を不當に制限するものであつて、證人を呼出すべき當事者の權利を空想に終らしめるものであると見、かくて一八七七年の刑事訴訟法は中庸を執るに決し、二つの審級が事實問題に關して裁判することの出来る場合にあつては、裁判所の裁量が決定を爲すのであると云ふ草案の提案を墨守し、特に第一審については例外なしに之を認め、第二審については比較的軽い場合についてのみ之を認めることとした。(第二百四十五條第二項)。けれども事實問題が終局的に第一審に於て確定

裁判所の審問



される場合にあつては當事者は控訴の許されない代償として、證據調の最小範圍をみづから決定するの權利を與へられることになつて居た。併し乍ら一九二四年以來は殆どすべての事件に於て控訴を許すことになつて居るのであるから、第二百四十五條上本則たるものと認められて居る法則が、事實上は例外としての規定になつて了つて居る譯である。されば一九二五年十二月二十二日の國法は、原則として當事者の申立を無制限ならしめるの舊來の思想を回復し、一九二六年十二月二十七日の國法は公判中に至つて初めて召喚され、且出頭する證人、鑑定人及び其の他の證據方法に迄も之を擴張することにした。

(b) 證據調の直接主義は裁判官の實見例へば證人の訊問と究極に於て立證し得べき事實例へば乙の犯した甲の殺害の事實との間の聯鎖を出来る丈短かゝらしめやうと云ふ相對的のこと丈しか意味するものではなく、然も此の原則は普遍的には言明されて居ないのであつて、訴訟の指揮を合理的ならしめるに於ては此の原則はおのづから遵守される譯なのである。即ち證人が噂に聞いたことを其儘供述するのを原則として禁止するものではない。只云ふまでもなく非常に重要な點に於ては法律は間接の證據調を除外して居る。即ち判決裁判所は或る事實について證人又は鑑定人を親しく訊問することの出来る場合には、記録の朗讀を以て供述に代へることを許されないであつて、證人若は鑑定人自身に朗讀させるにせよ、或はまた證人若は鑑定人の供述を調書に録取した裁判所書記に朗讀させるにせよ、何れも許すべき限りでないのであつて、只一定の例外の場合に限り之を許すのである。詳細

は第二百五十條乃至第二百五十六條に規定してある。第三百二十五條も亦そうであるのは云ふまでもない。此の原則は今日行はれて居る手續と普通法時代の刑事訴訟手續とを本質的に異らしめる所であつて、普通法時代の刑事訴訟手續にあつては、裁判官は記録に基いて裁判をしたものである。かやうな次第で證據調の直接主義の原則は辯論の口頭主義の原則と相關聯するものではあるけれども、然しそれと全然同じ意義を持つものではないのである。

(c) 裁判所が個々の證據方法に如何なる證據價値を認めやうとするかは、古來普通法時代に至るまで所謂證據規則 *Beweisregel* に依つて規律されて居た。自白とか「信憑す」べき證人などについて此の規則の適用があつたものである。所が現行法は、普遍的に表示してある一定の條件の具備せらるゝに於ては、一定の事實について當然一定の心證を得べきであつて、またかゝる場合にしか一定の心證を得ることを許さないと云ふことを裁判官に向つて規定するのは、心理的に考へて見て間違つて居ると云ふ考察から出發して居るのであつて、従つて第二百六十一條は、一つの系統を成した證據規則に代ふるに自由採證主義 *Grundsatz der freien Beweiswürdigung* の原則を以てして居るのである。

第四項 強制處分

刑事訴訟手續は、被疑者の人物又は物的證據を確保する爲に、被疑者又は無關係者に對して強制處分を施すことにしなければ、實施し兼ねることが少くない。刑事訴訟法が曩に述べた保障的性質を實證するを要するのは實に此の點に於てであつて、即ちかくの如く人の基本權に對する手痛い侵害を意味す

るとの處分は、法律の限定した一定の物的條件を具備する場合に初めて許されるやうにし、且また對人的に獨立の地位を有して居て手續が、一定の結果に落着することに利害の關係を持たない機關にしか、之を託さないやうにすることが肝要である。一九二六年十二月二十七日の國法も刑事訴訟法に於けると同様、此の要求を斟酌して居るのである。

第五項 上訴

法律の保障如何に鞏固なるも、裁判官の注意如何に周密なるも、時に裁判に誤謬の伴ふことのあるのは免るべからざるの數である。即ち事實の認定を謬ることもあるであらうし、證據の評價が不當であるにせよ、證據方法が後に至つて初めて出現したにもせよ、法條の解釋が宜きを得ないこともあるのであらう(獨り實體刑法の法條の解釋を謬るのみに止まらず、訴訟法の原則についても亦然り)。最後にまた裁判が絶對的の效力を要求する時期、其の「確定」する時期を定める必要のあるのは云ふまでもない。こゝに於てか判決を再審すべき如何なる方法を豫め與ふべきか、問題となつて來る次第である。そこで立法者は、事件の審理を根本的に更新し、事件について未だ曾て審問がなかつたかの如く、新しい事實上の基礎を置くことも出来るし、また或は第二の判事をして判決の審査を爲さしめる道を開く丈に限定することも出来るし、更にまた此の後なる審査を一定の點、例へば法律問題丈に制限することも出来るのである。

現行法は以上に列舉した方法を、随分不手際に折衷混合して居るのであつて、――「決定」及び「命令」に對

す。抗告第三百四條乃至第三百十一條を除外すれば——判決に對して「控訴(a)と上告(b)を認め、其の確定して了つた場合については「再審(c)を認めて居るのである。

(a)及び(b)について。

控訴及び上告を以てして要求する所のものは第一審の判決の審査であつて、特に控訴を以ては(其の特定の不服の點に限定されない以上は、第三百十八條判決の全範圍に亘つて法律的事實的に審査を再びすることになつて居る。それにも拘らず控訴審の審理は決して全然新しい審理ではなく、第一審の判決に倚據するものであり(第三百二十四條)事情に依つては第一審の審理にすら倚據するものである(第三百二十五條)。此の相關性は所謂 *reformatio in pejus* (被告の不利益に於てする判決の変更の禁止に於ても表明される次第であるが第三百三十一條)それにも拘らず裁判官が當時の訴訟資料を正しく評價したかどうかと云ふこととでなく、寧ろ任意に新しい事實及び證據方法を主張することが出来る。

控訴と上告との關係は控訴は第一審の判決のみに對して許されるものであるのに反し、上告は第一審の判決に對しても控訴審の判決に對しても許される。即ち或判決がそれ自體控訴を以てして不服を申立てることが出来るにしても、上訴者の側に法律問題の審査を更新する丈の要求しか存しない場合に於ては、控訴審の順序を超えて、直ちに上告を提起することが出来るのである(所謂超次上告 *revocatio per saltum* 第三百三十五條)。

(a) 如何なる場合に控訴を許すべきかと云ふ問題は、一八七九年以來論争の題目となつて居た所で

あつて、其の第一の草案は控訴を認めなかつたのであるが、國議會は之を希望したので、結局素人裁判官の問題に於けると類似の妥協交譲が成立して、參審事件に於てのみ控訴を許すこととし、其の代り參審裁判所に於ては證據を制限することに依つて、敏速に判決に到達するを得しめることとし(第二百四十五條)刑事部事件 *Strafkammersache* 並に陪審事件に於ては、證據の制限は認められないけれども、同時にまた控訴も認められないことにしたのであるが、一八八三年以來は刑事部の判決に對しても控訴を許さんことを提案する者が非常に多く、素人裁判官主義を徹底的に實施しやうと云ふ要求と相並んで、最も普遍的な改正の希望となつて了つた。此の希望を實現するの困難は——かくの如き改正の希望が果して事實上合理的なものであるかどうかと云ふ、専門家の間では屢次否認されて居る問題を度外視すれば——二つの希望をどう結合するかと云ふ點に存する。若し之を實現するに於ては、刑事裁判所は非常に多くなり、特に其の職員の數は刑事裁判所の三分主義を拋棄することにしな以上、非常に増大するの結果を招來せざるを得ない。結局一九二〇年の草案に至つて初めて此の舉に出るの決意を爲したものであつて、次いで一九二四年一月四日の命令も同じことをやつてのけた。併し乍ら控訴の制度を一般的に採用することにする以上は、第一審としての刑事部は必然的に廢止せられざるを得ない。由來陪審裁判所の判決に對しては控訴を要求する者は未だ曾てなかつた。何となれば陪審裁判所の有罪の判斷 *Schuldspuch* には理由が附してないのであるから、之に對して不服の申立やうがなかつたのである。今の陪審裁判所は只其の名を留めるのみで實質上は參審裁判所と變つて了つたので

あるにも拘らず、此の點文は昔の儘である。控訴院及び大審院の第一審としての判決も亦、之に對して不服を申立てることは出来ない。

(b) 「上告を以て責問することの出来るのは、裁判官の不当な法律上の見解のみに止まり、然も判決が此の不当な法律上の見解を基礎として居る場合に限る(第三百三十七條)。併し判決が不当な法律上の見解を基礎として居るものと推定すべくして、反證を擧げて覆すことの出来ない場合は随分ある(第三百三十八條)。

上告裁判所たるは大審院か控訴院であつて、後者は只邦法の違反があつたに止まつて、即ち最高裁判所の裁判を求める必要を存しないか、又は——一九二四年一月四日の命令以來は——個々の事件が大した意義を有しないものと認められる場合、換言すれば第一審に於て單獨判事か又は小參審裁判所 *das Kleine Schöffengericht* (裁判官一人と素人裁判官二人との合議裁判) が裁判した場合に限られる。所が第二の區裁判所判事を立會はしめるのは、檢事の裁量に屬せしめられることなのであるから(裁判所構成法第二十九條第二號、即ち大審院を上告裁判所たらしむべきか、それとも控訴院を上告裁判所たらしむべきかは、大多數の場合に於ては檢事の權内に存すること、謂はなければならぬ。

(c) 確定的に完結して了つた手續を再審するのは、第三百五十九條及び第三百六十二條の特別の條件を存する場合に限り許される所である。只注意しなければならぬのは、新しい事實及び證據方法は公判被告人の利益の爲にのみ再審を爲すことを得しめるのであつて、其の不利益に於て再審を爲す

ことを得しめるものではないと云ふことである。第三百五十九條又は第三百六十二條の條件が存在しないときは、*res judicata* (確定の事件) は嚴格に之を尊重しなければならぬ。此の點については第二百六十四條に關する大審院の廣汎な判決例を参照せられたい。

第六項 特殊の手續

(1) 國家に於て被害者の權利を保護する丈の利益の存在しない場合に於ける被害者の權利の保護に役立つのは、私人起訴 *Privatklage* である(第三百七十四條乃至三百九十四條)。

(2) 即決手續 *abgekürzte Verfahren* —— 此の手續にあつても通常の手續に導くことが引續き可能であるのは素より云ふまでもない——を規律するのは第四百七條乃至第四百二十九條であつて、其の本質は、被疑者が一方的の刑罰の確定に服従することに依つて、公開の口頭辯論を無用たらしめ得る點に存する。

(3) 第二百十二條の略式手續 *summarische Verfahren* は、一切の輕罪と(公判被告人の同意を得た上で) 多くの重罪を單獨判事に判決させることが出来る爲に、今日では非常に多大な實際上の意義を有するやうになつた。即ち此の場合にあつてはもはや、參審裁判所の通常の開廷を俟つことを必要としないのである。

(4) 軍刑法上の事件は、軍法會議なるものが僅か計りの例外を残して廢止されて了つたので、通常裁判所の管轄に屬することゝなつたが、二三の特別規定の適用がある。第四百三十四條乃至第四百四十

八條
 (5) 第二百七十六條乃至第二百九十五條に依り例外として不在者に對しても手續を爲すことが出来る。

(6) 「犯罪物件に關する刑事訴訟手續」objektives Strafverfahren. は第四百三十條乃至第四百三十三條の規律する所である。

(7) 少年に對する刑事訴訟手續は、一九二三年二月十六日の少年裁判所法第十七條乃至第四十二條の規律する所である。勿論是等の規定には一九二四年一月四日の命令に基く裁判所構成法及び刑事訴訟法の新しい規定が解決するに困難な矛盾の状態に於て附加はつて居るのは云ふまでもない。而して新しい國法は古い國法に優先するのではあるけれども、然も古い特別法は新しい普通法に對して引き続き效力を有するものである。即ち *lex posterior generalis non derogat legi priori speciali* (後の普通法は前の特別法を廢止せず) とは此のことである。

(8) 租税罰手續 *Steuerstrafverfahren* は一九一九年十二月十三日の國公課法 *Reichsabgabenordnung* 第三百八十五條以下の規定する所であるが、刑事訴訟法と規律を異にして居る點が少くない。

(第一表)

裁判所	職務執行の主体	組立	管轄	裁判所構成法條文
			1. 違警罪	一

區裁判所	區裁判所	區裁判所	區裁判所
區裁判所	區裁判所	區裁判所	區裁判所
專任判事一人	專任判事一人	專任判事一人	專任判事一人
2. 私人起訴事件、 3. 六ヶ月以下の輕懲役を法定せる輕罪、 4. 比較的重い輕罪、 5. 重竊盜、 重き贓物授受罪、 累犯、 檢事の請求に依る。	1. 六ヶ月以上の輕懲役を法定せらるゝ輕罪、 2. 重竊盜、 重き贓物授受罪、 累犯、 3. 偽誓を除き、十年以下の重懲役を法定せらるゝ犯罪、 4. 個々の重き犯罪、	檢事が區裁判所事務への附託を申立てるとき、	二四、二五 二四、二六 二四、二 二四、三 a 二四、三 a 及び b

判事	擴張 參審 裁判所	陪審 裁判所
專任判事三人	專任判事二人 參審員二人	專任判事三人 參審員六人
選擇的	選擇的	
大刑事部	大刑事部	
專任判事三人 參審員二人	專任判事三人 參審員二人	
（專任判事三人）	（專任判事三人）	
控訴院	控訴院	
大審院	大審院	
（國法に對する違反の場合には專任判事五人）	（國法に對する違反の場合には專任判事五人）	
（邦法に對する違反の場合に	（邦法に對する違反の場合に	
あつては專任判事三人）	あつては專任判事三人）	

第一審	控訴審	上告審
區裁判所 （刑訴第三の 外三の場合の一）	選擇的ニ 小刑事部 （專任判事一人 參審員二人）	控訴院 （專任判事三人）
刑訴第三一三の場合に於て		控訴院
大審院	控訴院	大審院
刑事部	刑事部	刑事部
專任五人判	專任五人判	專任五人判
區裁判所又は大審院の管轄に屬せざる犯罪	檢事總長又は大審院の附託に依る背叛罪及び重大き間諜罪	國に對する重大き内亂罪及び背叛罪並びに重大き間諜罪
八〇、三	一三五、三項	一三〇、四、八、一八、二〇、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇

裁判所構成法

(一八七七年一月二十七日公布一九二四年三月二十二日の告示並に
一九二六年二月十三日及び三月三十一日の國法に依つて改正)

三四

第一章 裁判官

(一) 裁判官の獨立

第一條 裁判權 richterliche Gewalt は法律以外のものに服従せざる獨立の裁判所の行使する所とす。

(二) 常時任用せられある裁判官の權利關係

第二條 裁判官たるの資格は、前後二回の試験に合格することに依つて之を獲得す。

第一次試験に先だち大學に於て三ヶ年間法律學を修めたることを必要とす。此の三ヶ年の期間中一年半以上を獨乙國の大學に於ける學修に充つべし。

第一次試験と第二次試験との中間には、三年の期間を存するを要するものとし、此の期間は裁判所及び辯護士の許に於ける勤務に費すべく、また一部は檢事局に於ける勤務に費すことをも得。

各邦は大學に於ける學修若は事務の修習について規定したる期間を伸長すべき旨、又は此の後なる期間は行政官廳に於ける勤務に費すべき旨、若は費して差支なき旨を規定することを得るも、此の

期間は一年を超ゆることを得ず。

第三條 聯邦中の一邦に於て第一次試験に合格したる者は、他の何れの邦に於ても司法事務の修習許し且第二次試験に應ぜしむることを得。

聯邦中の一邦に於て事務修習の爲に費したる期間は、他の何れの邦に於ても之を通算することを得。

第四條 獨乙國の大學に於ける法律學の公認の正教授は、亦裁判官たるの資格を有す。

第五條 聯邦中の一邦に於て裁判官たるの資格を獲得したる者は、本法に除外例を規定するにあらずる以上は、獨乙國內に於ける何れの裁判官たるの資格をも有す。

第六條 裁判官としての任用は終身官とす。

第七條 裁判官は報酬を除き、其の裁判官たるの資格に於て定額の俸給を受く。

第八條 裁判官は裁判所の裁判に依るにあらざれば、且法律の定むる事由及び形式を以てするにあらざれば、其の意思に反して永久的若は一時的に其の職を褫奪し、又は他の地に轉任せしめ、若は之を退職せしむることを得ず。立法を以て裁判官の退職すべき停年を定むることを得。

法律を以て行はるゝ職務の一時褫奪は、之に依つて其の效力を妨ぐることをなし。

裁判所の制度又は其の管轄區域に變動ありたる場合に於ては、當人の任意にあらざる他の裁判所への轉任、又は俸給の全額を給與しての休職を邦司法行政部に於て命ずることを得。

三五

第九條 裁判官の服務關係に由來する財産權上の請求權、特に俸給、待命給若は恩給の請求權に關しては訴訟方法を除外することを得ず。

(三) 補助裁判官 *Hilfsrichter*

第十條 裁判官の事務の一次的代行の資格に關する邦法の規定は其の效力を妨ぐることなし。

第十一條 商事審判員 *Handelsrichter*、參審員 *Schoffen*、並に陪審員 *Geschworenen* には第二條乃至第九條の規定を適用せず。

第二章 裁判權

第十二條 通常訴訟の裁判權は、區裁判所及び地方裁判所、控訴院及び大審院に於て之を執行す。

第十三條 民事訴訟及び刑事事件は、行政官廳又は行政裁判所の管轄を存するにあらざる以上、又は國法を以て特別の裁判所を設置せるか、又はかくの如き特別の裁判所を認めたるにあらざる限りは、すべて通常裁判所の管轄に屬す。

第十四條 左の裁判所は特別の裁判所として之を認む。

- (1) ライン河及びエルベ河の航行に關する國際條約中に記載したる事件については、ライン河及びエルベ河の航行裁判所 *Schiffahrtsgericht*。
- (2) 公平又は土地負擔を濟清するに際し、分離、整理、耕地整理、農業大地主の分割及び其の場合

に於ける民事訴訟の裁判を擔任する裁判所。

- (3) 財産權上の請求權にして其の訴訟物が金額若は價額に於て六十馬克を超えざるものについての裁判を爲すの任を有する市町村裁判所 *Gemeindegericht*、但市町村裁判所の裁判に對して法律の定むべき期間内に原告にも被告にも通常の訴訟方法を以て控訴を爲すの權を與ふる事、及び此の市町村裁判所の裁判權には此の市町村内に住所營業所又は民事訴訟法第十六條及び第二十條に所謂居所を有する者にあらざれば原告若は被告として服従せしむるを得ざることを標準を以てす。

(4) 營業裁判所 *Gewerbegericht*。

第十五條 裁判所は國設裁判所 *Staatsgericht* とす。

私設裁判權 *Privatgerichtsbarkeit* を廢止し、其の從來執行され居たりし各邦の裁判權を以て之に代ふ。是等の裁判所に於ける任用の呈示を許さず。

俗事に關する僧侶の裁判權の執行は、民事上の效力を有せず。是は特に婚姻事件及び婚姻豫約事件について然りとす。

第十六條 例外裁判所 *Ausnahmegericht* を認めず。何人に對しても法定の裁判官の裁判を受くる其の權利を奪ふことを得ず。軍法會議 *Kriegsgericht* 及び身分裁判所 *Standgericht* に關する法律の規定は其の效力を妨ぐることなし。

第十七條 裁判所は訴権の有無について裁判を爲す。

然れとも邦立法部は訴権の有無に關する裁判所と行政官廳若は行政裁判所との間の訴訟の審判を以下の規定の定むる所に依る特別の官廳に委任することを得。

(1) 審判官は其の任命の當時現に在職中なる職に在る間につき又は此の當時其の何れの職にも在らざるときは終身官につき之を任命す。此の審判官は大審院判事の場合に於けると同様の條件の下に於てするにあらざれば之を免職することを得す。

(2) 審判官の半數以上は大審院若は最上級邦裁判所又は控訴院の判事たることを必要とす。審判官は法律の定めたる員數以外には審判に與ることを得ず。此の員數は奇數にして五人以上たることを必要とす。

(3) 手續は法律を以て規律すへし。裁判は公開の法廷に於て當事者を呼出して之を行ふ。

(4) 訴権を存することが裁判所の確定判決に依つて確定し、豫め特別官廳の審判の申立てらるゝことなかりしときは此の裁判所の裁判を以て標準とす。

第十八條 内國の裁判權は獨逸國の接受したる外國の使節及び其の隨員に及はす。是等の者が聯邦中の一邦の臣民なるときは、是等の者の屬する邦が之に對する裁判權を拋棄したる場合にあらざれば、是等の者は内國の裁判權を免れず。

聯邦中の一邦に於て接受せられたる外交使節及び其の隨員は、此の邦の裁判權に服せず。參議院

の所在地を領土とする邦より派遣せられたるにあらざる參議院議員についても亦同し。

第十九條 前條に記載したる者の家族及び事務員並に獨逸國民にあらざる其の使用人には、前條の規定を適用す。

第二十條 前二條の規定に依つて、民事訴訟に於ける不動産上の專屬裁判權に關する規定の效力を妨ぐるることなし。

第二十一條 獨乙國內に在任する領事は、獨乙國と外國との條約中に於て、領事を内國の裁判權より免れしむるの件に關して協定を爲したるにあらざる以上は、内國の裁判權に服す。

第三章 區裁判所

第二十二條 區裁判所は單獨判事の主宰する所とす。

區裁判所判事は同時に上級地方裁判所の部長又は部員たることを得。

區裁判所の普通の服務監督は邦司法行政部に於て、之を上級地方裁判所の所長に委任することを

得。此の委任なき場合に於て、此の區裁判所に數人の判事の在在あるときは、邦司法行政部に於て其

の中の一人に、普通の服務監督を委任すべし。判事の數が十五人を起ゆるときは、其の中の數人の間

に此の服務監督を分配することを得。

本法に別段の規定を存せざる以上は、各區裁判所判事は其の擔任に屬する事務を單獨判事として

處理す。

第二十三條 區裁判所の管轄は、訴訟物の價額に關係なく事件を地方裁判所の管轄に屬せしめらるゝにあらざる以上は、民事訴訟に於て左の案件を包括す。

- (1) 訴訟物が金額又は價額として五百馬克の額を超えざる財産權上の請求に關する訴訟、
- (2) 訴訟物の價額には關係なく左の諸件、
居室又は其の他の房屋の賃貸人と賃借人若は轉借人との間、又はかくの如き房屋の賃借人と轉借人との間に於ける引渡利用若は明渡に關する訴訟、並に賃借人若は轉借人に於て賃借の房屋内に持込みたる物件の留置に關する訴訟、

傭主と僕婢との間、傭主と被傭者との間に於ける雇傭關係又は勞務關係に關する訴訟、並に一九〇一年九月二十九日の告示並に一九二二年一月十四日の法律の法文に於ける營業裁判所法第四條中に記載したる訴訟にして雇傭關係、勞務關係若は徒弟關係の存續中に生じたるもの、旅客と旅館の亭主、運送人、船長、筏夫、乘船港に於ける移住世話人との間の訴訟にして、宿泊料、運賃、渡航料、旅客及び其の携帶品の輸送、携帶品の滅失及び毀損に關しての訴訟、並に旅客と其の旅行を機縁として發生したる手工業者との間の訴訟、

家畜の瑕疵に關する訴訟、
獵獸の加へたる損害に關する訴訟、

婚姻若は親屬關係に依つて設定せられたる法定の扶養の義務の履行を求むるすべての請求、
婚姻外の性交に由來する請求、

土地の引渡に關聯する終身扶養料契約 *Leibgedingsvertrag*、隱居分契約 *Allenteilsvertrag*、若は控除契約 *Auszugsvertrag* に由來する訴訟、
公示催告手續。

第二十四條 刑事事件に於ては區裁判所は左の諸件を管轄す。

- (1) 違警犯、
- (2) 輕罪、
- (3) 以下の重罪、
 - (a) 輕懲役若は禁錮又は十年以下の重懲役を單獨に、若は他の刑と關聯して若は附帶的結果と共に法定せらるゝ重罪にして大審院の權限に屬せざるもの。刑法第五十三條乃至第五十五條の場合に於ける偽誓の罪を除外す。法定刑を定むるについては軍刑法第五十三條は斟酌せず。
 - (b) 刑法第一百十九條の場合に於ける反抗の罪、第四百四十六條、第四百四十七條、第四百四十九條の場合に於ける通貨偽造の罪、第七十七條の場合に於ける強姦の罪、第二百四十四條の場合に於ける累犯竊盜の罪、第二百四十九條及び第二百五十條の場合に於ける強盜の罪、第二百五十二條

及び第二百五十五條の場合に於ける強盜的竊盜及び強盜的恐喝の罪にして第二百四十九條及び第二百五十條よりして刑を推知すべきもの、第二百六十一條第一項の場合に於ける累犯贓物授受の罪及び第三百四十條第二項の場合に於ける職務上の重き傷害の罪、

(e) 軍刑法第三百三十八條第二項の場合に於ける軍事上の竊盜の罪、破産法第二百三十九條、第二百四十四條の場合に於ける詐欺破産の罪、他人の有價證券を保管する場合に於ける商人の義務に關する一八九六年七月五日の法律第十一條、第十二條第二項第二號の場合に於ける他人の有價證券の横領の罪。

第二十五條 左の場合には區裁判所判事は單獨にて裁判を爲す。

(1) 違警罪の場合、

(2) 輕罪の場合に於て、

(a) 私人起訴 *Privatklage* の方法に於て訴追せらるゝとき、

(b) 單獨にて又は他の刑と關聯して又は附帶的結果と共に六ヶ月以上の禁錮より重からぬ刑を法定せらるゝ行爲なるとき、

(c) 檢事が公訴狀を提出するに當つて、又は其の公訴狀を必要とせざる場合に於ては口頭を以て起訴するに當つて、其の請求を爲したるとき、

檢事は單獨にて又は他の刑と關聯して若は附帶的結果と共に一年以上の輕懲役よりも重からざ

る刑の言渡さるるを期待すべきときにあらざれば、第一項第二號に記載したる請求を爲すべからず。

公課の徴收に關する規定に對する違反行爲につき行政官廳が訴を提起するときは、此の行政官廳は檢事と同様に請求を爲すことを得。

第二十六條 前條の外區裁判所判事は重竊盜及び贓物授受の犯罪並に累犯たるの故を以てのみ重罪たる罪となる行爲につき檢事が公訴狀を提出するに當つて、又は公訴狀を必要とせざるときにあつては口頭を以て起訴するに當つて、之を請求したる場合には單獨にて裁判を爲す。

被疑者は公訴狀に對する辯明の爲に定められたる期間中、又は書面を以て公訴を提起するなくして公判に移りたるときにあつては、其の本案についての訊問の開始せらるゝまでは異議を申立つることを得。公訴を通知するに當り、又は書面を以て公訴を提起することなくして公判に移りたるときにあつては、其の本案についての訊問の開始せらるゝに先だちて、異議を申立つることを得べき被疑者の權利を被疑者に教示すべし。

第二十七條 其の他の點に於ては、區裁判所の管轄並に事務の範圍は、本法並に訴訟法の規定に依つて定まる。

第四章 參審裁判所

第二十八條 區裁判所の管轄に屬する刑事事件を審理し、裁判するに付、區裁判所判事が單獨に裁判を

爲さざる限り(第二十五條、第二十六條)區裁判所に參審裁判所を設く。

第二十九條 參審裁判所は區裁判所判事を裁判長とし、是と參審員二人とより成る。參審員の少くとも一人は男子たることを必要とす。

公訴狀を提出するに當つて檢事が請求したるときは、更に一人の區裁判所判事を裁判に參與せしむべし。檢事は事件の範圍及び意義上更に一人の區裁判所判事を裁判に參與せしむることが必要なりと認めらるゝ場合にあらざれば、此の請求を爲すべからず。

第二十五條第三項を準用す。

第三十條 本法に例外を規定せざる以上は、參審員は公判中其の全範圍に亘つて且區裁判所判事と同一の表決權を以て、裁判官の職務を執行し、公判の進行中に爲すべき裁判にして判決とは全然關係を有せず、且豫め口頭辯論を経ることなくして言渡すことを得べきものにも參與す。

公判以外に必要とする裁判は、區裁判所判事に於て之を言渡す。

第三十一條 參審員の職は名譽職とす。

獨乙國民にあらざれば參審員の職を司ることを得ず。

第三十二條 左の各號の一に該當する者は、參審員として就任するの資格を有せず。

- (1) 刑事裁判所の有罪の言渡に依つて其の資格を喪失したる者。
- (2) 公權若は公職就任資格の褫奪の結果を伴ふことあるべき重罪若は輕罪の故を以て公判を開

始せられたる者。

- (3) 裁判所の命令を以て自己の財産に關する處分を制限せられたる者。

第三十三條 左の各號の一に該當する者は參審員として呼出すべからず。

- (1) 參審員資格者名簿を作成するの當時滿三十歳に達せざりし者。
- (2) 參審員資格者名簿を作成するの當時當該市町村に於ける居住二ケ年に滿たざる者。
- (3) 自己又は家族の爲に現に公の資金中より救貧扶助を受けつゝあるか、又は參審員資格者名簿の作成より起算して三年内に之を受けたることある者(一九二六年二月十三日の法律に依つて削除)。
- (4) 精神若は肉體の疾患の故を以て參審員たるに適せざる者。

第三十四條 前條に記載したる者の外左の各號の一に該當する者は參審員として呼出すべからず。

- (1) 獨乙國大統領及び聯邦各邦の大統領。
- (2) 國政府若は邦政府 Reichsregierung od. Landesregierung (Staatsministerium, Senat) の閣僚。
- (3) 何時たりとも休職せしむることを得べき國の官吏。
- (4) 邦法に依り何時たりとも休職せしむることを得べき邦の官吏。
- (5) 判事及び檢事。
- (6) 裁判所及び警察の執行官吏。

(7) 僧侶及び規約上共同生活を爲すの義務を負ふ宗教團體の團體員。
前項に記載したる官吏の外、邦法を以て、參審員として呼出すべからざる高級行政官を列擧することを得。

第三十五條 左の各號の一に該當する者は參審員たるを拒むことを得。

- (1) 國議會、參議院、國經濟會議、邦議會、又は邦參議院の議員、
- (2) 前司法年度に於て陪審員たるの義務を果したるか、又は少くとも五開廷日以上について參審員たるの義務を果したる者、
- (3) 醫師、看護人及び助産婦、
- (4) 助手を有せざる藥劑師、
- (5) 參審員資格者名簿作成の當時滿六十五歳に達したる者、又は當該司法年度の滿了するまでに滿六十五歳に達すべき者、
- (6) 女子自己の家族に對する配慮上特に著しく參審員としての職務の執行を困難ならしめらるべきを疏明したるとき。

第三十六條 各市町村長又は邦法上市町村と同視せらるる自治體の長は、當該市町村内に居住する參審員として呼出すことを得べき者の名簿を、毎年調製すべし。參審員資格者名簿。

參審員資格者名簿は當該市町村に於て、一週間何人にも閱覽せしむる爲に展示すべし。此の展示

の時期は豫め之を公告すべし。

邦司法行政部は市町村に向つて左の諸件を命令することを得。

- (a) 邦司法行政部の豫め定めたる順序に於て、參審員として呼出すことを得べき者の氏名若は街衢の頭文字の字母の順序又は此の双方の見地に依つて制限せられたる部分を各年度に參審員資格者名簿に登録すべき旨。此の命令は調製すべき參審員資格者名簿が其中より選定すべき人員の六倍の數を包含するやうに爲すべし。此の順序は全部の人名の頭文字の字母を一巡したる後に初めて之を變更することを得。當該市町村が數個の區裁判所の管轄區域に亘る場合にあつては、此の命令を各管轄區域に屬する市町村の部分に制限することを得。
- (b) 參審員の選定は當該の市町村につき別様にして調製したる官の住民名簿を基礎とすべき旨。本條第三項(a)の場合に於ては參審員資格者制限名簿、第三項(b)の場合に於ては官の住民名簿をば、本法に所謂參審員資格者名簿と看做す。

第三十七條 參審員資格者名簿の正否、不完に對しては、一週間内に書面又は調書を以て異議を申立つることを得。

第三十八條 市町村長は申立てられたる異議並に自己の必要と思惟したる意見書と共に、參審員資格者名簿を管轄區裁判所判事に送付す。

參審員資格者名簿の送付後其の修正を必要とするときは、市町村長は其の旨を區裁判所判事に通

知するを要す。

第三十九條 區裁判所判事は管轄區域の參審員資格者名簿を取纏めて、異議に關する決定を準備す。區裁判所判事は第三十六條第二項の規定の遵守を審査し、其の瑕疵を存する場合には是が除去を命ずるを要す。

第四十條 區裁判所に毎年委員會を開く。

委員會は區裁判所判事を委員長とし、邦政府の任命すべき邦行政官一人と並に信任者 *Vertrauen*-*sperson* 七人を委員とす。

信任者は當該區裁判所の管轄區域内の住民より選定す。

前項の選定は邦法の細則に従ひ行政區劃たる團體の代表機關を通して之を行ふものとし、かくの如き代表機關を存せざるときは、區裁判所判事に於て之を行ふ。區裁判所判事は主として前記の團體の長より信任者を選定するを要す。

委員會が決議を爲すには、委員長、邦行政官及び信任者三人の出席ありたるを以て足る。委員會は絶對多數を以て決議を爲す。賛否同數のときは委員長の意見を以て決す。

第四十一條 委員會は參審員資格者名簿に對して申立ありたる異議を裁決す。此の裁決は記録に記載すべし。抗告を許さず。

第四十二條 委員會は修正參審員資格者名簿に基き次の司法年度につきて、

(1) 所要員數の參審員、

(2) 委員會に於て確定すべき順序を以て缺員となりたる參審員に代るべき者の所要員數豫備參

審員 *Hilfsschoffe*。此の選定は區裁判所の所在地又は其の近傍に居住する者に指向すべし。

第四十三條 各區裁判所にとつて必要な員數の正參審員 *Hauptschoffe* 並に豫備參審員は、邦司法行政部に於て之を定む。

正參審員の數を定むるには、豫め其の各員の呼出が五通常開廷日以下に止めらるゝやうにす。

第四十四條 選定されたる正參審員及び豫備參審員は各區裁判所に於て、各別の名簿に登載す。(年度名簿 *Jahreslisten*)。

第四十五條 參審裁判所の通常の開廷日は全年度につきて豫め之を定む。

正參審員が當該年度の各通常開廷日に出席する順序は、區裁判所の公判廷に於ける抽籤に依つて定まる。抽籤は區裁判所判事之を抽く。一回の開廷につき女子たる參審員一人の當籤ありたるときは、他の一の抽籤に依つて更に女子たる參審員が當籤するも、此の開廷については之を無効とす。

抽籤については裁判所書記が記録を作る。

第四十六條 區裁判所判事は參審員に其の當籤したることと、其の任務を執るべき開廷日とを闕席の法律上の結果を指示して通知す。

同様にして司法年度の經過中に呼出すべき參審員に通知す。

第四十七條 當該の開延日に於て、審理すべき事件の未だ定まらざる間は、關係參審員の一致の申立に因り區裁判所判事に於て、既に定まりたる順序の変更を認許することを得。此の申立及び認許は記録に登載すべし。

第四十八條 事務の都合上特別の開延日を定むるを必要とするときは、第四十五條に従ひ、開延日に先だつて呼出すべき參審員を抽籤す。

事情急迫の爲前項の處置を執る能はずと見ゆるときは、區裁判所判事に依る抽籤は、當該區裁判所の所在地に居住する豫備參審員の員數中のみより之を行ふ。區裁判所判事をしてかくの如き處置を執るに至らしめたる事情は、之を記録に掲ぐべし。

第四十九條 各個の開延日に、最初に呼出したる參審員以外の者を呼出すことを必要とするときは、成るべくは最初に呼出したる參審員が男子なるときは男子、最初に呼出したる參審員が女子なるときは女子を其代りとするやう、年度名簿の順序に従つて豫備參審員の員數中より呼出を行ふ。年度名簿の順序に従つて豫備參審員を呼出すことに依つて、辯論の延期又は其の開始の著しい遅延を必要とするの虞あるときは、裁判所の所在地に居住せざる豫備參審員は除外すべし。

第五十條 或る開延の時間が當該參審員の當初呼出されたる時間以上に亘るも、此の開延の終了するまでは參審員は其の職務上の動作を續行するを要す。

第五十一條 參審員の宣誓は、其の最初に職務を執行するに當つて公判廷に於て之を爲す。宣誓は當

該司法年度中效力を有す。

裁判長は宣誓者に向つて左の語句を告ぐ。

「貴下は全知全能の神に懸けて參審員の義務を忠實に果し、良知良心に従つて表決を爲すべきを誓ふものなり。」

參審員は各自左の語句を述ぶることに依つて誓を宣ふ。

「余は確にそれを誓ふ」

宣誓者は宣誓を爲すに當つて右手を舉ぐべし。

參審員が、法律上宣誓に代へて或種の誓言方式 *Bekennungsformel* を使用することを許さるる宗教團體の團體員なるときは、此の宗教團體の誓言方式の下に陳述を爲すは、之を宣誓と同視す。

宣誓については裁判所書記は、記録を作るべし。

第五十二條 參審員として年度名簿に登載されたる者の資格が消滅したるとき、又は其の無資格なることが知れたるときは、其の氏名を名簿より削除すべし。

其の外參審員年度名簿に登載したる後に至つて、其の存在するに於ては參審員としての職務を執行せしめんが爲の呼出を行ふべからざる、前項に記載したる以外の事情が発生したるとき、又はかくの如き事情が知れたるときは、參審員としての職務の執行の爲に之を呼出すべからず。

區裁判所判事は、檢事並に關係參審員の意見を聽きたる上、裁判を爲す。

抗告を許さず。

第五十三條 參審員たることを拒む事由は、關係參審員が其の呼出を知りたる後一週間内に之を主張するにあらざれば、之を斟酌すべからず。此の事由が後に至つて發生したるか、又は知れたるときにあつては、期間は此の時期より起算すべし。

區裁判所判事は檢事の意見を聽きたる後此の申請に關して裁判を爲す。抗告を許さず。

第五十四條 區裁判所判事は差支の事由の發生したることを理由とする參審員の申請に因り、特定の開廷日に於ける當人の職務の執行を免除することを得。

特定の參審員の服務年度につき他人が代理を爲すを、參審員の職務執行の免除の條件たらしむることを得。

本條の申請及び承認は記録に掲ぐべし。

第五十五條 參審員及び委員會の信任者は、其の職務の執行に因つて自己に生じたる収入減及び職務の執行に伴ふ出捐に對する相當の補償並に旅費の賠償を受く。職務を執行することに因つて參審員若は信任者として呼出されたる者の代理が必要となりたるときは、此の代理の費用は公平なる裁量に従つて之を補償することを得。

出捐の補償及び旅費並に収入減に對する賠償の多寡額は、國政府に於て參議院の同意を得て普通の規定を以て之を定む。

補償及び旅費は請求あるにあらざれば、之を支給せず。職務の執行の終了後三ヶ月内に職務の執行せられたる裁判所に請求の提出なきときは、此の請求權は消滅す。補償及び旅費の額に關する抗告は、監督方法に於て *im Aufsichtsweg* 之を裁判す。

第五十六條 參審員及び委員會の信任者にして充分なる辯解の事由を有するにあらずして適時に開廷に出席せず、又は他の方法に於て其の義務を免れたる者は、秩序罰金 *Ordnungstrafe in Geld* 並に之に因つて生じたる失費の負擔を言渡すべし。

前項の言渡は檢事の意見を聽きたる後區裁判所判事之を爲す。後に至つて充分なる辯解行はれたるときは前項の言渡の全部又は一部を取消すことを得。此の裁判に對しては刑事訴訟法の規定に従ひ被罰者の側より抗告を爲すことを得。

第五十七條 何れの期日まで參審員資格者名簿を調製して區裁判所判事に提出すべきや、委員會を招集すべきや、參審員の抽籤を爲すべきやは、邦司法行政部に於て之を定む。

第五十八條 邦司法行政部の規程を以て數個の區裁判所の管轄區域につき、其の中の一に刑事事件の裁判の全部又は一部を附託することを得。

邦司法行政部は此の裁判所につき所要員數の正參審員及び豫備參審員を定め、正參審員の數の各個の區裁判所の管轄區域に對する配當を規定す。

此の場合には本章の他の規定を準用す。

第五章 地方裁判所

第五十九條 地方裁判所は所長一人と所要員數の部長並に部員を以て組織す。所長が自ら部長とな
ることを得べきときは、部長一人の任命を見合はすことを得。

部長及び部員は同時に此の地方裁判所の管轄區域内に於ける區裁判所判事たることを得。

第六十條 地方裁判所に民事部及び刑事部を設く。

第六十一條 地方裁判所には必要に應じて豫審判事を任命すべし。

前項の任命は邦司法行政部に於て一司法年度間につき之を行ふ。

第六十二條 地方裁判所の總部 *Plenum* の部長は所長とし、部の長は所長及び部長とす。上席會議
Präsidium が一司法年度につき定むる地方裁判所の部員も小刑事部 *Kleine Strafammer* (第七十六
條第二項)の部長たることを得。

司法年度の始まるに先たち所長は自己の部長たらんとする部を定む。他の部に於ける部長の地
位の分配については、所長及び部長が多數決に従つて定むるものとし、賛否同數なるときは、所長の意
見に従つて決す。

第六十三條 司法年度の始まるに先たち、其の年度につき同種の部の間に事務を分配し、各部の常任部
員を定め、並に其の差支ある場合につき通常の代理官を定む。各判事を數個の部の部員に定むるこ

とを得。

一度定めたる所は當該司法年度の經過中は、或る部に負擔の過重を來したるの故を以て、又は裁判
所の各個の判事の移動又は久きに亘る差支の故を以て必要となりたるにあらざる以上は、之を變更
することを得ず。

第六十四條 前條に記載したる定めは、上席會議に於て之を爲す。

上席會議は所長を議長とし、是と部長並に勤續期間上古參の判事、勤續期間同一なるときは最年長
の判事とを以て組織し、部長の任命なき場合に於ては所長と古參判事二人とを以て上席會議を組
織す。上席會議は多數決を以て決議を爲し、賛否同數の場合には所長の意見に従つて決す。

第六十五條 地方裁判所長は、或る豫審判事の豫審判事としての任命が司法年度の満了と共に消滅す
るも、當該豫審判事は或豫審を終局まで遂行すべき旨、並に司法年度中に既に一回の審問の行はれた
る或事件に於ては、司法年度の満了後にあつても部は其の從來の構成に於て事件を審理し、之を裁判
すべき旨を定むることを得。

第六十六條 通常の部長差支あるときは、勤續期間に於て最古參の部員部長を代行するものとす、勤續
期間同一なるときは最年長の部員部長を代行す。小刑事部の部長については、司法年度の開始に先
たち、上席會議に於て通常の代理官を定む。
裁判所長は、或る部長が自己の代理官に任命せられたる場合に於ては、此の部長をして本法の定

めたる前項以外の自己の事務を代行せしめ、其の場合にあつては勤続期間に於て最古参の部長をして、勤続期間同一なるときは最年長の部長をして此の事務を代行せしむ。部長の任命なき場合に於ては、地方裁判所長は當該地方裁判所の一判事が自己の常任の代理官を命ぜられざる以上は、勤続期間に於て最古参の判事をして、勤続期間同一なるときは年齢に於て最年長の判事をして代理を爲さしむ。

第六十七條 判事の通常の代理官差支ある場合に於ては、地方裁判所長に於て臨時の代理官を定む。

第六十八條 第六十二條乃至第六十七條の規定は、商事部 *Kammer für Handelssachen* には適用せず。

第六十九條 部内に於ては部長が各部員に事務を分配す。

第七十條 同一裁判所の判事をして或判事を代理せしむること能はざるときは、上席會議の發案に依り邦司法行政部に於て代理を命ず。

非常任の判事を副置するは、一定の期間について行はれたる場合に於ては此の期間の満了する迄は之を取消すことを得ず、不定の期間について行はれたる場合に於ては、其の之を促したる需要の存続する間は之を取消すことを得ず。代理に補償の伴へるときは、全期間を通して豫め之を定むべし。

判事の事務は常任の判事にあらざれば執行することを得ざる旨の邦法の規定並に常任の判事に依る代理を規律せる邦法の規定は其の效力を妨ぐることなし。

第七十一條 區裁判所に配當せられざる民事訴訟はすべて、商事部を含む地方裁判所の民事部に屬す。

地方裁判は訴訟物 *Streitgegenstand* の價額に關係なく左の諸件につき專屬的に管轄權を有す。

(1) 國官吏法に依り國庫に對して起したる請求、

(2) 國の官吏が其の職務上の權限を超越したるの故を以て、又は義務に違反して職務上の行爲を懈りたるの故を以て、之に對し起したる請求、

邦の官吏の服務關係に由來する邦に對する請求、行政官廳の處分及び邦の官吏の責任及び特權の廢止を理由とする請求、官吏の職務上の權限の超越又は義務に反する職務上の行爲の懈怠を理由とする此の官吏に對する請求、並に公課に關する請求をば訴訟物の價額には關係なく地方裁判所の專屬管轄に屬せしむるは、邦立法部の自由とす。

第七十二條 商事部を含む民事部は、區裁判所に於て審理したる民事訴訟に於ける控訴裁判所及び抗告裁判所とす。

第七十三條 刑事部は豫審並に其の結果に關する裁判にして刑事訴訟法の規定上裁判所に於て言渡すべきものにつき管轄權を有するものとし、豫審判事並に區裁判所判事の命令並に區裁判所判事及び參審裁判所の裁判に對する抗告を裁判す。之に依つて控訴院及び大審院の管轄に關する規定の效力を妨ぐることなし。

刑事部は其の外刑事訴訟法中に於て地方裁判所に配當したる事務を處理す。

第七十四條 刑事部は判決裁判所 *erkennendes Gericht* として、區裁判所判事及び參審裁判所の判決に對する控訴の上訴に關する審理及び裁判につき管轄權を有す。

第七十五條 民事部は訴訟法の規定上部に代つて單獨判事が裁判を爲すを要するにあらざる以上は、部長を併せて三人の判事を以て構成す。

第七十六條 刑事部は公判以外に於ては部長を併せて判事三人の構成に於て裁判を爲す。公判に於ては刑事部は

控訴が區裁判所判事の判決に對して指向せらるゝ場合にあつては、裁判長と參審員二人を以て(小刑事部 *Kleine Strafkammer*)

控訴が參審裁判所の判決に對して指向せらるゝ場合にあつては、裁判長を併せて三人の判事と參審員二人を以て(大刑事部 *Grosse Strafkammer*)と構成す。

第七十七條 刑事部の參審員については、以下に記載する標準を以て參審裁判所の參審員に關する規定を準用す。

邦司法行政部は必要なる正參審員の數を地方裁判所の管轄區域に屬する區裁判所の管轄區域に分配す。豫備參審員は地方裁判所の所在地を管轄する區裁判所に於ける委員會が選定す。地方裁判所が其の管轄區域外に所在地を有するときは、邦司法行政部は此の地方裁判所の管轄區域に屬す

る區裁判所の何れの委員會が豫備參審員を選定するやを定む。選定されたる正參審員及び豫備參審員の氏名は、區裁判所判事に於て之を地方裁判所長に通知す。地方裁判所長は正參審員の氏名を正參審員年度名簿に編纂す。

刑事部の個々の通常の開廷に正參審員の關與する順序の抽籤並に地方裁判所の年度名簿より或る參審員を削除するの件については、地方裁判所長は區裁判所判事に代るものとし、其の他の件については、刑事部の部長が區裁判所判事に代る。

何人も同一司法年度につき、同時に參審裁判所及び刑事部の參審員として指名すべからず。それにも拘らず此の指名の行はれたるとき、又は何人か、同一の司法年度につき數個の管轄區域に於て參審員として指名されたるときは、其の呼出さるゝに當つては最初に呼出されたる參審員としての職務を引受くるを要す。

第七十八條 地方裁判所の所在地が甚しく隔絶せるときは、邦司法行政部の規程を以て、一個若は數個の區裁判所の管轄區域につき一つの區裁判所に刑事部を設置し、此の區域については地方裁判所の刑事部の仕事の全部を擧げて、又は其の一部のみを此の刑事部に配當することを得。

前項の刑事部は、此の刑事部の設置せらるゝ管轄區域の地方裁判所の判事若は區裁判所判事を以て之を構成す。部長は常任として、また區裁判所判事は司法年度間につき邦司法行政部に於て之を任命するものとし、他の判事は第六十三條の定むる所に従つて地方裁判所の上席會議に於て之を指

名す。

邦司法行政部は必要なる正参審員の員數を刑事部の管轄區域に屬する區裁判所の管轄區域に配當す。豫備参審員は刑事支部 *auswärtige Strafkammer* の設置せられたる區裁判所の委員會が選定す。第七十七條に於て地方裁判所長に配當したる事務は刑事部長に於て之を執行す。

第六章 陪審裁判所

第七十九條 刑事事件を審理し裁判する爲、必要に應じて地方裁判所に陪審裁判所を組織す。

第八十條 陪審裁判所は大審院若は區裁判所に屬せざる重罪につき管轄權を有す。

第八十一條 陪審裁判所は裁判長を併せて判事三人と陪審員六人とを以て構成す。

第八十二條 判事と陪審員とは共同して罪責問題 *Schuldfrage* 並に刑罰問題 *Straffrage* を裁判するものとし、公判中は陪審員は参審員と同一の範圍内に於て裁判官の職務を執行す。

公判外に於ては開廷中 *während der Tagung* は陪審裁判所の判事裁判官 *richterliches Mitglied* が裁判を爲し開廷外 *ausserhalb der Tagung* に於ては地方裁判所の刑事部が裁判を爲す。

第八十三條 毎司法年度の始まるに先だち控訴院長は陪審裁判所の各開廷について、控訴院判事申又は其の管轄區域内に任用せられある判事申より、陪審裁判所の裁判長を任命す。

同様にして地方裁判所長は、陪審裁判所の各開廷につき地方裁判所判事申、又は其の管轄區域内に於て任用せられある區裁判所判事申より裁判長の代理人一人、其の他の判事並に其の代理人を任命す。

司法年度の經過中に判事裁判官の任命しあらざる陪審裁判所の開廷を必要とするに至りたるときは、追加的に之を任命することを得。代理が必要となりて然も通常の代理人は差支あるときにも亦追加的に代理人を任命することを得。

何時陪審裁判所が組織せらるるものなりやが未だ定まらざる間は、地方裁判所の刑事部長は本法及び刑事訴訟法中に於て陪審裁判所の裁判長に配當したる事務を處理す。開廷が閉ぢられたる後にあつても亦同じ。

第八十四條 陪審員については、本條第二項及び第八十五條乃至第九十條より生ずる標準を以て、参審員に關する第三十一條乃至第五十七條、第七十七條の規定を準用す。

一回の開廷に呼出すべき陪審員の半數以上は男子たることを必要とす。

第八十五條 正陪審員 *Hauptgeschworene* の數は各正陪審員が同一司法年度中に於ては一回以上陪審裁判所の開廷に呼出さるゝことなきやう、豫め之を定むべし。

第八十六條 正陪審員が陪審裁判所の開廷に參與する順序は、全司法年度を通して豫め抽籤を以て之を定む。地方裁判所長は陪審員に向つて、當人が何れの期日に呼出さるゝやの點については更に通

知を爲すべき旨を附記して、其の當籤を告知す。

第八十七條 地方裁判所は何時陪審裁判所を組織するやを定め、正陪審員の當籤の順序に従つて各開廷につき是が呼出を命ず。呼出の送達と開廷との間には、二週間の期間を存すべし。

第八十八條 地方裁判所長は陪審員の提出したる呼出を拒む事由、並に別に一人の陪審員を職務執行の爲に呼出すべきや否やの點について裁判を爲す。

第八十九條 陪審裁判所の開廷が司法年度の終期以後に亘るときは、之に呼出されたる陪審員は此の開廷の終了するに至るまで、引續き協力するの義務を負ふ。

第九十條 何人も同一司法年度につき同時に陪審員たり、參審員たるものとして指名すべからず。

前項の規定にも拘らず同一司法年度につき同時に陪審員並に參審員として指名されたる時、又は同一の司法年度につき數個の管轄區域に於て陪審員に指名されたる者あるときは、呼出されたる陪審員は其の最初に呼出されたる陪審員の職を引受くるを要す。

第九十一條 地方裁判所の刑事部は陪審裁判所の個々の開廷を地方裁判所の所在地に於てせずして、此の陪審裁判所の管轄區域内の他の地に於て行ふべき旨を定むることを得。

前項の場合に於て最初に呼出したる陪審員以外の陪審員を呼出す必要を生じたる時は、第四十九條の定むる所に従つて開廷地を管轄する參審裁判所の豫備參審員を呼出す。

第九十二條 邦司法行政部は數個の地方裁判所の管轄區域を一個の陪審裁判所に總括し、數個の地方

裁判所中の一に於て陪審裁判所の法廷を開く旨を定むることを得。

此の場合に於ては陪審裁判所の法廷の開かるべき地方裁判所並に其の所長は、第八十二條乃至第九十一條中に於て配當せられたる事務を、此の陪審裁判所の管轄區域の全範圍に亘つて執行するを要す。

裁判長の代理官をも併せて陪審裁判所の判事は、此の陪審裁判所の管轄區域内に於て任命せられたる判事の員數中より之を指名することを得。

必要なる正參審員の員數は陪審裁判所の管轄區域内のすべての區裁判所に配當す。

第七章 商事部

第九十三條 邦司法行政部が其の必要を存するものと認めたるときは、地方裁判所の管轄區域又は地區上限定されたる其の一部につき、地方裁判所に商事部 *Kammer für Handelssachen* を設置することを得。

商事部は地方裁判所の管轄區域内に於て、地方裁判所の所在地に非ざる地にも之を設置することを得。

第九十四條 地方裁判所に商事部を設置したるときは、商事事件については商事部は、以下の規定の定

むる所に従つて民事部に代る。

第九十五條 此の法律に所謂商事事件 *Handelssachen* とは、訴に依つて左の各號の一に該當する請求を主張する民事訴訟を謂ふ。

- (1) 商法に所謂商人に對し當事者双方にとつて商行為たる行為に基いて爲す請求、
- (2) 手形法に所謂手形又は商法第三百六十三條に記載したる證書に基く請求、
- (3) 小切手法に基く請求、
- (4) 以下に記載する法律關係に基く請求。
 - (a) 商事會社の社員間又は商事會社と其の社員との間又は匿名組合の組合員と營業者との間の法律關係に基く請求は組合關係の存続中なると其の消滅後なるとを問はず。並に商事會社の取締役若し清算人と會社又は其の社員との間の法律關係に基く請求。
 - (b) 商號を使用する權利に關する法律關係に由來する請求。
 - (c) 商標、意匠及び雛形の保護に關する法律關係に基く請求。
 - (d) 生存者間に於ける現存の商行為の取得に依つて從來の營業者と取得者との間に生ずる法律關係に基く請求。
 - (e) 第三者と業務代理權若し行為代理權の立證なきの故を以て代當の責任を負ふ者との間の法律關係に基く請求。

(f) 海法若し内水航行法に基く法律關係特に船舶の共有、船舶所有者若し内水航行用船舶の所有者、船舶管理人及び船舶乗組員の權利義務、冒險貸借及び海損、船舶の衝突の場合に於ける損害の賠償、救助及び救援、船舶債權者の請求權等に關する法律關係に基く請求。

(5) 一九〇九年六月七日の不正競争取締に關する法律に基く請求。

(6) 取引所法第四十五條乃至第四十八條に基く請求。

第九十六條 原告が訴訟中に於て其の申立を爲したるときは、商事部に於て此の訴訟の審理を行ふ。或訴訟が民事訴訟法第二百七十六條、第五百六條の規定に依り、區裁判所より地方裁判所に移送すべきときは、原告は區裁判所に於ける口頭辯論に於て、商事部に於ける審理を申立つることを要す。

第九十七條 商事部に於て、商事部に屬せざる訴が審理せらるゝに至りたるときは、被告の申立に依り此の訴訟を民事部に廻付すべし。

訴が商事部に屬せざるとき又は民事訴訟法第五百六條の場合に提起せられたる反訴が訴としては商事部に屬せざるときは、本案の辯論が行はれて之に基いて決定の言渡ありたるにあらざる間は、商事部は職權を以ても此の訴訟を民事部に廻付するの權を有す。職權を以てする廻付は、被告が商人にあらざるの理由を以てしては行ふことを得ず。

第九十八條 商事部に屬する訴が辯論の爲民事部に提出せられたるときは、被告の申立に依り訴訟を商事部に廻付すべし。商業登記簿に登録せられざる被告は、自己が商人たることを此の申立の理由

とすることを得ず。

民事訴訟法第五百六條の場合に提起せられたる反訴が訴としては商事部に屬せざるべきときは、前項の申立を却下すべし。

民事部は職權を以て廻付するの權を有せず。

民事部は原告が申立に同意したる場合にあつても、申立を却下するの權を有す。

第九十九條 商事部に繫屬せる訴訟中に於て、民事訴訟法第二百八十條に依り、法律關係の確認を求むる申立に依つて訴の擴張が行はれたるか、又は反訴の提起ありて擴張されたる訴若は反訴が訴としては商事部に屬せざるときは、相手方の申立に依り此の訴訟を民事部に廻付すべし。此の權限は訴の變更に依つて商事部に屬せざる請求の主張せらるゝ場合にあつても發生す。

第一百條 第九十六條乃至第九十九條の規定は、商事部に於ける控訴審の手續にも準用す。

第一百一條 訴訟を他の部に廻付せんことを求むる申立は、申立人の本案についての辯論以前にあらざれば之を許さず。

前項の申立については豫め辯論し、裁判を爲すべし。

第一百二條 訴訟を民事部又は商事部に廻付するの件についての裁判に對しては上訴を許さず。廻付が他の部に向つて行はれたるときは、此の裁判は訴訟の廻付せらるる部を羈束す。爾後の口頭辯論

期日は職權を以て之を定め、之を當事者に通知す。

第一百三條 訴訟が民事訴訟法第九十四條及び第九十五條の規定に依り、商事部に屬する場合にあらざれば、商事部にては民事訴訟法第六十四條に依る請求を主張することを得ず。

第一百四條 商事部が抗告裁判所として自己に屬することなき抗告を取扱へるときは、職權を以て此の抗告を民事部に廻付すべし。民事部が抗告裁判所として商事事件に於て抗告を取扱へるときは、職權を以て此の抗告を商事部に廻付すべし。第二百二條第一段及び第二段の規定を準用す。

抗告を取扱へる部に本案が繫屬せるとき、又は此の部が既に本案に於ての裁判を爲したるときは、抗告を他の部に廻付せず。

第一百五條 商事部は訴訟法の規定上部に代つて單獨判事が裁判するを要するにあらざる以上は、地方裁判所の判事一人を裁判長とし、是と商事審判員 *Handelsrichter* 二人との構成に於て裁判を爲す。

商事部の部員は、すべて平等の表決權を有す。

船舶所有者又は船長と海員との間の法律關係に關する訴訟に於ては、第一審に於ける裁判は裁判長一人にて之を爲すことを得。

第一百六條 第九十三條第二項の場合に於ては、區裁判所判事は商事部の部長たることを得。

第一百七條 商事審判員の職は名譽職とす。

商事部の所在地に居所若は營業所の何れをも有せざる商事審判員は國の三等官の官吏について

適用する規定に従つて、日當、宿泊料並に立替へたる旅費の賠償を受く。

商事部の所在地に居所若は營業所の何れか一方を有する商事審判員は、裁判所への距離二吉米以上なるときは、必要なる旅費の補償を受く。

第百八條 商事審判員は、商業階級を代表するの任を有する機關の推薦に依り、三年間の期間について任命するものとし、再任を妨げず。

第百九條 滿三十歳以上にして、商人、株式會社の取締役、有限責任會社の業務擔當員又は其の他の法人の理事として商業登記簿に登記せられあるか、又は過去に於て登記せられたることある獨乙國民は、すべて商事審判員に任命せらるゝことを得。

商事部の管轄區域内に居住する者、又は其の商人として商業登記簿に登記せられたる場合に於ては、商事部の管轄區域内に營業所を有する者にあらざれば、商事審判員に任命すべからず。株式會社の取締役、有限責任會社の業務擔當員、又は其の他の法人の理事として商業登記簿に登記せられたる者にあつては、此の會社又は法人が管轄區域内に營業所を有するを以て足れりとす。

裁判所の處分に依り自己の財産についての處分を制限せられたる者は、商事審判員として任命することを得ず。

第百十條 海港地 *Seehafen* に於ては、航海業に従事する者 *Schiffahrts Kundige* の間よりも、商事審判員を任命することを得。

第百十一條 商事審判員は其の就任するに先だち、宣誓して其の委任されたる職務上の義務を履行するの義務を負擔せしむべし。

第百十二條 商事審判員は其の在任中は、自己の職務に關して判事として一切の權利を有し、義務を負ふ。

第百十三條 商事審判員後に至つて其の商事審判員としての任命に必要な資格を喪失したるときは、其の職務を免すべし。

免職は控訴院の第一民事部に於て關係者の所存を聽きたる上にて行ふ。

第百十四條 判斷を爲すに商人としての鑑定判斷 *Kaufmännische Begutachtung* を以て充分とする事項並に商慣習 *Handelsgebräuche* の存否については、商事部は自己の専門知識と學問とに基いて裁判を爲すことを得。

第八章 控訴院

第百十五條 控訴院は院長一人と所要員數の部長並に判事を以て組織す。

第百十六條 控訴院には民事部及び刑事部を置く。

第百十七條 第六十二條乃至第六十九條の規定は、裁判所の古參判事二人を常に上席會議 *Präsidium*

に參與せしむるの標準を以て之を適用す。

第百十八條 常任の判事にあらざれば、補助裁判官。 *Hilfsrichter* たりしむることを得ず。

第百十九條 控訴院は民事訴訟に於て左の諸件に關する上訴を審理し、裁判するの權限を有す。

(1) 地方裁判所の終局判決に對する控訴、

(2) 地方裁判所の裁判に對する抗告。

第百二十條 控訴院は第百三十四條第二項に依り、檢事總長が地方裁判所檢事正に移送したる刑事事件、又は大審院が第百三十四條第三項に依り公判を開始するに當つて、審理及び裁判を控訴院に附託したる刑事事件に於て、第一審として且終審として審理及び裁判を爲すの權限を有す。檢事總長が地方裁判所檢事正に移送したる事件に於ては、控訴院は第七十三條第一項に記載したる裁判をも爲す。

前項の場合に於ては裁判籍については普通の規定を適用す。然れども一邦内に數個の控訴院の設置せられある場合に於ては、前項に於て控訴院に附託したる任務は、邦司法行政部に於て一若は若干の控訴院又は最上級邦裁判所に之を委任することを得。關係邦司法行政部の協定に依つて此の任務を、他の邦の領域についても協定上裁判權を有する或る邦の裁判所に委任することを得。第百二十一條 控訴院は以上の外刑事事件に於て左の諸件に關する上訴を審理し、裁判するの權限を有す。

(一) 左の諸件に關する上告、

(a) 控訴を以てしては不服を申立つることを得ざる區裁判所判事の判決、

(b) 小刑事部の判決、

(c) 第一審に於て判事一人と參審員二人とを以て構成したる參審裁判所が裁判したる大刑事部の判決、

(d) 上告が邦法中に包含さるる法規の違反を専ら理由とせる場合に、大刑事部及び陪審裁判所の判決。

(二) 刑事部又は大審院の管轄の設定せられざる場合に於ける刑事裁判所の裁判に對する抗告。

第百二十二條 控訴院の各部は、訴訟法の規定上部に代つて單獨判事が裁判するを要せざる限りは、裁判長を併せて判事三人の構成に於て、裁判を爲す。

控訴院の刑事部は第一審の公判に於ては、裁判長を併せて判事五人を以て構成すべし。

第九章 大審院

第百二十三條 大審院の所在地は法律を以て之を定む。

第百二十四條 大審院は院長一人と所要員數の部長並に判事を以て組織す。

第二百二十五條 大審院長、大審院部長及び大審院判事は參議院の推薦に依り大統領に於て之を任命す。獨乙聯邦中の一邦に於て裁判官たるの資格を獲得し、且滿三十五歳以上の者にあらざれば、大審院判事として任命することを得ず。

大審院判事の勤続期間は任命に従つて定まる。當人が大審院檢事として、大審院所屬辯護士 *Rechtsanwalt beim Reichsgericht* 又は獨乙國の大學に於ける法律學の正教授として奉職したる期間は、勤続期間に通算すべし。

第二百二十六條 大審院判事不名譽なる行爲の廉を以て有罪を言渡されたるか、又は一年以上の自由刑を言渡されて其の刑が確定したるときは、大審院の聯合部の決議を以て其の職を免じ且其の俸給受領權を褫奪する旨を宣告することを得。

前項の決議を爲すに先だち當の大審院判事及び檢事總長の所存及び意見を聴くべし。

第二百二十七條 重罪若は輕罪の廉を以て、大審院判事に對して公判の開始ありたるときは、檢事總長の意見を聽きたる後大審院の聯合部の決議を以て當の大審院判事の休職を言渡すことを得。

大審院判事に對して未決勾留が科せられたるときは、其の未決勾留中は法律上當然に休職となるものとす。

休職に依つて俸給受領權を妨ぐるることなし。

第二百二十八條 大審院判事が肉體の廢疾に因り、又は身體力若は精神力の薄弱に因つて久しきに亘つ

て職務上の義務を履行するの能力を有せざるときは、休職給を給して休職せしむ。退職の判事が滿六十五歳に達したるときは、服務の不能 *Dienstunfähigkeit* は恩給請求權の條件にあらずとす。

恩給は勤続期間十年未滿なるときは、現在の俸給の百分の三十五とし、勤続期間十年以後は勤続期間三十五年に達するまでは、勤続期間一年を加ふる毎に百分の二を加へ、勤続期間三十五年以後は勤続期間五十年に達するまで、勤続期間一年を加ふる毎に百分の一を加ふる。

勤続期間を計算するに當つては、大審院判事が國若は邦の官吏又は聯邦中の一邦の地方團體の吏員として服務したる期間、又は聯邦中の一邦に於て辯護士、代言人、公證人、世襲領内裁判官 *Patroni Richter* 又は獨乙國の大學に於ける法律學の正教授として奉職したる期間を通算す。

第二百二十九條 大審院判事の退職の條件を存するにも拘らず、其の申請なきときは、大審院長は一定の期間内に此の申請を爲すべき旨の催告を爲すを要す。當該の大審院判事此の催告に應ぜざるときは、大審院の聯合部の決議に依つて退職を言渡すべし。

前項の決議を爲すに先だち、當の大審院判事並に檢事總長の所存及び意見を聴くべし。

第三百十條 大審院に民事部及び刑事部を置く。其の部の數は國司法大臣の定むる所とす。

第三百十一條 第六十二條乃至第六十九條の規定は、大審院の古參判事四人を主席會議に參與せしむるを要するの標準を以て之を適用す。

第三百十二條 補助裁判官 *Hilfsrichter* を參與せしむることを得ず。

第三百三十三條 民事訴訟に於ては大審院は左の諸件に關する上訴の審理及び裁判を爲すの權限を有す。

(1) 控訴院の終局判決並に民事訴訟法第五百六十六條aの場合に於ける地方裁判所の終局判決に對する上告、

(2) 民事訴訟法第五百十九條b第二項の場合に於ける控訴院の裁判に對する抗告。

第三百三十四條 刑事事件に於ては大審院は、大逆内亂罪、背叛非及び國に對する戰時謀叛並に一九一四年六月三日の軍機保護法第一條及び第三條に對する重罪の場合に於て、第一審として且終審として豫審及び裁判につき管轄權を有す。是等の事件に於ては大審院は第七十三條第一項に記載したる裁判をも爲す。

背叛罪事件並に軍機保護法第一條及び第三條に對する重罪の場合にあつては、檢事總長は地方裁判所檢事に訴追を委任することを得。比較的意義の重大ならざる刑事事件にあらざれば之を委任すべからず。

大審院は、檢事總長が公訴狀を提出するに當つて之を請求したるときは、前項に記載したる事件に於て、公判を開始するに際し審問及び裁判を控訴院に附託することを得るものとす。此の請求に對しては第二項第二段を準用す。

第三百三十五條 刑事事件に於ては大審院は其の外、控訴院の管轄の設定せられざる以上は、陪審裁判所



及び大刑事部の判決に對する上告の上訴に關する審問及び裁判を爲すの權限を有す。

第三百三十六條 法律問題に於て或る民事部が他の民事部若は民事總部の裁判に、又は或る刑事部が他の刑事部若は刑事總部の裁判に異なる裁判を爲さんとするときは、争ある法律問題に關して前なる場合に於ては民事總部、後なる場合に於ては刑事總部の裁判を求むべし。

或る民事部が或る刑事部若は刑事の總部の裁判に、或る刑事部が或る民事部若は民事の總部の裁判に、又は或る部が前に求めたる聯合部の裁判に異なる裁判を爲さんとする場合には、聯合部に於て此の法律問題を裁判することを必要とす。

民事刑事の總部又は聯合部が法律問題を裁判したるときは、此の裁判は裁判すべき事件に於て獨力力を有す。此の裁判はすべての場合を通じて豫め口頭辯論を経ることなくして之を行ふ。

刑事總部若は聯合部の裁判並に婚姻事件及び禁治産事件並に親子間の法律關係の確定若は死亡の宣告の取消を目的とする訴訟に於ける裁判に先だち、檢事總長の意見書を求むべし。

本案の裁判が豫め口頭辯論を必要とする以上は、判決部は新しき口頭辯論に基きて之を行ひ、此の口頭辯論には言渡されたる法律問題の裁判を通知して職權を以て訴訟關係人を呼出すべし。

第三百三十七條 (一九二六年三月三十一日の國法を以て削除事務分配案に依つて定めらるゝ刑事部中の一部は、第一審として且終審として大審院の管轄に屬する、刑事部に於ける判事のすべての事務並に第七十三條第一項に於て地方裁判所の刑事部に配當したる事務を處理す。

第三百三十八條 聯合部の裁判及び民事刑事の總部の裁判を爲すには、部長を併せて大審院のすべての判事の三分の二以上が出席することを必要とす。

表決を爲す判事の數は、奇數たるを要す。出席したる判事の數が偶數なるときは、勤続期間上席末の判事勤続期間が同一なるときは、年齢上席末の判事は表決權を有せざるものとし、此の判事が報告判事なるときは、席次上次なる判事表決權を有せず。

第三百三十九條 大審院の各部は、裁判長を併せて判事五人の構成に於て裁判を爲す。(一九二六年三月三十一日の改正第一審に於ては、刑事部は公判外に於ては、裁判長を併せて判事三人の構成に於て裁判を爲す。)

第四百十條 事務の執行は、事務章程を以て規律するものとし、此の事務章程は聯合部に於て之を起草し、認可を受くる爲參議院に提出するを要す。

第十章 檢事局

第四百十一條 各裁判所に檢事局を置くへし。

第四百十二條 檢事局の職務は左の各號の一に該當する者の執行する所とす。

- (1) 大審院にあつては、檢事總長並に一人若は數人の大審院檢事、
- (2) 控訴院、地方裁判所及び陪審裁判所にあつては、一人若は數人の檢事、
- (3) 區裁判所及びひ參審裁判所にあつては、一人若は數人の檢事若は區檢事 *Amtsanwalt* (此の檢事は特別任用の檢事である)。

區檢事の管轄は、區裁判所以外の裁判所の管轄に屬する刑事事件に於て、公訴を準備する爲にする區裁判所判事の手續に及ばず。

第四百十三條 檢事の土地の管轄は、其の附置せられたる裁判所の土地の管轄に依つて定まる。

權限を有せざる檢事も、自己の管轄區域内に於て爲すべき職務上の行爲にして、遲滯するに於ては危險なるものは之を擔任するを要す。

異なる邦の檢事が、其の中の何れが訴追を擔任するを要するものなりやの點について、一致する能はざるときは、是等の檢事の共同の上官たる檢事が之を裁定するものとし、かくの如き上官を存せざるときは、檢事總長之を裁定す。

第四百十四條 或る裁判所の檢事局が數人の檢事を以て組織せらるゝときは、上席の檢事に附屬せしめられたる數人の檢事は、何れも上席檢事の代理人として行爲を爲すものとし、是等の代理人が上席檢事に代つて行爲を爲す場合には、特別の受命を立證することなく、其の一切の職務上の行爲を爲すの權を有す。

第四百四十五條 控訴院檢察長及び地方裁判所檢察正は、其の管轄区域内のあらゆる裁判所について、檢事の職務上の行爲をみづから擔任し、又は其の執行を當初權限を有したる以外の檢事に命ずるの權を有す。

區檢事は區裁判所及び參審裁判所以外の裁判所に於ては、檢事の職務を行ふことを得ず。

第四百四十六條 檢事は上官の服務上の命令に服従するを要す。

大審院が第一審として且終審として權限を有する事件に於ては、すべての檢事は檢事總長の命令に服従するを要す。

第四百四十七條 檢事を監督し、指揮するの權は左の各號に記載する者に屬す。

(1) 檢事總長及び檢事に關しては司法大臣、

(2) 各邦の檢事に關してはすべて邦司法行政部、

(3) 控訴院及び地方裁判所の檢事局の管内のすべての檢事に關しては檢事長及び檢事正。

第四百四十八條 檢事總長及び大審院檢事は判事に非ざる官吏 *nichtrichterlicher Beamte* とす。

判事たる資格を有する官吏にあらざれば、檢事總長、大審院檢事並に檢事に任命することを得ず。

第四百四十九條 檢事總長及び大審院檢事は參議院の推薦に依り、國大統領に於て之を任命す。退職を命ずるの件及び供與すべき恩給の件については第二百二十八條の規定を準用す。

檢事總長及び大審院檢事は國大統領の處分を以て、何時たりとも法定の待命給を供與して之を休

職せしむることを得。

第四百五十條 檢事局は其の職務を執行する上に於て、裁判所と獨立す。

第四百五十一條 檢事は判事の職務を執行することを得ず。判事に關する服務監督を檢事に委任することを得ず。

第四百五十二條 警察及び保安の事務に従事する官吏は檢事の補助官 *Hilfsbeamte der Staatsanwaltschaft* たるものとし、此の資格に於て自己の屬する管轄區域の檢事並に其の上官の命令に服従するの義務を負ふ。

本條の規定の適用を受くる官吏の明細は、邦政府に於て之を表示す。

第十一章 裁判所書記

第四百五十三條 裁判所に裁判所書記課を置く。大審院の書記課に於ける事務の組織は國司法大臣に於て其の他の裁判所に於ける事務の組織は邦司法行政部に於て之を定む。

第十二章 送達及び執行の官吏

Zustellungs- und Vollstreckungsbe-amte

第五百十四條 送達、呼出及び執行を命ずべき官吏、執達吏 (Gerichtsvollzieher) の服務上及び執務上の關係は、大審院にあつては國司法大臣、各邦の裁判所にあつては邦司法行政部に於て之を定む。
第五百十五條 執達吏は左の場合には法律上當然に職務の執行より除斥せらるゝものとす。

(一) 民事訴訟に於て

- (1) 自己自身當事者若は當事者の法定代理人なるとき、又は當事者の一方に對して共同權利者、共同義務者若は損害賠償義務者の關係に在るとき、
- (2) 自己の妻が當事者なるとき、此の場合にあつては婚姻のものはや成立せざる場合にあつても尙ほ然りとす。

- (3) 自己が直系に於て血族、姻族たり、若は養子縁組に依つて結合されたる者又は傍系に於て三親等内の血族若は二親等内の姻族たる者が當事者たるとき、

此の場合にあつては姻族關係設定の基礎となる婚姻のものはや成立せざる場合にあつても尙ほ然りとす。

(二) 刑事事件に於て

- (1) 自己自身罪となる行爲に因る被害者たるとき、
- (2) 執達吏自身被疑者若は被害者の配偶者なるか又は過去に於て被疑者若は被害者の配偶者たりしとき、

- (3) 自己自身被疑者又は被害者と第一號(3)の下に記載したる血族關係若は姻族關係に在るとき、

第十三章 司法共助

第五百十六條 裁判所は民事訴訟並に刑事事件に於て、司法共助を爲すを要す。

第五百十七條 司法共助の囑託は、職務上の行爲の行はるべき地を管轄する區裁判に向つて之を爲すべし。

第五百十八條 司法共助の囑託は之を拒むことを得ず。

然れども審級順序に於て上級裁判所たるにあらざる裁判所の囑託は、受託裁判所が土地の管轄權を有せざるとき、又は其の爲すべき行爲が受託裁判所の邦法上禁止せらるゝものなるときには之を拒むべし。

第五百十九條 受託裁判所が囑託を拒みたる時、又は第五百十八條第二項の規定に反して囑託に従ひたる時は、受託裁判所を管轄する控訴院是が裁決を爲す。

司法共助を不適法として宣言し、且囑託裁判所と受託裁判所とが異なる控訴院の管轄區域に屬する場合にあらざれば、此の裁決に對して不服を申立つることを許さず。抗告に關して大審院が裁判

を爲す。

前項の裁決は關係者又は囑託裁判所の申立に依り、豫め口頭辯論を経ることなくして之を行ふ。
 第六十條 執行、呼出及び送達の目的の爲に必要な行爲の招來は、受訴裁判所の屬する邦内に於て行爲を爲すべきと、聯邦中の他の一邦に於て行爲を爲すべきとを問はず、訴訟法の規定に従つて行ふ。
 第六十一條 裁判所、検事局並に裁判所書記は、執達吏に委任を爲すの件に關して、委任の執行せらるべき地を管轄する區裁判所の裁判所書記の協力を求むることを得。此の裁判所書記の命を受けたる執達吏は、直接命を受けたるものと看做す。

第六十二條 刑期六週間を超えざる自由刑は、受刑者の現に在る邦に於て之を執行すべし。

第六十三條 他の裁判所の管轄區域内に於て自由刑を執行すべきとき、又は他の裁判所の管轄區域内に在る受刑者を服役の爲に逮捕して引渡すべきときは、此の管轄區域の地方裁判所の檢事に執行を囑託すべし。

第六十四條 異なる邦に屬する官廳の間に於ける司法共助の場合に於ては、引渡若は刑の執行に因つて生ずる現金立替金は、囑託官廳に於て受託官廳に償還すべし。

其の他の點に於ては、司法共助の費用は囑託官廳に於て償還せず。

支拂義務ある當事者を存するときは、囑託官廳に於て此の當事者より費用を取立つべく、取立てたる額は受託官廳に送付すべし。

印紙税、登録手数料若は其の他の公課にして、受託官廳の屬する邦法上囑託官廳より送付せられたる書類證書、記録に課せらるゝものは、之を計上せず。

第六十五條 呼出ありたる證人及び鑑定人の受くべき金額については、呼出の行はるゝ裁判所に於て適用せらるゝ規定を標準とす。

呼出される者の居住地法に依れば前項の金額が更に多額なるときは、更に多額を要求することを得。

呼出されたる者の居住地が更に遠隔なるときは、申請に依り之に對して前拂を許すべし。

第六十六條 裁判所は、遲滯するに於ては危険を存するにあらざる限りは、其の土地の區裁判所の同意を得ることなくしては、自己の管轄區域外に於て職務上の行爲を爲すことを得ず。其の土地の區裁判所の同意を得ることなくして自己の管轄區域外に於て職務上の行爲を爲す場合に於ては、當該の區裁判所に通知を爲すべし。

第六十七條 聯邦中の一邦の保安官吏 Sicherheitsbeamte は他の邦の領土内に於て逃走犯人の追求を續行し、其の地にて逃走犯人を逮捕するの權を有す。

逮捕人は、遲滯なく直近の裁判所又は其の逮捕せられたる邦の直近の警察官廳に引渡すべし。

第六十八條 聯邦中の一邦に現行中なる官公署の記録を此の邦の裁判所に通知するの件に關する規定は、囑託裁判所が他の邦に屬する場合にあつても之を適用す。

第十四章 審問の公行と法廷警察

第六十九條 判決裁判所に於ける審問は判決及び決定の言渡をも併せて之を公行す。

第七十條 婚姻事件に於ては、當事者の一方の申請ありたるときは、公開を停むへし。

第七十一條 心神喪失又は心神耗弱を理由とする人の禁治産の取消又は廢止を求むる訴に基いて開始せられたる手續民事訴訟法第六百六十四條及び第六百七十九條に於ては禁治産者の訊問中は公開を停むべく、當事者の一方の申請ありたるときは、全然審問の公開を禁止することをも得。

第六百七十、五條乃至第六百七十八條は公行せず。

第七十二條 公の秩序、特に國家の安寧を危殆ならしむる懸念あるとき、又は風俗を害するの虞あるときは、裁判所は一切の事件を通じて審問又は其の一部につき公開を停むることを得。

第七十三條 判決の言渡は何れの場合にあつても之を公行す。

第七十四條 關係者の一人が申立てたるか、又は裁判所が適當と認めたるときは、公開の停止に關する辯論は非公開の法廷に於て之を行ふ。公開を停むる決定は公に之を言渡すを要す。言渡の際に

は公開の停止が公の秩序を危殆ならしむるの故を以て、特に國家の安寧を危殆ならしむるの故を以て行はるゝものなりや、はたまた風俗を害するの故を以て行はるゝものなりやを明かにすべし。

國家の安寧を危殆ならしむるの故を以て公開を停めたるときは、裁判所は對審公訴狀若は其の他の訴訟に關する書類に依つて、自己の知悉する所となりたる事實の黙秘を在廷者の義務たらしむることを得。此の決定は公判調書 *Sitzungsprotokoll* に録取すべし。此の決定に對しては抗告を許す。

抗告は停止の效力を有せず。

第七十五條 相當の年齢に達せざる者及び公權を有せざる者又は裁判所の威嚴にふさはしからぬやう認めらるゝ者は公判廷への入廷を拒むることを得。

裁判所は個々の人物に非公開の審問への入廷を特許することを得。關係者の意見を聽くを要せず。

公開の停止は服務上の監督を執行する司法行政部の官吏が判決裁判所に於ける審問に臨席することを妨げず。

第七十六條 法廷に於ける秩序を維持するは裁判長の任とす。

第七十七條 當事者、被疑者、證人、鑑定人又は對審に關係なき者にして、公の秩序を維持する爲に發したる命令に従はざるときは、裁判所の決定に依り法廷より退かしむることを得べく、尙ほ之を勾引し、決定中に於て定むべき時間中之を勾留することを得るも、此の時間は二十四時間を超ゆることを得

す。

第七十八條 裁判所は當事者、被疑者、證人、鑑定人若は審問に關係なき者にして、法廷に於て不當の行狀を爲す者に對して、刑事裁判所の訴追を留保して秩序罰罰金 *Ordnungstrafe in Geld* 又は三日以下の拘留を科し、直ちに執行せしむることを得。

第七十九條 前條記載の秩序罰の執行は、裁判長は直接之を果すを要す。

第八十條 第七十六條乃至第七十九條に記載したる權限は、法廷以外に職務上の行爲を爲す場合に於ける個々の判事にも歸屬す。

第八十一條 第七十八條及び第八十條の場合に於て秩序罰を科したるときは、裁判が大審院又は控訴院の爲したる所にあらざる以上は、裁判の通知後一週間内に抗告を爲すことを得。

前項の抗告は第七十八條の場合に於ては停止の效力を有せず、第八十條の場合に於ては停止の效力を有す。

抗告については控訴院裁判を爲す。

第八十二條 不當なる行狀に因る秩序罰の確定ありたるとき、又は人を勾留したるとき、又は審問に關係ある者を法廷より退かしめたるときは、裁判所の決定並に其の動機は之を記録に録取すべし。

第八十三條 開廷中に罪となる行爲が行はれたるときは、裁判所は構成事實を確認し、之について録取したる記録を主官官廳に通知するを要す。適當なる場合に於ては犯人の假の檢束を命ずべし。

第十五章 裁判所の用語

第八十四條 裁判所の用語は獨乙語とす。

第八十五條 獨乙語に通曉せざる者の關與の下に審問を行ふときは、通事を用ふべし。外國語を以て副記録 *Nebenprotokoll* を作ることを許さず。然れども外國語を以てする供述及び陳述は、事柄の重要なるに顧み判事が必要と認めたるときに、また其の程度に於ては外國語を以て記録中に録取し、又は附録として之を掲ぐべし。其の適當なる場合に於ては通事に於て認證すべき翻譯を、記録に添付すべし。

關係者のすべてが此の外國語に通じ居るときは、通事を用ふるを見合はすことを得。

第八十六條 瘖啞者を審問するには、書面を以て意思を通ずることを得ざる以上は、他の方法を以て意思を疏通せしむることを得べき者を通事として用ふべし。

第八十七條 聾者たる當事者に、口頭審問の際演述を許すべきや否やは、裁判所の裁量に任す。

辯護士訴訟に於て、獨乙國語に通ぜざる當事者についても亦前項に同じ。

第八十八條 獨乙語に通ぜざる者は、其の通ぜる國語を以て誓を宣ぶ。

第八十九條 通事は、

自己は誠意を以て且良心に従つて翻譯を爲す旨

を宣誓するを要す。通事が當該の種類に於て既に一般的に宣誓を爲したるときは、既に宣へたる誓を援用するを以て足る。

第九十條 裁判所書記も通事の職務を執行することを得。特殊の宣誓を必要とせず。

第九十一條 通事には鑑定人の除斥及び忌避に關する規定を準用す。此の裁判は通事を用ふることにしたる裁判所又は判事に於て之を爲す。

第十六章 評議及び表決

第九十二條 判事は法定の員數を以てするにあらざれば裁判に參與することを得ず。

久しきに亘る審問には裁判長に於て補充判事 *Ersatzrichter* の關與を命ずることを得るものとす。此の補充判事は審問に臨席して判事の差支ある場合には之に代ることを要す。前二項の規定は參審員及び陪審員にも適用す。

第九十三條 評議及び表決を爲すに當つては裁判の任を有する判事の外は、同じ裁判所に於て司法事務修習中なる者にして裁判長の許可を得たる場合以外には之に立會ふことを得ず。

第九十四條 裁判長は評議を指揮し、問を發し、意見を集む。

問の目的事項問の解釋及び其の順位についての意見の相違又は表決の結果については裁判所が裁判を爲す。

第九十五條 判事、參審員又は陪審員先決問題について表決を爲すに當つて少數意見たりしの場合を以て、或る問題についての表決を拒むことを得ず。

第九十六條 此の法律に別段の規定を爲さざる以上は、裁判は意見の絶對多數に依つて之を行ふ。裁判すべき數額に關して二以上の見解を生じ、其の何れもが過半数に至らざるときは、過半数を生ずるに至るまで最多額の數額に賛成なる意見を之に次ぐ多額に賛成なる意見に合算す。

罪責問題を除き、刑事事件に於て二以上の見解を生じ、其の何れもが所要の過半数に至らざるときは、所要の過半数を生ずるまで被疑者に最も不利なる意見を之に次ぐ不利なる意見に合算す。處罰問題につき二の見解を生じ、其の何れもが所要の過半数に至らざるときは、輕き意見を採用す。判事二人と參審員二人とを以て組織する參審裁判所に於て、罪責問題及び處罰問題を除き、賛否同數となるに至りたるときは、裁判長の意見に従つて決す。

第九十七條 判事は官等の順序に従ひ、官等同等なるときは年齢の順序に従つて意見を述べ、商事審判員、參審員及び陪審員は年齢の順序に従つて意見を述ぶるものとす。官等年齢は何れも低き者より意見を述べ、參審員及び陪審員は何れも判事よりも先に意見を述べ、報告委員の任命せられたる場合にあつては、報告委員は最初に意見を述べ、裁判長は最後に意見を述べ。

第九十八條 參審員及び陪審員は評議及び表決の際の經過について、黙秘を守るの義務を負ふ。

第十七章 裁判所の休暇

第九十九條 裁判所の休暇は七月十五日を以て始まり、九月十五日を以て終る。

第一百條 休暇中は休暇事件 Teriensachen に於てにあらざれば、期日を開き、裁判を爲さず。

休暇事件左の如し。

- (1) 刑事事件、
- (2) 假差押事件及び假處分に關する事件、
- (3) 定期市場事件 Messsachen 及び市場事件 Marktsachen、
- (4) 貸貸人と賃借人若は轉借人との間の居室又は其の他の場屋についての訴訟、又は賃借人と轉借人との間のかくの如き場屋に關する訴訟にして引渡、利用若は明渡に基くもの、並に賃借人若は轉借人が賃借の場屋内に持込みたる物の留置に基くもの、
- (5) 雇主と僕婢との間、傭主と勞働者との間に於ける雇傭關係又は勞務關係に關する訴訟、並に一九〇一年九月二十九日の告示及び一九二二年一月十四日の法律の法文に於ける營業裁判所法第四條第一號乃至第四號、及び一九二二年一月十四日の法律の法文に於ける一九〇四年

七月六日の商人裁判所に關する法律第五條第一號乃至第五號中に記載したる訴訟。

(6) 婚姻外の性交に由る請求、

(7) 手形事件、

(8) 小切手に基く償還の請求、

(9) 既に開始したる土木工事の續行に關して爭ある場合に於ける土木工事事件 Bausachen、

區裁判所に於ける手續中に於ては、裁判所は申請に因り他の事件をも休暇事件として表示するを要す。裁判所の決定を以て休暇事件として表示せられたる事件に於て、口頭辯論期日に互に相矛盾する申請ありたる時は、事件が特に速決を必要とするにあらざる以上は、決定を取消すべし。

地方裁判所に於ける手續並にそれ以上の審級に於ける手續中に於ては、裁判所は申立に依り本條第一項の規定に屬せざる事件をも、特に速決を必要とする以上は、休暇事件として表示すべし。此の表示は裁判所の裁判を留保して、裁判長に於て之を爲すことを得。

第二百一條 休暇事件を處理する爲には、地方裁判所、控訴院及び大審院にそれ〴〵 休暇部 Teriensachen を設置することを得。

第二百二條 訴訟費用確定手續、督促手續、強制執行手續及び破産手續には、休暇は影響を及ぼさず。

以上

獨逸國刑事訴訟法

第一章 總則

第一條 刑事訴訟法之範圍

第二條 刑事訴訟法之適用

第三條 刑事訴訟法之效力

第四條 刑事訴訟法之程序

第五條 刑事訴訟法之執行

第六條 刑事訴訟法之救濟

第七條 刑事訴訟法之終結

第八條 刑事訴訟法之其他事項

第九條 刑事訴訟法之施行日期

第十條 刑事訴訟法之施行細則

第十一條 刑事訴訟法之施行規則

第十二條 刑事訴訟法之施行辦法

第十三條 刑事訴訟法之施行程序

第十四條 刑事訴訟法之施行方法

第十五條 刑事訴訟法之施行地點

第十六條 刑事訴訟法之施行時間

第十七條 刑事訴訟法之施行人員

第十八條 刑事訴訟法之施行費用

第十九條 刑事訴訟法之施行責任

第二十條 刑事訴訟法之施行監督

第二十一條 刑事訴訟法之施行保障

第二十二條 刑事訴訟法之施行救濟

第二十三條 刑事訴訟法之施行終結

第二十四條 刑事訴訟法之施行其他事項

第二十五條 刑事訴訟法之施行日期

第二十六條 刑事訴訟法之施行細則

第二十七條 刑事訴訟法之施行規則

第二十八條 刑事訴訟法之施行辦法

第二十九條 刑事訴訟法之施行程序

第三十條 刑事訴訟法之施行方法

第三十一條 刑事訴訟法之施行地點

第三十二條 刑事訴訟法之施行時間

第三十三條 刑事訴訟法之施行人員

第三十四條 刑事訴訟法之施行費用

第三十五條 刑事訴訟法之施行責任

第三十六條 刑事訴訟法之施行監督

第三十七條 刑事訴訟法之施行保障

第三十八條 刑事訴訟法之施行救濟

第三十九條 刑事訴訟法之施行終結

第四十條 刑事訴訟法之施行其他事項

獨逸國刑事訴訟法

獨逸國刑事訴訟法

第一編 總 則

第一章 裁判所の事物の管轄

第一條 裁判所の事物の管轄は裁判所構成法に依つて定まる。

第二條 各個獨立して異なる審級の裁判所の管轄に屬すべき牽連せる刑事事件は、之を併合して上級の管轄權を有する裁判所に繫屬せしむることを得。

合宜上の理由あるときは、前項の裁判所の決定を以て併合したる刑事事件の分離を命ずる事を得。

第三條 一人にして數個の罪となる行爲の被疑者たるとき、又は一個の罪となる行爲につき數人が正犯、共犯、庇護者又は贓物授受者として被疑者たるときは、牽連關係を存するものとす。

第四條 牽連せる刑事事件の併合若は併合せる刑事事件の分離は、既に審問を開始したる場合に、あつても、檢事の請求若は被告人の申立に依り、又は職權を以て、裁判所の決定に依り之を命ずることを得。

前項の決定につき管轄權を有するは、他の裁判所を自己の管轄區域に包容する裁判所とす。此の

規定に依り管轄権を有する裁判所なきときは共通の上級裁判所に依つて決定を爲す。
第五條 併合の存続の間は、上級の裁判所の管轄に屬する刑事事件を以て手續の標準とす。
第六條 裁判所は手續の如何なる状態に在るを問はず、職権を以て自己の事物の管轄を審査するを要す。

第二章 裁判籍

(一) 所犯行爲の裁判籍

第七條 裁判籍は罪となる行爲を爲したる地を管轄する裁判所に存す。

罪となる行爲の構成事實が國內に於て刊行せられたる印刷物の内容に依つて與へらるゝときは、印刷物の刊行ありたる地を管轄する以外の裁判所は前項に依り管轄権を有する裁判所と看做すべからず。然れども侮辱の場合に私人起訴の方法に於て訴追が行はるゝときは、侮辱の被害者が住所又は通常の居所を此の管轄区域内に有する以上は、印刷物の頒布せられたる地を管轄する裁判所も亦管轄権を有す。

(二) 住所の裁判籍

第八條 裁判籍は起訴の當時被告人が住所を有したる地を管轄する裁判所にも之を存す。

被告人が獨逸國內に住所を有せざるときは、裁判籍は通常の居所に依つても定まり、通常の居所が

知れざるときは最後の住所に依つて定まる。

(三) 逮捕の裁判籍

第九條 外國に於て罪となる行爲の所犯あり、且第八條に依つては裁判籍が定まらざるときは、逮捕の行はれたる地を管轄する裁判所が管轄権を有す。逮捕が行はれざるときは、大審院に於て管轄裁判所を定む。

內國に於て罪となる行爲の所犯ありたるも、所犯行爲の裁判籍及び住所の裁判籍の何れをも知る能はざる場合に於ても亦前項に同じ。

第十條 外國若しくは公海上に於ける獨逸國の艦船上にて罪となる行爲の所犯ありたるときは、船籍港又は行爲後此の艦船の最初に入港したる獨逸國の海港の所在地を管轄する裁判所が管轄権を有す。

第十一條 獨逸國民にして治外法権を享有する者、並に獨逸國若しくは聯邦中の一邦の官吏にして外國に於て任用せられたる者は、裁判籍に關しては母國に於て有し居たりし住所を保有す。かくの如き住所を存せざるときは、母國の首府を其の住所と看做すものとし、首府が數個の裁判所の管轄區域に分るゝときは、住所と看做すべき管轄區域は邦司法行政部に於て一般の規定に依つて之を定む。獨逸國民が聯邦中の何れにも屬せざるときは、ベルリン市を以て其の住所と看做し、ベルリン市が數個の裁判所の管轄區域に分るゝときは、住所と看做すべき管轄區域は國司法大臣に於て、一般の規定に依つて之を定む。

名譽領事に對しては本條の規定を適用せず。

數個の裁判籍の競合。

第十二條 第七條乃至第十一條の規定に依り管轄權を有する數個の裁判所の中には、最初に審問を開始したる裁判所が優先權を有す。

然れども共通の上級裁判所に於て管轄權を有する他の裁判所に審問及び裁判を委任する事を得。

(四) 牽連の裁判籍

第十三條 各個獨立しては第七條乃至第十一條の規定に依り異なる裁判所の管轄に屬すべき牽連せる刑事事件については、刑事事件の一につき管轄權を有する各裁判所に裁判籍を存す。

數個の牽連せる刑事事件が異なる裁判所に繫屬したるときは、檢事の請求に相當する是等の裁判所間の合意に依つて、是等の事件の全部若は一部を數個の裁判所中の一に併合することを得。

かくの如き合意が成立せざるときは、檢事又は被告人が請求したる以上は、共通の上級裁判所は併合を爲すべきや否や及び何れの裁判所に於て併合を爲すべきやを裁判す。

同様にして併合を取消すことを得。

(五) 委任に依る裁判籍

第十四條 數個の裁判所の中に管轄に關する争を生じたるときは、共通の上級裁判所は審問及び裁判を爲すを要する裁判所を定む。

第十五條 それ自體としては管轄權を有する裁判所が各個の場合に法律上若は事實上判事の職務の執行を妨げられたるとき、又は此の裁判所の面前に於ける審問につき公安を危殆ならしむる虞あるときは、直近上級裁判所は他の管轄區域の同等の裁判所に審問及び裁判を委任するを要す。

土地の管轄違の訴訟法上の意義

第十六條 被告人は豫審の終結するに至るまでに管轄違の抗辯を主張することを要するも、豫審が行はれざりしときは、公判に於ては公判手續の開始に關する決定の朗讀せらるゝまでに之を主張するを要す。

第十七條 豫審の管轄を定むる裁判に依つて、公判手續の管轄も定まるものとす。

第十八條 公判の開始後にあつては、裁判所は公判被告人の抗辯に由るにあらざれば管轄違を言渡すことを得ず。

第十九條 數個の裁判所中の一が管轄權を有する場合に於てもはや不服を申立つることを得べからざる裁判に依つて是等の數個の裁判所が其の管轄違を言渡したるときは、共通の上級裁判所は管轄裁判所を指定す。

第二十條 管轄違の裁判所の審問行爲 *Untersuchungshandlung* は何れも只此の管轄違たるの故のみを以て無効たるものにあらず。

第二十一條 管轄違の裁判所は其の管轄區域内に於て爲すべき審問行爲にして、遲滯するに於ては危

險を存するものを擔任するを要す。

第三章 裁判所の職員の除斥及び忌避

(一) 除斥

第二十二條 判事は左の場合に於ては法律上當然に職務の執行より除斥せらるゝものとす。

(一) 自身罪となる行爲の被害者なるとき、

(二) 判事が被疑者若は被害者の配偶者若は後見人なるとき、又はたりしとき、

(三) 被疑者若は被害者と直系に於て血族若は姻族たり若は養子縁組に依つて結合せられ傍系に於て三等以内の血族たり若は二等以内に於て姻族たるとき、姻族の場合にあつては姻族關係を設定する婚姻のものはや成立せざる場合にあつても尙は且然りとす。

(四) 判事が檢察、警察官被害者の辯護士として若は辯護人として此の事件に關與したるとき、

(五) 此の事件に於て證人若は鑑定人として訊問を受けたるとき

第二十三條 上訴を以て不服を申立てられたる裁判に參與したる判事は、法律上當然に上級審に於ける裁判への參與より除斥せらるゝものとす。

豫審判事は自己の豫審を行ひたる事件に於ては判決裁判所の部員たることを得ず、また公判外に於て行はるゝ刑事部の裁判に參與することを得ず。

(二) 忌避

(1) 條件

第二十四條 判事は法律上當然に判事たるの職務の執行より除外せらるゝ場合に於ても、また偏頗の懸念を存する場合に於ても之を忌避することを得。

判事の公平に對する不信用を是認せしむるに適したる原因を存する場合には、偏頗の懸念に基く忌避を許す。

檢察私人起訴原告及び被疑者は忌避を爲すの權利を有す。

裁判に參與するの任を有する裁判所職員 *Gerichtsperson* は求めに因り忌避を爲すの權利を有する者を指名すべし。

第二十五條 偏頗の懸念に因る判事の忌避は第一審の公判に於ては公判手續の開始に關する決定の朗讀のあるまでに限り、控訴及び上告に關する公判に於ては報告の開始までに限り之を許す。

第二十六條 忌避の申立は當該の判事の屬する裁判所に提出すべく、裁判所書記の面前に於て調書を以ても表示することを得。

忌避の原因は之を疏明すべし。宣誓は疏明の手段としては之を許さず。忌避せられたる判事の證言を疏明の爲に援用することを得。

忌避せられたる判事は忌避の原因に關して服務上意見を表明するを要す。

第二十七條 忌避の申立については、忌避せられたる判事の屬する裁判所が裁判を爲す。

判決刑事部 *die erkenkende Strafammer* の部員が忌避せられたるときは、刑事部は公判外の裁判につき規定せられたる構成に於て裁判を爲す。陪審裁判所の判事たる部員忌避せられたるときは、開廷中は此の陪審裁判所の判事たる部員が裁判を爲し、開廷外に於ては刑事部が裁判を爲す。

豫審判事又は區裁判所判事忌避せられたるときは、地方裁判所が裁判を爲す。忌避せられたる判事が忌避の申立を理由ありと認むるときは、裁判を必要とせず。

裁判の任を有する裁判所が忌避せられたる判事の退去に依つて決議を爲すこと能はざるに至りたるときは、直近上級の裁判所が裁判を爲す。

第二十八條 忌避の申立を理由ありと宣告する決定に對しては、上訴を許さず、忌避の申立を理由なしと宣告する決定に對しては、即時抗告を許す。

判決判事の一人に對して爲したる忌避の申立を理由なしとして宣告する決定は、判決と共にするにあらざれば、單獨には之に對して不服を申立つることを得ず。

第三十九條 忌避せられたる判事は、忌避の申立を處理する以前には、遅延することを許さざる行爲にあらざれば爲すべからず。

第三十條 忌避の申立を處理するの權を有する裁判所は、かくの如き申立の爲さるゝことなきも、判事が自己に對する忌避を是認せしむることあるべき事情について届出を爲したるとき、又は其の他の

理由に因り或る判事が法律上當然に除斥せらるゝものなりや否やについて疑義を生じたるときにあつても、裁判を爲すことを必要とす。

第三十一條 本章の規定は、參審員及び裁判所書記に對して之を準用す。

參審員の除斥若は忌避に關しては、裁判長が裁判を爲すものとし、大刑事部に於ては判事たる部員が裁判を爲す。

裁判所書記の除斥若は忌避に關しては、裁判所又は此の裁判所書記の附屬する判事裁判を爲す。
第三十二條 參審員の除斥及び忌避に關する規定は、陪審員に準用す。此の裁判は、陪審裁判所の判事たる部員之を爲す。

第四章 裁判及び其の告知

(一) 裁判を爲す方法 *Erlassung*

第三十三條 裁判所の裁判は、其の公判の經過中に爲す場合にあつては、關係者を訊問したる後、また公判外に於て之を爲す場合にあつては、檢事の書面若は口頭を以てする意思表示の後に之を爲す。

第三十四條 上訴を以て不服を申立つることを得べき裁判並に申立を却下する裁判には、理由を附すべし。

(二) 告知

第三十五條 本人の面前に於て爲す裁判は、言渡に依つて之を告知す。求めに依つては本人に謄本を付與すべし。

其の他の裁判は送達に依つて告知す。

勾留中の者 *der nicht auf freiem Fusse Behaltliche* には、求めに依つては送達ありたる書類を讀聞かすべし。

(三) 送達

第三十六條 送達若は執行を必要とする裁判は、檢事に交付すること必要とするものとし、檢事に於て所要の處置を爲すを要す。専ら裁判所の内部の服務又は法廷に於ける秩序に關する裁判には、此の規定を適用せず。

豫審判事及び區裁判所判事は、各種の送達並に決定及び命令の執行を直接爲すことを得。

第三十七條 送達の場合に於ける手續には、送達に關する民事訴訟法の規定を準用す。

第三十八條 刑事訴訟手續に關與する者にして直接證人及び鑑定人を召喚するの權を與へられたる者は、召喚狀の送達を執達吏に委任するを要す。

第三十九條 公訴を準備する手續豫審並に刑の執行の場合に於ける手續については、邦司法行政部の規定に依つて送達の證明についての簡易形式を認むることを得。

第四十條 公判への召喚狀の未だ送達せられざりし被疑者に對する送達が、規定の方法に於ては獨逸國內に於て行ふことを得ず、また外國に於ける送達についての現行の規定の遵守が實行不可能なる

か、又は効果を收むること能はざるものと豫見せらるゝときは、送達すべき書類の内容を獨逸國若は外國の新聞紙を通じて公告し、且此の新聞紙の發行以來二週間を経過したるとき、又は送達すべき書類が二週間第一審の裁判所の掲示板に貼付せられたりしときは、送達は行はれたるものと看做す。

此の新聞紙の選擇は送達を爲す官吏の權限に屬す。

公判への召喚狀が既に公判被告人に送達せられたりし場合に於て、爾後の送達は規定の方法に於て獨逸國內に於て行ふこと能はざる限りは、送達すべき書類が二週間第一審の裁判所の掲示板に貼付せられたりし以上は、此の公判被吾人に對する爾後の送達は行はれたるものと看做す。此の判決及び決定については其の主文のみを貼付す。

第四十一條 檢事に對する送達は、送達すべき書類の原本を提出することに依つて之を爲す。送達と同時に或る期間の進行が開始せらるるときは、檢事に於て提出の日附を原本に記載すべし。

第五章 期間及び原狀回復

(一) 期間の計算

第四十二條 日を以つて定めらるゝ期間の計算を爲すに當つては、期間の始期の定まるべき時期若は出來事の當日は之を期間に算入せず。

第四十三條 週又は月を以つて定めらるる期間は其の稱呼若は數上期間の開始したる日に相當する

最終の週又は最終の月の當日の経過と共に満了するものとし、最終の月に於てかくの如き當日の存せざるときは期間は此の月の最終日の経過と共に満了す。

或る期間の末日が日曜若しくは一般の祭日なるときは、期間は其の次の週日の経過と共に満了す。

(二) 原状回復、

(1) 許否、

第四十四條 天災若しくは其の他の避くべからざる偶發の事件に因つて期間の遵守を妨げられたるときは、期間の懈怠に對して原状回復を申立つることを得。申立人が自己の責任にあらずして送達を知らざりしときは、避くべからざる偶發の事件と看做すべし。

(2) 手續、

第四十五條 原状回復の申立は、障礙の止みたる後一週間内に、此の期間を遵守すべかりし裁判所に懈怠の事由を記載し且之を疏明して之を爲すを要す。

前項の申立と同時に懈怠したる行爲を自ら追完すべし。

第四十六條 原状回復の申立は、行爲が適時に行はれたりせば本案の裁判を爲すの任を有したるべき裁判所が裁判す。

前項の申立を許す裁判に對しては不服を申立つることを得ず。

申立を却下する裁判に對しては即時抗告を許す。

第四十七條 原状回復の申立に依つて裁判所の裁判の執行を妨ぐることなし。

然れども裁判所は執行の延期を命ずることを得。

第六章 證人

(一) 召喚

第四十八條 證人の召喚は不出頭の法律上の結果を教示して之を行ふ。

軍人を證人として召喚するには軍憲を囑託することに依つて之を行ふ。

第四十九條 國の大統領及び聯邦中の一邦の大統領は其の住居に於て訊問すべし。公判には之を召喚せず。裁判所の爲したる是が訊問の調書は公判に於て朗讀すべし。

第五十條 (一九三〇年三月二十七日の改正) 邦政府の閣員は其の官廳所在地に於て訊問すべく、其の官廳所在地外に在る場合に於ては其の滞在地に於て訊問すべし。

國參議院又は聯邦中の一邦の參議院の議員は、其の國參議院若しくは邦參議院の所在地に滞在中は此の地に於て國議會、國經濟會議又は邦議會の議員は、其の開會中及び其の會議地に滞在中は此の地に於て訊問を爲すべし。

前二項の規定に異なる處置を爲さんが爲には、

(一九三〇年三月二十七日の改正) 邦政府の閣員については邦政府の許可、

國議會、國參議院、國經濟會議、邦議會、若は邦參議院の議員についてはそれ／＼の合議體の承諾を必要とす。

(二) 不出頭の結果、

第五十一條 適法に召喚を受けたる證人出頭せざるときは、不出頭に因つて生じたる費用の賠償並に秩序罰金を言渡すべく、其の徴收することを得ざる場合にあつては六週間以下の拘留の罰を言渡すべし。尙ほ證人の強制引致 *zwangsweise Vorführung* を許す。反覆して出頭せざる場合には更に一度罰を言渡すことを得。

證人の不出頭が充分辯解せられたるときは、刑罰及び費用の賠償を言渡さず。後に至つて充分なる辯解が行はれたるときは、證人に對して既に爲したる處分を取消す。

前二項の處分を爲す權限は豫審判事、公判前の手續に於ける區裁判所判事並に受命判事及び受託判事にも屬す。

軍人軍屬は軍憲に於て之を引致す。

(三) 證言の拒絶、

第五十二條 左の各號の一に該當する者は證言を拒むの權を有す。

- (1) 被疑者の許婚者、
- (2) 被疑者の配偶者。婚姻のもはや成立せざる場合にあつても尙ほ然りとす。

(3) 被疑者と直系に於て血族姻族たり又は養子縁組に依つて結合せられ又は傍系に於て三親等内の血族たり、二親等内の姻族たる者。姻族關係を設定する婚姻のもはや成立せざる場合にあつても尙ほ然りとす。

前項記載の者に對しては、苟も之を訊問するに先だち證言を拒む其の權利を諭示すべし。是等の者は訊問中にも此の權利の拋棄を取消すことを得。

第五十三條 前條に記載せる者の外證言を拒むの權利を有する者左の如し。

- (1) 僧侶教誨を執行するに當つて自己に對して打明けられたる事實に關し。
- (2) 被疑者の辯護人其の辯護人としての資格に於て打明けられたる事項に關し。
- (3) 辯護士及び醫師其の職業を執行するに當つて打明けられたる事項に關し。
- (4) (一九二六年十二月二十七日の改正) 定期刊行物の編輯人、發行人及び印刷人並に印刷物の技術的製作に従事したる者は印刷物の編輯人が犯人として處罰せらるゝとき、又は其の處罰に法律上の障礙の反對なるものを存せざるときに罪となる内容の公表物の著作人若は投書人の人物に關し。

第二號、第三號の下に記載したる者は默秘の義務より解放せられたる場合にあつては、證言を拒むことを得ず。

第五十四條 官公吏はもはや其の職に在らざる場合にあつても、自己の職務上の默秘の義務の關する

事情については其の上級服務監督廳又は其の最後の上級服務監督廳の許可あるにあらざれば、證人として之を訊問することを得ず。

(一九三〇年三月二十七日の改正)邦政府の閣員については邦政府の許可を必要とす。前項の許可は國若は聯邦中の一邦の福祉にとつて不利益を醸す虞ある場合にあらざれば之を拒むことを得ず。

(一九三〇年三月二十七日の改正)國政府の閣員については一九三〇年三月二十七日の國務大臣法 Reichsministergesetz の規定を適用す。

國の大統領並に聯邦中の一邦の大統領は前項の條件の下に證言を拒むことを得。前に大統領たりし者についても其の職務の執行中に起りたる事實に關する限り、又は其の職務執行の結果知る所となりたる事實に關する限りは本條の規定を適用す。

第五十五條 何れの證人も自己自身又は第五十二條第一號乃至第三號に記載したる親屬の一人に、刑事裁判上の訴追の危険を招來するの虞ある間についての供述を拒むことを得。

第五十六條 證人が第五十二條第五十三條及び第五十五條の場合に於て、證言拒絶の根據となしたる事實は、請求ありたるときは之を疏明すべし。證人の宣誓保證 *eidliche Versicherung* を以て足る。

(四) 訊問及び宣誓

第五十七條 左の各號の一に該當する者は無宣誓を以て訊問す。

べし。

(1) 訊問の當時滿十六歳に達せざる者、又は知能の發達充分ならざるの故を以て、若は知能耗弱の故を以て、宣誓の性質と意義とについて充分なる觀念を有せざる者。

(2) 刑罰法規の規定上證人として宣誓の上訊問を受くるの能力を有せざる者。

(3) 審問の客體を成す犯罪の故を以て共犯、庇護者若は贓物授受者としての嫌疑を受け又は既に有罪を言渡されたる者。

第五十八條 或る人が被疑者と第五十二條に依り證言を拒むの權利を與へらるべき關係に在るときは、無宣誓を以て之を訊問すべきや又は宣誓せしめたる上之を訊問すべきやは判事の裁量に依る。

前項に記載したる者は訊問後にあつても證言の宣誓を拒むことを得るものとし、此の權利は之を諭示すべし。

第五十九條 何れの證人も各別に後に訊問すべき證人の在らざる所にて訊問すべし。

他の證人若は被疑者との對質は公判前の手續に於ては、事件にとつては不利益を來すことなくしては公判まで之を猶豫することを得ざる場合にあらざれば之を許さず。

第六十條 宣誓を爲さしむるに先だち判事は適當の方法に於て、宣誓の意義を證人に諭示するを要す。第六十一條 何れの證人も各別に、且其の訊問に先だちて宣誓を爲さしむべし。然れども宣誓は特殊の事由を存するとき、特に其の許否に對して懸念を存するときには、訊問の完結するまで之を猶豫す

ることを得。

第六十二條 訊問に先だちて爲すべき宣誓は、

證人は良知に従ひ純然たる眞實を語り、何事をも黙秘せず、また何事をも附加せざる旨を云ふものとし、訊問後に爲すべき宣誓は、

證人は良知に従ひ純然たる眞實を語り、何事をも黙秘せず、また何事をも附加せざりし旨を云ふものとする。

第六十三條 宣誓は

「余は全能全知の神に懸けて誓ふ」

と云ふ語句を以て始め、

「神の守らせ給ふが如く眞實なり」

と云ふ語句を以て終はる。

第六十四條 宣誓は宣誓句を掲げたる宣誓文を鵝返しに復誦し又は之を朗讀することに依つて之を爲す。宣誓者は宣誓を爲すに當つて右手を舉ぐべし。

文字を記すことを得べき啞者は、宣誓句を掲げたる宣誓文を書取り且之に署名することに依つて宣誓を爲す。

文字を記すことを得ざる啞者は、通事の助に依りて記號を以て宣誓を爲す

第六十五條 法令が宣誓に代へて或る種の誓約方式を行使することを認むる宗教團體の屬員が、此の

宗教團體の誓約方式の下に陳述を爲したるときは、之を宣誓と同視す。

第六十六條 證人の宣誓は第二百二十三條の規定を留保して公判に於て之を爲す。

證人が公判に出頭することを妨げらるゝものと豫見せらるゝとき、又は距離の甚しく遠隔なる爲其の出頭が特に困難なるものと豫見せらるゝとき、又は眞實に合致する供述を招來する爲の手段として宣誓を必要と認めらるゝときは、豫審に於ても既に宣誓を爲さしむることを得。

準備手續に於ては遅滯するに於ては危険を存するとき、又は公訴の提起を左右する事實に關する眞實に合致せる供述を招來する爲の手段として、宣誓が必要と認めらるゝときにあらざれば宣誓を許さず。

公判前の手續に於て宣誓が行はれたるときは、其の理由を調書中に於て開示するを要す

第六十七條 證人が宣誓の上にて訊問せられたる後、同一の公判前の手續に於て又は公判手續に於て再び訊問せらるゝときは、判事は再度宣誓を爲さしむることなくして、證人をして前に爲したる宣誓を採用して自己の供述の正確なるを保證せしむることを得。

第六十八條 訊問は證人に向つて氏名、年齢、身分若は營業及び住所を訊問するを以て始まる。必要の場合には證人に向つて當該の事件に於ける證人の信憑性に關する事情、特に其の被疑者若は被害者との關係に關する問を發すべし。

第六十九條 證人には其の訊問事項について證人の知れる事項を關聯して供述するやうに仕向くべし。訊問に先だち證人に審問の事項並に被疑者を存する場合には被疑者の何人なるやを示すべし。證言を解明し補足する爲、並に證人の知識の基礎となりたる事由を明かならしむる爲に、必要の場合には更に問を發すべし。

(五) 證言並に宣誓を拒絶せる結果。

第七十條 證人が法律上の事由なくして證言若は宣誓を拒みたるときは、拒絶に因つて生じたる費用の賠償並に秩序罰罰金を言渡し、其の徴收すること能はざる場合については六週間以下の拘留を言渡すべし。

尙ほ證言を強制する爲に拘留を命ずることを得るも、當該の審級に於ける手續の終結の時期以後に及び若は六ヶ月以上に亘ることを得ず。違警罪の場合にあつては六週間を超ゆることを許さず。豫審判事、公判前の手續に於ける區裁判所判事、並に受命判事及び受託判事も亦前項の處分を爲すの權を有す。

本條の處分の全部を盡したるときは、同一の手續又は同一の犯罪を客體とする他の手續に於ては一度課したる處分を反覆することを得ず。

(六) 旅費、日當

第七十一條 判事又は檢事に召喚されたる證人は、何れも手数料規則の定むる所に従つて時間の損失

に對する補償を邦金庫より請求するの權利を有し、其の出頭が旅行を必要ならしむるときは、此の旅行及び訊問地に宿泊することに因つて生ずる費用の償還を請求するの權利を有す。

第七章 鑑定及び檢證

(一) 鑑定

七十二條 以下の諸條に於て別段の規定を爲さざる以上は鑑定人には證人に關する第六章の規定を準用す。

(1) 選定

七十三條 關與せしむべき鑑定人の選定及び其の員數の指定は判事に於て之を行ふ。或る種の鑑定につき公に鑑定人を選任したるときは、特別の事情が必要とするにあらざる以上は別人を選任すべからず。

(2) 忌避

七十四條 鑑定人は、判事の忌避を正當ならしむると同一の事由に因り之を忌避することを得。然れども鑑定人が證人として訊問せられたる事實を以て忌避の事由たらしむることを得ず。然るに檢事、私人起訴原告及び被疑者は忌避の權利を有す。選任せられたる鑑定人は特別の事情が妨げざる以上は、忌避の權利を有する者の氏名を列擧するを要す。

忌避の事由は之を疏明すべし。疏明の方法としては宣誓を許さず。

(3) 鑑定人の義務

第七十五條 鑑定人に選任されたる者は、必要なる種類の鑑定を爲す爲に任命せらるゝ者なるとき、又は鑑定人が鑑定の前提となる知識の因つて來る學問、藝術若は營業を營利の爲に公に營むとき、又は鑑定人が是等を營む爲に公に任命せられ又は授權せらるゝ場合には、選任に従ふことを必要とす。裁判所に於て鑑定を爲すことを應諾する旨を表示したる者も亦鑑定を爲すの義務を負ふ。

第七十六條 證人をして證言を拒むことを正當たらしめる事由は、鑑定人をして鑑定を拒むを正當ならしむ。其の他の事由に因つても鑑定人の鑑定を爲すの義務を免除することを得。

官公吏の上級官廳が鑑定人としての訊問は職務上に不利益を醸すの虞ある旨を表示したるときは、官公吏を鑑定人として訊問せず。

(一九三〇年三月二十七日の國務大臣法に依つて追加邦政府の關員については此の表示は邦政府に於て之を爲す。國務政府の關員については一九三〇年三月二十七日の國務大臣法の規定を適用す。

(4) 不出頭並に鑑定拒絶の結果

第七十七條 鑑定を爲すの義務を負へる鑑定人の不出頭又は鑑定人の拒絶の場合にあつては、之に費用の賠償並に秩序罰金を言渡す。不從順の反覆せらるゝ場合には更に秩序罰を言渡すことを得。

(5) 鑑定と宣誓

第七十八條 判事は其の必要と認めらるゝ場合には、鑑定人の動作を指揮するを要す。

第七十九條 鑑定人は鑑定を爲すに先だち

自己は要求せられたる鑑定を公平に且良知良心に従つて爲すべき旨を宣誓するを要す。

鑑定人が當該の種類を鑑定を爲すにつき一般的に宣誓したるときは、其の既に爲したる宣誓を援用するを以て足る。

第八十條 鑑定人の求めに依つては、證人又は被疑者を訊問することに依つて、更に鑑定人に解明を與ふることを得。

同一の目的の爲に記録を閲覽し、證人若は被疑者の訊問に立會ひ、之に直接問を發することを鑑定人に許すことを得。

(6) 精神状態に關する鑑定

第八十一條 被告人の精神状態に關して鑑定を豫備する爲に、裁判所は鑑定人の申立に依り辯護人の意見を聽きたる後被告人を公立の精神病院に收容し、其の觀察に附せしむべき旨を命ずることを得。

辯護人を有せざる被告人には辯護人を選定すべし。前二項の決定に對しては即時抗告を爲すことを得。此の抗告は停止の效力を有す。施設内に於ける監置は六週間を超ゆることを得ず。

第八十二條 公判前の手續に於ては鑑定人が書面を以て鑑定を爲すべきや、又は口頭を以て鑑定を爲すべきやは判事の命する所に依る。

第八十三條 判事は鑑定を不充分と認めたるときは、同一若は別の鑑定人に依る新なる鑑定を命ずることを得。

判事は鑑定人が鑑定を爲したる後有効に忌避せられたるときは、別の鑑定人に依る鑑定を命ずることを得。

重要な場合に於ては、専門官廳の鑑定を求むることを得。

(7) 旅費、日當

第八十四條 鑑定人は手数料規則の定むる所に従つて時間の損失に對する補償、自己に生じたる費用の償還並に其の盡力に對する相當の報酬を請求するの權利を有す。

第八十五條 認識に特殊の専門知識を必要としたりし過去の事實又は状態を立證する爲に専門知識を有する者を訊問する必要ある場合には、人證に關する規定を適用す。

(二) 判事の檢證

第八十六條 檢證を爲したるときは、檢證したる物の現状を調書中に於て確認し、案件の特殊の性質上其の存在を推定することを得たりし如何なる證跡又は標識が缺けたりしやについての報告を爲すべし。

(1) 檢 死

第八十七條 檢死は醫師の立會の下に、死體解剖は判事の立會の上、醫師二人に依つて行はるゝものとし、此の二人の醫師の中一人は裁判醫なることを必要とす。死亡直前の疾病に於て死者を治療したる醫師には、死體の解剖を命ずべからず。然れども病歴に由つて説明を爲さしめんが爲に死體解剖に立會はんことを此の醫師に催告することを得。

判事の裁量上、檢死が無用なるときは、檢死に際し醫師を立會はしめざることを得。既に埋葬済の死體を檢案し又は解剖する爲には、是が發掘を許す。

(2) 死體解剖

第八十八條 特別の障礙を存せざる以上は死體解剖に先だち、特に死者の知人に質問することに依つて死者の人物を確認するを要す。被疑者を存するときは、識認せしむる爲死體を被疑者に示すべし。

第八十九條 死體の状態が許す以上は死體の解剖は常に頭部、胸部及び腹部の解剖に及ぶことを必要とす。

第九十條 新生兒の死體を解剖するに當つては、特に分娩中に死亡したるものなりや、はた分娩後に死亡したるものなりや、及び月滿ちて生れたるものなりや、はた少くとも母胎を離れて生存を續くることを得べかりしものなりやをも檢案することを要す。

第九十一條 毒害の嫌疑を存するときは、死體内に於て、若は其の他の場所に於て發見せられたる嫌疑

の物質を化學者に分析せしむべく、又はかくの如き分析の爲に存立する専門の官廳に分析せしむべし。

判事は前項の分析は醫師の協力又は指揮の下に行はしむるを要する旨を命ずることを得。

(3) 通貨偽造罪

第九十二條 通貨に關する重罪及び輕罪にあつては、必要の場合には同一種類の真正の貨幣又は紙幣を發行する官廳に此の貨幣又は紙幣を呈示すべし。通貨の眞否又は變造の有無並に如何なる方法に於て變造が行はれたるものと推定せらるゝやの點につき、此の官廳の鑑定を求むべし。

當該の貨幣若は紙幣が外國の貨幣若は紙幣なるときは、外國官廳の鑑定に代りに獨逸國の官廳の鑑定を要求することを得。

(4) 文書偽造罪

第九十三條 書類の眞否を調査する爲並に其の作成者を調査する爲に、鑑定人立會の上にて書類の突合せを爲すことを得。

第八章 差押並に搜索

(一) 差押

(1) 目的物

第九十四條 證據方法として審問上意義を有することあり得る物件、又は沒收せらるべき物件は之を押收し、又は其の他の方法に於て之を確保すべし。

物件が人の保管中にして、此の者が任意に引渡さざるときは、差押を必要とす。

(2) 引渡義務(除外例)

第九十五條 前條記載の種類の物件を保管する者は、請求に依り之を呈示し、且之を引渡すの義務を負ふ。

前項記載の者が引渡を拒絶したる場合に於ては、第七十條に規定したる強制手段を以て引渡を強制することを得。證言を拒む權利を有する者に對しては、此の強制手段を適用せず。

第九十六條 最高服務官廳が記録若は書類の内容の知れ渡るは國又は聯邦中の一邦の福祉に不利益を醸すの虞ある旨を表示したるときは、官廳又は官公吏に於て記録又は其の他官の保管中なる書類を呈示し又は引渡さんことを請求することを得ず。

第九十七條 被疑者と、其の被疑者に對する關係の然らしむる所として第五十二條及び第五十三條に依り證言を拒む權利を有する者との間の書面を以てする通知は、其の後者の手中に在りて且後者が共犯、庇護又は贓物授受の罪の嫌疑を負はざる場合には、差押を受くることなし。

(3) 差押の命令

第九十八條 差押の命令は判事の權限に屬するものとし、遲滯するに於ては危險なるときは、檢事並に

警察官及び保安官にして検事の補助官として其の命令に服従するを要する者も亦此の権限を有するものとす。

差押が判事の命令なくして行はれたる場合に、差押に際し本人並に成年の親屬の何れも居合せざりしとき、又は本人及び其の不在の場合にあつては其の成年の親屬が差押に對して明示的に異議を申立てたるときは、差押を命じたる官吏は三日内に判事の認可を受くべし。本人は何時たりとも判事の裁判を求むることを得。未だ公訴の提起なき間は、此の裁判は差押の行はれたる地を管轄する區裁判所判事に於て之を爲す。

公訴の提起ありたる後検事又は警察官若は保安官に依つて差押が行はれたるときは、三日内に判事に差押を通知し、差押へたる物件の處分を求むべし。

軍艦をも含む軍事上の廳舎に於ける差押は、軍事官廳を囑託することに依り、地方官廳判事、検事の請求に基いて其の協力の下に行ふ。軍事上の廳舎内に於て専ら地方人の居住する室内に於て差押を爲すべきときは、軍事官廳に囑託することを必要とせず。

(4) 郵便物及び電信の差押

第九十九條 被疑者に宛てたる信書及び郵便物は郵便局に於て、並に被疑者に宛てたる電信は電信施設に於て差押ふることを得るものとし、また被疑者の發送したること又は被疑者に宛てたるものなること、及び審問上意義ある内容を有するものなることを推定すべき事實の存する信書郵便物及び

電信は前記の場所に於て差押ふることを得。

第一百條 前條の差押は判事の専權に屬するものとし、遲滯するに於ては危險にして、且審問が違警罪のみ關するにあらざるときは、検事も亦差押を爲すの權を有す。然れども検事は自己の引渡を受けたる物件を直ちに、特に信書及び其の他の郵便物にあつては未開封の儘判事に提出するを要す。

検事の爲したる差押は引渡の結果を伴はざりし場合にあつても、三日内に判事の認可を受けざる時は其の效力を失ふ。

検事の爲したる差押並に検事の引渡を受けたる信書若は其の他の郵便物の開封に關する裁判は、管轄權を有する判事に於て之を爲す。第九十八條。

第一百一條 處分が行はれたるときは第九十九條、第一百條、審問の目的を危殆ならしむることなくして爲し得る以上は、之を關係者に通知すべし。

開封を命ぜざりし郵便物は直ちに之を關係者に還付すべし。開封後留置を必要とせざるとき亦同じ。

留置したる書信の審問に對する斟酌上抑留を必要と認められざる部分は、謄本を以て受領權利者に通知すべし。

(二) 搜索

(1) 許否

第二百二條 罪となる行爲の正犯若しくは共犯として、又は庇護者若しくは贓物授受者として嫌疑ある者については其の逮捕の目的の爲にも、はたまた搜索に因つて證據方法を發見するの結果を來すべしと推定せらるゝ場合にあつても、住居及び其の他の房屋並に本人の身體及び本人に屬する物件の搜索を爲すことを得。

第二百三條 前條に記載したる以外の者については被疑者を逮捕する爲又は罪となる行爲の證據を追求する爲又は一定の物件を差押ふる爲及び搜索せらるゝ人、證據又は物件が搜索すべき房屋内に在るものと推定すべき事實を存する場合にあらざれば搜索を許さず。

前項の制限は被疑者の逮捕せられたる房屋、又は被疑者が追求せらるゝ間に立入りたる房屋、又は警察監視を受くる者の居住若しくは滞留せる房屋には之を適用せず。

(2) 晝間の制限、

第二百四條 住宅、事務所及び圍牆を廻らしたる場屋は現行犯を追求する場合、又は遲滞するに於ては危険を生ずる場合、又は逃走したる拘禁者を再び逮捕せんとする場合にあらざれば夜間之を搜索することを得ず。

前項の制限は警察監視を受くる者の住居、並に夜間何人も出入し得る房屋又は處罰を受けたる者の宿所若しくは集會所として、若しくは罪となる行爲に因つて獲得せられたる物の集散場として、又は賭博若しくは營業的淫行の隠密に行はるゝ場所として警察に知れ居たる場屋には之を適用せず。

夜間と稱するは四月一日より九月三十一日まで、午後九時より午前四時まで、十月一日より三月三十一日まで、午後九時より午前六時までを謂ふ。

(3) 手續、

第二百五條 搜索を命ずるは判事の權とし、遲滞するに於ては危険を存する場合には、檢事及び檢事の補助官として其の命令に服従するを要する警察官及び保安官も亦此の權を有す。

住居、事務所若しくは圍牆を廻したる場屋の搜索が判事若しくは檢事の立會なくして行はるるときには、爲し得る限りは搜索の行はるゝ地を管轄する市町村の吏員一人又は市町村民二人を立會はしむべし。

警察官若しくは保安官は市町村民として立會はしむることを得ず。

前二項に規定したる搜索の制限は、第二百四條第二項に記載したる住居及び房屋には適用せず。

軍事上の廳舎に於ける搜索は、軍事官廳に囑託することに依り、且地方官廳(判事、檢事)の請求に基いて其の協力の下に之を行ふ。然れども軍事上の廳舎内に於て専ら地方人の住居する房屋については搜索を爲すべきときは、軍事官廳に囑託することを必要とせず。

第二百六條 搜索すべき房屋又は物件の占有者は搜索に立會ふことを得。占有者不在なるときは、爲し得る限りは其の代理人、成年の親屬、同居人又は隣人を立會はしむべし。

第二百三條第一項の場合に於ては、搜索の開始に先だち占有者又は其の不在なる爲に立會はしめられたる者に搜索の目的を通知すべし。第二百四條第二項に記載したる房屋の占有者には此の規定を

適用せず。

第一百七條 搜索を受くる者の求めに依つては、搜索の終了後之に書面を以てする通知を爲すべく、此の通知書には搜索の事由(第一百二條、第一百三條)並に第一百二條の場合に於ては罪となる行爲を掲ぐるを要す。尙ほ求めに依つては、保管若は差押へたる物件の目録を交付すべく、全然嫌疑の物件を見出さざるときは、之についての證明書を交付すべし。

第一百八條 搜索の機會に審問事項とは全然關係を有せざるも、他の罪となる行爲の犯行ありたることを暗示する物件を發見したるときは、假に之を差押ふべし。此の事は檢事に通知すべし。

第一百九條 保管若は差押へたる物件については精密なる目録を作り、且混同を豫防する爲に官印を以て又は其の他適當なる方法に於て之を明瞭ならしむべし。

(4) 書類の閲覽

第一百十條 差押を受けたる者の書類を閲覽するは判事のみ之の權に屬す。

判事以外の官吏は、占有者が閲覽を承諾したる場合にあらざれば、發見せられたる書類を閲覽するの權を有せず。此の承諾なき場合に於ては、閲覽の必要ありと認むる書類を封筒に收めて判事に交付すべく、此の封筒には差押を受けたる者の面前に於て官印を以て封緘を爲すべし。

書類の占有者又は其の代理人には前項の官印に添へて自己の印章を押捺することを許すものとす。尙ほ其の後開封並に書類の閲覽の命ぜらるゝときには、爲し得る限りは之に立會ふべき旨を催告すべし。

すべし。

判事は罪となる行爲と關係を有する書類を檢事に通知するを要す。

(5) 物件の還付

第一百十一條 罪となる行爲を以て被害者より奪取したる物件は、第三者の請求權の妨ぐるものを存するにあらざる以上は、審問の終結したる後之を被害者に還付すべく、其の適當なる場合には審問の終結する以前既に職權を以て之を被害者に還付すべく、之についての判決を必要とすることなし。

民事訴訟手續に於て其の權利を主張するを關係者に留保す。

第九章 勾留及び假勾留

(一) 勾留

(1) 事物に關する條件

第一百十二條 被告人は之に對する充分なる嫌疑の事由を存し、且逃亡の嫌疑あるか、又は罪證を湮滅し又は證人若は共同被告人を誑惑して、偽證せしめ若は證言の義務を免るゝに至らしむるものと推定すべき事實を存するときにあらざれば、之を未決勾留に付する in Untersuchungshaft nehmen ことを得ず。此の事實は記録に記載するを要す。

左の場合には逃亡の嫌疑に別段の理由を必要とせず。

- (一) 重罪が審問の目的を成すとき。
- (二) 被告人が無籍者なるか又は浮浪人たるとき、又は其の身許を證明すること能はざるとき、
- (三) 被告人が外國人にして召喚に應じて出頭すべきや否や判決に服従するや否やにつき理由ある懸念を存するとき。

第百十三條 行爲が拘留又は罰金のみを法定刑とするときは、逃亡の嫌疑に因るにあらざれば、且被告人が第百十二條第二號又は第三號に記載したる者に屬するとき、又は警察監視を受くる者なるとき、又は邦警察官廳への附託を言渡すことを得べき違警罪たるときにあらざれば未決勾留に付することを得ず。

(2) 勾留状、

第百十四條 (一九二六年十二月二十七日の改正) 勾留 Verhaftung は判事の勾留状に基きて行ふ。

勾留状中には被告人を精密に記載し、其の責任とされる罪となる行爲並に勾留の理由を示すべし。勾留状は爲し得る限りは勾留に際し之を被告人に告知すべし。言渡に依つて告知を爲す場合には、請求次第謄本を付與すべき旨を被告人に教示すべし。勾留に際し告知を爲さざるときは、被告人が如何なる罪となる行爲の嫌疑を受くるものなりやを、假に被告人に通知すべし。此の場合には遅滞なく告知を追完すべし。

(3) 親屬の通知、

第百十四條 a (一九二六年十二月二十七日の改正) 被勾留者には親屬に通知を爲すにつき重大なる利益を有する限りは親屬以外の者にも、勾留を通知する機会を與ふることを必要とするも、未決勾留の目的が危殆ならしめらるゝ場合は此の限にあらず。被勾留者の求めに依つては職權を以て通知を爲すべし。

(4) 引致及び訊問、

第百十四條 b (一九二七年十二月二十七日の改正) 被告人が勾留状に基きて勾留せられたるときは、遅滞なく遅くも勾留の翌日には係判事の許に被告人を引致すべし。

判事は遅滞なく、遅くも翌日には歸罪の目的事項について被告人を訊問するを要す。訊問の際には被告人を責任ありとする事情を被告人に指示すべし。訊問は被告人に嫌疑の理由を排し、自己の利益に歸する事實を主張する機会を與ふべし。第百十四條 c (一九二七年十二月二十七日の改正) 遅くも勾留の翌日に被告人を係判事の許に引致すること能はざるときは、被告人の求めに依り遅滞なく、遅くも勾留の翌日には直近の區裁判所判事の許に引致すべし。

第百十四條第二項及び第三項を準用す。

訊問に際し勾留状が取消されたること、又は被勾留者は勾留状中に記載せられたる者に非ざりしことが判明したるときは、被勾留者を釋放すべし。

(5) 口頭審問を伴ふ異議手續

第百十四條 d (一九二六年十二月二十七日の改正) 被告人が重罪若は輕罪に因り發せられたる勾留狀に依り勾留中なるときは、其の申立に依り口頭審問を経たる後、勾留狀を維持すべきや、又は之を廢止すべきや、又は第百十七條に依る命令を爲すべきやにつきて裁判を爲す。

前項の口頭審問の期日は被告人の同意あるにあらざれば、申立の受理後一週間以上先に定むべからず。

本條第一項第二項又は第百十五條 a に依る口頭審問が既に行はれたるときは、裁判所は自由なる裁量に従つて再度の口頭審問を求むる申立を裁判す。

第百十五條 (一九二六年十二月二十七日の改正) 勾留狀を告知するに當つては、被告人は勾留狀に對して抗告を爲し得る旨を教示すべし。勾留狀が重罪若は輕罪に因り發せられたるときは、其の外抗告を提起する代りに第百十四條 d に依る口頭審問を申立つることを得る旨を教示すべし。

(6) 勾留審査手續場合に依つては口頭審問を伴ふ。

第百十五條 a (一九二六年十二月二十七日の改正) 被告人が未決勾留中なる間は、裁判所は一定の期間内に職權を以て、勾留を維持すべきや否やを審査するを要す(勾留審査手續 *Hafprüfungsverfahren*)。

前項の審査は未決勾留が二ヶ月繼續したる場合に初めて之を行ふ。

裁判所が被告人を釋放せざるときは、同時に何時勾留審査手續を反覆すべきやを定むるものとし、

此の期間は原則として三週間以上たるも、三ヶ月を超ゆることを得ず。勾留審査手續を反覆する毎に亦同し。

被告人の申立ありたるときは、勾留審査手續に於て口頭審問を経たる上裁判するものとし、被告人には此の權利を教示すべし。被告人が申立を爲さざるときは、裁判に先だち被告人の所存を聽くべく、被告人が辯護人を有するときは、辯護人の所存をも聽くべし。

被告人が第二項に定めたる期間の經過中に勾留狀に對して異議を申立てたるとき、又は第百十四條 d の規定に従つて口頭審問を申立てたるとき、又は第百十七條第二項に依り未決勾留續行の命令ありたるときは、此の期間は勾留を維持する裁判の告知と同時に、被告人にとつて新に進行を開始す。

裁判所が第三項に依つて定めたる期間の經過中に此の裁判ありたるときは、裁判所は新に期間を定むるを要す。

(7) 口頭審問

第百十五條 b (一九二六年十二月二十七日の改正) 公判手續の開始後にあつては、もはや勾留狀に關する口頭審問を行はず。

第百十五條 c (一九二六年十二月二十七日の改正) 口頭審問を求むる申立については上訴に關する第百十七條乃至第三百條、第三百二條第二項、第四百四十七條第一項を準用す。

口頭審問を求むる申立と平行的には勾留狀に關する抗告を許さず。既に提起したる抗告は、口頭

審問の期日の指定と同時に取下げられたるものと看做す。
 第一百五條d (一九二六年十二月二十七日の改正) 口頭審問の場所と時とは、検事並に被告人及び辯護人に通知すべし。

被告人は口頭審問に召喚するを要するも、被告人が審問に出頭することを断念したる場合又は距離の隔絶又は被告人の疾病若は其の他除去すべからざる障碍が召喚を妨ぐる場合は此の限にあらざらず。被告人が口頭審問に召喚せられざる時は、辯護人は審問に於て被告人の権利を擁護するを要す。

勾留以來口頭審問の開始せらるゝまでに被告人の未決勾留が三ヶ月間繼續したるときは、被告人が審問に召喚せらるゝ場合にあつても辯護人を審問に立會はしむべし。

被告人が未だ辯護人を選任せざりしときは、此の審問の爲に被告人に辯護人を選定すべし。第四百三條乃至第四百四十五條、第四百四十六條を準用す。

口頭審問に於ては在廷の關係者の意見を聴くべし。證據調の方法及び範圍は裁判所に於て定むるものとし、申立、抛棄又は前の決定に依つて羈束せらるゝことなし。審問については調書を作ることを必要とし、此の調書には第二百七十一條乃至第二百七十三條の規定を準用す。

裁判は口頭審問の終りに之を言渡すべし。口頭審問の終りに之を言渡すこと不可能なるときは、遅くも一週間内に裁判を言渡すべし。

(8) 未決勾留の執行

第一百六條 被勾留者は成るべくは各別に、且既決囚とは別監に於て監置すべし。本人の承諾ありたるときは此の規定を除外することを得。

被勾留者には勾留の目的を確保し、又は監獄内に於ける秩序を維持する爲に必要な制限にあらざれば之を課することを得ず。

被勾留者の身分及び財産状態に相當する便宜及び作業は其の勾留の目的と相容れ、且監獄内に於ける秩序を妨げず、また其の安寧をも危殆ならしめざる以上は、自己の費用を以て之を爲すことを得。戒具は獄内にあつては被勾留者の人物の特に危険なるの故を以て、特に他人を安全ならしむる爲に必要と認めらるゝとき、又は本人が自殺若は逃走を試み若は之を豫備したるときにあらざれば被勾留者に之を施すことを得ず。公判の際には被告人の戒具を除くべし。

以上の規定の定むる所に従つて必要とする處分は判事に於て之を爲すを要す。急迫なる場合に他の官吏の爲したる處置も判事の認可を受くべきものとす。

(9) 保釋

第一百七條 専ら逃亡の嫌疑の故のみを以て勾留を命ぜられたる被告人は、保證を立てしめて未決勾留を免除することを得。

第一百八條 保證は現金又は有價證券を供託することに依つて、又は擔保を差入るゝことに依つて、又

は適當なる人物を保證に立つることに依つて之を爲すべし。

其の提供すべき擔保の額及び方法は、判事に於て自由なる裁量に従つて之を定む。

第一百十九條 保釋を申請したる被告人が獨逸國內に住居せざるときは、管轄裁判所の管轄區域内に居住する者に送達を受取を委任するの義務を負ふ。

第二十條 被告人が逃亡の準備を爲したるとき、召喚狀の到達に對し充分なる辯解理由なくして闕席したるとき、又は新に判明したる事情が被告人の勾留を必要ならしめたるときは、擔保の提供ありたるにも拘らず被告人を勾留すべし。

第二十一條 被告人が勾留せられたるとき、又は勾留狀が取消されたるとき、又は言渡ありたる自由刑の執行が開始されたるときは、未だ沒取せざる擔保を還付す。

被告人の爲に擔保を提供したる者は、裁判所の定むべき期間内に被告人を連行したるか、又は被告人の意圖したる逃亡の嫌疑を理由付くる事實を適時に申告して被告人を勾留するを得しむることに依つて擔保の解放を招來することを得。

第二十二條 被告人が審問又は言渡ありたる自由刑の執行開始を逃れたるときは、未だ解放せられざる擔保は邦金庫に於て之を沒取す。

前項の裁判を爲すに先だち被告人並に被告人の爲に擔保を提供したる者に陳述を爲すべく催告すべし。前項の裁判に對しては即時抗告のみを爲すことを得。抗告に關する裁判を爲すに先だち

關係人及び檢事に口頭を以て其の申立の理由を述ぶるの機會並に行はれたる調査について陳辯を爲すの機會を與ふべし。

沒取を言渡す裁判は被告人の爲に擔保を提供したる者に對しては、民事判事の言渡したる假執行の宣言を附したる終局判決の效力を有し、抗告申立期間の満了後にあつては民事の確定終局判決の效力を有す。

(10) 勾留狀の取消

第二十三條 勾留狀中に記載せられたる勾留の事由が消滅したるとき、又は被告人が無罪若は免訴を言渡されたるときは、勾留狀を取消すべし。

上訴を提起することに依つて被告人の釋放を遅延せしむることを得ず。

第二十四條 擔保の提供に關する事項をも包含する未決勾留に關する裁判は、管轄裁判所に於て之を爲す。

豫審に於ては豫審判事は勾留狀を發するの權を有し、また檢事の同意を得て勾留狀を取消し並に被告人を保釋するの權をも有す。檢事が此の同意を拒みたる場合に於て豫審判事が此の異論ある處分を命ぜんとするときは、豫審判事は遅滞なく、遅くも二十四時間内に裁判所の裁判を求むるを要す。

公判の開始後にあつては、急迫なる場合に於ては判決裁判所の裁判長も亦前項の權を有す。

(一九二六年十二月二十七日)の改正(勾留状に關する口頭審問第百十四條d第百十五條a)も亦管轄裁判所の面前に於て之を行ふ。豫審に於ては第百十四條dの場合には豫審判事が裁判を爲すものとし、檢事の態度に羈束せらるゝことなく、第百十五條aの場合に於ては豫審判事は裁判を爲さずして裁判所が裁判を爲す。

(11) 起訴前に於ける勾留状、

第百二十五條 公訴の提起前にあつても、勾留状を發するを正當とする事由を存するときは、區裁判所判事は檢事の請求に依り、又は遅延するに於ては危険なるときは職權を以て勾留状を發することを得。

事物の裁判籍 *Gerichtsstand für die Sache* を存する地、又は被勾留者を發見したる地を管轄する區裁判所の判事は、何れも前項の勾留状を發し、擔保の提供に關する事項をも含む未決勾留に關する裁判を爲すの權を有す。

第百十四條乃至第百二十三條の規定を準用す。

第百二十六條 (一九二六年十二月二十七日)の改正未だ公訴の提起なきときは、檢事の請求あり次第勾留状を取消すべし。檢事は此の請求と同時に被疑者が釋放せらるゝやう處置することを得。

(コールラッシ)の註(舊法の第百二十六條は、起訴前の未決勾留を四週間に内に制限して居る(一九二七年版))

(ダウデ)の註(第百二十六條の現在の法文は、一九二六年十二月二十七日の刑事訴訟法改正法に依る。従つてナチス獨逸になつてからの改正に非ず)。(一九二八年版)

(二) 假勾留、

(1) 許否、
第百二十七條 或者が現行犯を發見せらるゝか、又は追跡せらるゝに當つて、逃亡の嫌疑あるとき、又は其の人物の何たるかを即時に確定すること能はさるときは、判事の命令なきも尙ほ、何人と雖假に之を勾留するの權を有す。

檢事及び警察官及び保安官は勾留状の前提を存し、且遲滞するに於ては危険を存する場合にも假に勾留を爲すの權を有す。

告訴ありたる場合に限り、訴追を開始する罪となる行爲の場合にあつては、假勾留は告訴の有無に依つて左右せらるゝことなし。

(2) 手續、

第百二十八條 假勾留者は之を釋放せざる以上は遲滞なく勾留の行はれたる地を管轄する區裁判所の判事の許に引致すべし。區裁判所判事は遅くも引致の翌日には假勾留者を訊問すべし。

區裁判所判事が勾留を理由ありと認めず、又は勾留の理由消滅せりと認めたるときは、釋放を命ず。然らざる場合には勾留状を發するものとし、此の勾留状には第百二十六條の規定を適用す。

第二百二十九條 假勾留者に對して既に公訴の提起ありたるときは、直ちに又は一時假勾留者を引致したる區裁判所判事の命令に基き、管轄裁判所又は豫審判事の許に引致すべく、管轄裁判所又は豫審判事は遅くも引致の翌日には假勾留者の釋放若は勾留について裁判を爲すを要す。

(三) 親告罪

第三百十條 告訴ありたる場合に限り、訴追を行ふ罪となる行為の嫌疑の故を以て、告訴の行はるゝに先だち勾留狀を發するときは、直ちに勾留狀を發したることを告訴權者に通知すべく、告訴權者數人あるときは少くとも其の中の一人に通知すべし。此の勾留狀にも第二百二十六條の規定を適用す。

(四) 人相書附逮捕狀 Steckbrief

第三百十一條 勾留すべき者が逃亡せるとき、又は潜伏せるときは、判事又は檢事に於て勾留狀に基き人相書附逮捕狀を發することを得。

豫め勾留狀を存するにあらざる以上は、人相書附逮捕狀に依る訴追は、逮捕せらるべき者が監獄より逃走せるか又は其の他監視を逃るゝ場合にあらざれば之を許さず。此の場合に於ては警察官廳も亦人相書附逮捕狀を發するの權を有す。

人相書附逮捕狀は、爲し得る限り逮捕せらるべき者の人相を記載し、其の責任たらしめらるる罪となる行為並に引渡すべき監獄を表示すべし。

(一九二六年十二月二十七日の改正) 第一百十四條b、第一百十四條cを準用す。

〔第三百十二條は勾留狀又は人相書附逮捕狀に基いて逮捕せられたる者の引致を規律するものであるが、其の一部は第一百十四條b、第一百十四條cに依つて補充せられ、他の一部は第三百十一條第四項に依つて補充せられた。〕

第十章 被疑者の訊問

第三百十三條 被疑者は訊問の爲書面を以て召喚すべし。

召喚は不出頭の場合には勾引すべき旨を警告して之を爲すことを得。

第三百十四條 勾留狀を發するを正當ならしむべき原因を存するときは、被疑者の即時勾引を命ずることを得。

勾引狀 Vorführungsbefehl 中に於ては被疑者を精確に表示し、其の責任たらしめらるる罪となる行為並に勾引の事由を開示するを要す。

第三百十五條 被勾引者は判事に於て即時に之を訊問すべし。即時に訊問を爲すことを得ざるときは、其の訊問まで之を抑留することを得るも、翌日を超ゆることを得ず。

第三百十六條 最初の訊問を開始するに當つては、如何なる罪となる行為が其の責任たらしめらるゝものなりやを被疑者に説明するを要す。歸罪に對して何事かを辯駁せんと欲するやを被疑者に向つて問ふべし。

訊問は疑疑者に向つて其の之に對して存在する嫌疑の事由を排し其の利益に歸する事實を主張するの機會を與ふべし。

初めて被疑者を訊問するに當つては同時に其の人的關係を調査することを念頭に置くべし。

第十一章 辯護

(1) 許否

第三百三十七條 被疑者は手續の如何なる状態に在るを問はず辯護人の補佐を受くることを得。

被疑者が法定代理人を有するときは法定代理人も獨立して辯護人を選任 wählen することを得。

(2) 辯護の權限

第三百三十八條 獨逸國の裁判所に於て認許せられたる辯護士並に獨逸國の專門學校の法律學の教師は辯護人に選任せらるゝことを得。

前項に記載したる以外の者は裁判所の許可を得たる場合に限りまた必要的辯護の場合を存し且被選任者が辯護人に選定 bestellen せらるゝことを得べき者に屬せざるときにあつては辯護人に選定せらるゝことを得べき者と共同的にのみ選任辯護人 Wahlverteidiger として認許することを得。

第三百三十九條 辯護人として選任せられたる辯護士は公判被告人 Angeklagte の同意を得て司法官第一次試験に合格し一年三ヶ月以上司法部に事務を修習せる法律専門の學生 Rechtskundige に辯護を

委任することを得。

(3) 必要的辯護

第四百十條 第一審として大審院若は控訴院に於て又は陪審裁判所に於て審問すべき事件にあつては辯護は必要とす。

前項以外の事件に於ては被告人が聾者若は啞者たる場合に辯護を必要とす。
區裁判所判事又は參審裁判所の面前に於て審問すべき事件に於ては獨り累犯の故のみを以て重罪たるにあらざる行爲が審問の目的を成し且被疑者若は其の法定代理人が辯護人の選定を申立てたるときに辯護を必要とす。

本條第一項及び第二項の場合に於ては未だ辯護人を選任せざる被告人には被告人が第二百一條に依り公訴狀についての表示を催告せられたるとき又はかくの如き催告の規定せられざる場合にあつては被告人に公判開始決定の送達せられたるときに職權を以て辯護人一人を選定すべし。第三項に依る申立は被告人が第二百一條に依り公訴狀に關する表示を催告せられたる後三日の期間内に之を爲すべし。

(4) 不必要辯護人の選任

第四百十一條 前條に記載したる以外の場合に於ては裁判所急迫なる事情を存する場合にあつては裁判長は申立に依り又は職權を以て辯護人を選定することを得。

第四百十二條 辯護人の選定は公判前の手続中に既に之を爲すことを得。

(5) 辯護人の選定に關する手續

第四百十三條 後に至つて他の辯護人の選任ありて此の辯護人が選任を受諾したるときは、選定を取消すべし。

第四百十四條 選定すべき辯護人の選拔は裁判長に於て所屬裁判所の所在地に居住せる辯護士中より之を行ふ。準備手續については區裁判所判事に於て選定を行ふ。

判事として任用せられたるにあらざる司法官吏 Justizbeamte、並に規定の司法官第一次試験に合格したる法律専門の學生 Rechtskandidat も亦辯護人として選定することを得。

(6) 辯護人の缺如

第四百十五條 辯護が必要なるとき又は辯護人の選定が第四百十一條に従つて行はれたる場合に於て、辯護人が公判に缺席し、不適時に退廷し又は辯護を爲すことを拒みたるときは、裁判長は直ちに公判被告人 Angeklagte の爲に別の辯護人を選定するを要す。然れども裁判所は審問の延期をも決定することを得。

新に選定したる辯護人が辯護を準備する爲に必要な時間の餘裕なかるべき旨を述べたるときは、審問を停止又は延期すべし。

辯護人の責任に依つて延期を必要とするに至りたるときは、辯護人をして之に因つて生じたる費

用を負擔せしむべく、尙ほ服務上の制裁を保留す。

(7) 共同の辯護

第四百十六條 數人の被疑者の辯護は、辯護の任務と矛盾せざる以上は、共同の辯護人 *Gemeinschaftlicher Verteidiger* をして之を行はしむることを得。

(8) 辯護人の權限

第四百十七條 辯護人は豫審の終結後及び豫審の行はれざりし場合にあつては公訴狀の裁判所に提出せられたる後、裁判所に存する記録を閲覽するの權を有す。

審問の目的を危殆ならしむることなくして爲し得る以上は、前項記載の時期以前に辯護人に裁判所の審問記録の閲覽を許すべし。

被疑者の訊問に關する記録鑑定人の鑑定書並に裁判所の行爲にして辯護人に於て立會ふの權を有するものについての調書の閲覽は、辯護人に對しては決して之を拒むことを得ず。

裁判長の裁量に依り證據物件 *Überführungstück* を除きたる記録を、居室に於ける辯護人に交付することを得。

第四百十八條 勾留中なる被疑者には、辯護人と書面及び口頭を以てする交通を許す。

公判が開始せられざる間は、自己に閲覽を許さざる以上は、判事は書面を以てする通知を拒むことを得。

拘禁が獨り逃亡の嫌疑のみに依つて是認めらるゝにあらざる以上は、公判の開始せらるゝまでは、判事は(一九二六年十二月二十七日の改正)自己又は受命判事若は受託判事の立會の上にて辯護人と
の面會を爲すべき旨を命ずることを得。

(9) 補佐人

第四百十九條 公判被告人の夫には公判に於て補佐人たるを認許すべく其の求めありたるときは其
の所存を聽くべし。

公判被告人の法定代理人についても亦同じ。

公判前の手續に於ては、かくの如き補佐人の認否は判事の裁量に屬す。

(10) 手数料

第五十條 辯護人として選定したる辯護士には其の爲したる辯護に對して、手数料規則の定むる所
に従つて邦金庫より手数料を支拂ふべし。
費用負擔の言渡を受けたる公判被告人に對する償還請求を留保す。

第二編 第一審に於ける手續

第一章 公 訴

第五十一條 裁判所の審問の開始は起訴を條件とす。

第五十二條 公訴を提起するは檢事の任とす

法律上別段の規定なき以上は、檢事は充分なる事實上の根據を存する限りは、裁判上罪となる、訴追
し得べきあらゆる行爲に基いて行動を開始するの義務を負ふ。

第五十三條 犯人の責任が輕微にして且行爲の結果が重大ならざるときは、違警罪は之を訴追せざ
るも、裁判所の裁判を招來するについての公の利益を存する場合は此の限にあらざとす。

輕罪につき犯人の責任が輕微にして行爲の結果が重大ならざるときは、檢事は區裁判所判事の同
意を得て公訴の提起を見合はすことを得。

公訴の既に提起されたる場合にあつては、裁判所は檢事の同意を得て手續を中止することを得べ
く、此の決定に對しては不服を申立つることを得ず。

第五十四條 訴追の結果たるべき刑が、被疑者に於て他の行爲に因り確定の判決を受けたる刑又は
他の行爲に因つて被疑者の期待せざるべからざる刑に比較して、重きを爲すに足らざるときは、公訴
の提起を見合はすことを得。

公訴が既に提起せられたる場合にあつては、裁判所は檢事の請求に依り一時手續を停止すること
を得。

他の行爲に因つて既に確定的に刑を言渡されたるの事實に顧み、一時手續が停止せられたる場合

にあつては、其の間に時効が完成せざる以上は、確定的に言渡されたる刑が後に至つて消滅したるときには、手續を再始することを得。

他の行爲に因り刑を期待せざるべからざるに顧み手續が一時停止せられたるときは、其の間に効が完成せざる以上は、他の行爲に因り爲す判決の確定後三ヶ月内に手續を再始することを得。

裁判所が一時手續を停止したるときは、手續を再始するには裁判所の決定を必要とす。

第一百五十四條 a (一九二九年十二月二十三日の改正) 被疑者が行爲の故を以て外國政府に引渡さるゝ場合にあつては、公訴の提起を見合はすことを得。

被疑者が別の行爲の故を以て外國に引渡され、且内國の訴追の結果たるべき刑が、外國に於て言渡されて確定したるか又は被疑者が外國に於て期待せざるべからざる刑に比較して、重きを爲すものにあらざるとき亦前項に同じ。

前二項の場合に於て既に公訴の提起ありたるときは、裁判所は檢事の請求に依り一時手續を停止す。第一百五十四條第三項乃至第五項は、第四項の期間を一年とするの標準を以て之を準用す。

(一九二九年十二月二十三日の犯人引渡法第五十條に依つて挿入)

第一百五十五條 審問及び裁判は公訴狀中に記載したる行爲及び公訴狀を以てして歸責したる者にのみ及ぶ。

前項の限界内に於ては裁判所は獨立なる行動を執るの權利を有し義務を負ふものとし、特に刑罰

法規を適用するに當つては、行はれたる申立に羈束せらるゝことなし。

第一百五十六條 審問の開始ありたる後は、公訴は取消すことを得ず。

第一百五十七條 本法に於て

被告人 *Angeschuldigte* と稱するは公訴提起の目的となりたる被疑者 *Beschuldigte*、

公判被告人 *Angeklagte* と稱するは公判手續開始の決定の目的となりたる被疑者又は被告人

を謂ふ。

第二章 公訴の準備

(1) 告發及び告訴

第一百五十八條 罪となる行爲の告發及び告訴は、口頭若は書面を以て檢事局警察及び保安勤務の官廳及び官吏並に區裁判所に之を爲すことを得。口頭を以てする告訴は之を書面に録取すべし。

告訴ありたる場合に限り訴追を行ふ罪となる行爲にあつては、告訴は裁判所又は檢事局には書面又は調書を以て、他の官廳には書面を以て之を爲すを要す。

第一百五十九條 或る人が變死を遂げたるの根拠を存するとき又は氏名不詳者の死體の發見せられたるときは、警察官廳及び市町村官廳は即時に檢事又は區裁判所に申告するの義務を負ふ。

埋葬は檢事又は區裁判所判事の許可書に由るにあざられば之を爲すことを得ず。

(2) 調査手續

第六十條 検事は告發に因り又は其の他の方法に於て罪となる行爲の嫌疑を知悉したるときは、公訴を提起すべきや否やの點についての決斷を爲す爲に事實關係を究明するを要す。

検事は獨り被告人に責任を負担せしむるに資せらるべき事情のみに止まらず、之を免責するに寄與すべき事情を調査するを要するものとし、滅失の懸念ある證據を擧ぐるに注意するを要す。

第六十一條 前條に記載したる目的の爲検事はすべての官公署より報告を請求し、宣誓訊問を除きたる各種の調査を自ら行ひ、又は警察及び保安の官廳及び官吏をして之を爲さしむることを得。

警察及び保安の官廳及び官吏は検事の囑託又は命令に服従するの義務を負ふ。

第六十二條 検事が判事の審問行爲を必要と認めたるときは、此の行爲を爲すを要する地を管轄する區裁判所判事に其の請求を爲す。

區裁判所判事は前項の請求ありたる行爲が案件の事情上適法なりや否やを審査するを要す。

第六十三條 警察及び保安の官廳及び官吏は罪となる行爲を究明するを要するものとし、事件の曖昧となるを豫防する爲に遷延するを許さざる一切の處置を爲すを要す。

前項の官廳及び官吏は遲滯なく其の審問調書を檢事に送付す。判事の審問行爲を迅速に行ふ必要ありと認めらるゝときは、直接區裁判所判事に送付することを得。

第六十四條 現場に於て職務上の行爲を執行する場合にあつては、之を指揮する官吏は、自己の職

務上の行動を故意に妨害する者又は自己の權限内に於て爲したる處置に従はざる者を檢束し、自己の職務上の行爲の終了するまで之を抑留することを得るも、翌日を超えて抑留することを不得す。

第六十五條 遲滯するに於ては危険を存するときは、區裁判所判事は職權を以て必要な審問行爲を爲すを要す。

第六十六條 被疑者が區裁判所判事の訊問を受け、且此の訊問の際に自己の免責の爲に若干の證據調を申立てたる場合に於て、區裁判所判事が此の證據調を重要と認むる以上は、證據滅失の懸念あるとき又は此の證據調が被疑者の釋放の理由たり得べきときには、區裁判所判事は此の證據調を爲すを要す。

他の區裁判所の管轄區域内に於て證據調を爲すべきときは、判事は此の管轄區域の區裁判所判事に其の施行を囑託することを得。

第六十七條 第六十五條及び第六十六條の場合に於ては、檢事は別段の處分を爲すの權を有す。

第六十八條 區裁判所判事の爲すべき審問行爲の錄取並に裁判所書記の關與は、豫審について適用ある規定に従つて行ふ。

(3) 當事者の關與 *Parteilichnahme*

第六十九條 判事の審問に對する檢事の關與については、豫審につき適用ある規定を適用す。

被疑者が被疑者として判事に依つて訊問せらるゝか、又は未決勾留中なるときは、被疑者其の辯護

人及び被疑者の指名したる鑑定人についても亦同じ。

(4) 調査手續の終結

第七十條 調査を行ひたる結果公訴を提起すべき充分なる理由判明したるときは、検事は豫審を請求することに依つて又は裁判所に公訴状を提出することに依つて公訴を提起す。

公訴を提起すべき充分なる理由判明せざる場合には、検事は手續の中止を命じ、被疑者が被疑者として判事の訊問を受けたるか又は被疑者に對して勾留狀の發せられたりし場合に於ては、手續の中止を被疑者に通知す。

第七十一條 検事が自己の許に提出せられたる告訴に應ぜざるとき、又は検事が調査の終結したる後に至つて手續の中止を命じたるときは、検事は理由を開示して之を告訴人に通知するを要す。

(5) 抗告及び裁判所の裁判を求むる申立

第七十二條 告訴人が同時に被害者なるときは、前項の裁決 *Bascheid* に對し通知後二週間内に上席検事に抗告を爲し、其の却下の裁決に對しては通知後一ヶ月内に裁判所の裁判を求むる申立を爲すの權を有す。

前項の申立は公訴提起の理由となるべき事實並に證據方法を記載すべく、辯護士に於ても之に署名することを必要とす。此の申立は此の裁判について管轄權を有する裁判所に提出すべし。

大審院に屬する事件に於ては大審院、其の他の事件に於ては控訴院が管轄權を有す。

第七十三條 裁判所の請求ありたるときは、検事は其の從來爲したる審問の調書を裁判所に提出するを要す。

裁判所は期間を定めて辯明を爲さしむる爲被疑者に申立を通知することを得。

裁判所は裁判を準備する爲に調査を命ずることを得べく、裁判所の部員豫審判事又は區裁判所制事に其の施行を命ずることを得。

第七十四條 公訴を提起するについての充分なる理由なきときは、裁判所は申立を棄却し、告訴人、被疑者及び被疑者に棄却を告知す。

申立の棄却ありたるときは、新なる事實若は證據方法に依るにあらざれば公訴を提起することを得ず。

第七十五條 之に反して裁判所が申立を理由ありと認めたるときは、公訴の提起を決定す。此の決定を實施するは検事の任とす。

第七十六條 申立に關する裁判を爲すに先だち、申立に關する手續に因り及び審問に因つて邦金庫及び被疑者に生ずるものと豫見せらるゝ費用についての擔保の提供を、裁判所の決定を以て申立人に命ずることを得。擔保の提供は現金又は有價證券を供託することに依つて之を爲すべし。提供すべき擔保の額は、裁判所に於て自由なる裁量に従つて之を定む。裁判所は同時に擔保を提供すべき期間を定むるを要す。

一定の期間内に擔保の提供なきときは、裁判所は申立の取消ありたるものと宣告するを要す。
第七十七條 申立に關する手續に因つて生じたる費用は、第七十四條及び第七十六條第二項の場合に於ては申立人に負擔せしむべし。

第三章 豫 審

(1) 其の必要許否、

第七十八條 豫審は大審院、控訴院又は陪審裁判所の管轄に屬する刑事事件に於て之を行ふ。
區裁判所の管轄に屬する事件に於ては、違警罪を除き、左の事件に於て豫審を行ふ。

(1) 檢事の請求ありたる時、

(2) 被告人が公訴狀に關する表示(第二百一條)中に於て豫審を申立て、且自己の辯護を豫備する爲に豫審を必要と認むべき重大なる理由を主張したるとき。

(2) 豫審開始の手續、

第七十九條 豫審の開始を求むる檢事の請求書には、被疑者並に其の責任たらしめらるる行爲を記載するを要す。

第八十條 前條の請求は、裁判所の管轄違又は刑事訴追又は豫審の不適法第七十八條、又は請求書中に記載したる行爲が何れの刑罰法規の適用をも受けざるの故を以てするにあらざれば、之を拒む

ことを得ず。之を拒むには裁判所の決定を必要とす。

前項の決定を爲すに先だち被告人の所存を聽くことを得。

第八十一條 檢事の請求に由つて豫審を開始したる命令に對しては、被告人は第八十條第一項に記載したる事由に因り異議を申立つることを得。此の異議については、裁判所が裁判を爲す。豫審が裁判所の決定に因つて開始せられ、被告人が豫め所存を聽かれたるときは、前項の規定は之を適用せず。

第八十二條 第八十條第二項及び第八十一條第一項の場合には、被告人は被告の申立てたる管轄違の異議(第十六條)を却下する裁判所の決定に對し、即時抗告 *sofortige Beschwerde* を爲すの權を有す。

前項以外の場合に於ては、被告人の異議を却下する裁判所の決定又は豫審の開始を命ずる裁判所の決定に對しては不服を申立つることを得ず。

第八十三條 豫審の開始を求むる檢事又は被告人の請求を拒みたる裁判所の決定に對しては即時抗告を許す。

(3) 豫審の機關、

第八十四條 豫審は豫審判事に於て開始し、之を遂行す。
第八十五條 檢事の請求ありたるときは、地方裁判所の決定を以て豫審の遂行を區裁判所判事に委

任することを得。豫審判事は各個の豫審行爲を爲す爲に區裁判所判事を囑託することを得。豫審判事と任地を同じくする區裁判所判事に對しては、本條の規定を適用せず。

第八十六條 大審院にあつては各刑事事件毎に大審院長が大審院判事より豫審判事を任命す。

大審院長は他の裁判所の何れの判事、何れの區裁判所判事をも豫審判事に任命することを得べく、又は豫審判事の事務の一部につき其の代理官に任命することをも得。

豫審判事並に其の代理官は各個の豫審行爲の遂行の爲に區裁判所判事を囑託することを得。

控訴院の管轄に屬する刑事事件には、控訴院長は控訴院に配當せられたる管轄區域裁判所構成法第二百二十條第二項内に任用せられある何れの判事をも、豫審判事に任命することを得るの標準を以て本條の規定を適用す。

第八十七條 被告人、證人及び鑑定人を訊問する際並に檢證を爲す際には、豫審判事は裁判所書記一人を立會はしむるを要す。急迫なる場合に於ては豫審判事は、自己に於て宣誓を爲さしむべき者を裁判所書記として立會はしむることを得。

第八十八條 苟も豫審行爲についてはすべて調書を作成すべし。調書には豫審判事並に立會ひたる裁判所書記に於て署名するを要す。

調書には審問の場所及び年月日並に參與し若は關與したる者の氏名を記載し、手續の主要なる形式が遵守せられありや否やを明白ならしむるを要す。

調書は審問に關與したる者に關係ある限りは、承認の爲之を讀聞せ、又は自ら閱讀せしむる爲に之を呈示すべし。承認が行はれたるときは之を記載すべく、調書には關係人に於て署名するか、又は何故に署名を缺けるやを開示すべし。

第八十九條 警察及び保安の官廳及び官吏は、個々の處分の遂行又は調査の施行を求むる豫審判事の囑託若は命令に従ふの義務を負ふ。

(4) 豫審の限界

第九十條 豫審は公判手續を開始すべきや否や、又は被告人を免訴すべきや否やについての裁判を理由付くる爲に必要なより以上に擴張すべからず。

公判までには滅失の懸念ある證據、又は被告人の辯護を豫備する爲に調ぶるの必要ありと認めらるゝ證據も、豫審に於て之を調ふべし。

第九十一條 豫審の進行中に、檢事の請求書に記載せざる人又は行爲に豫審を擴張する事由を生じたるときは、豫審判事は急迫の場合には職權を以て此の點に於て必要な豫審行爲を爲すべし。

爾他の處分はかくの如き場合に於ても檢事に屬す。

(5) 被告人の訊問

第九十二條 被告人は豫審の開始に先だつて既に之を訊問したる場合にあつても、豫審に於て之を訊問すべし。此の場合には豫審を開始したる命令を被告人に告知すべし。

訊問は検事及び辯護人の在らざる場所に於て行ふ。

(6) 當事者の権利

第九十三條 檢證が行はるときは、檢事、被告人及び辯護人に立會ふことを許すべし。

公判に於ける出頭を妨げらるゝものと豫見せらるゝ證人若は鑑定人、又は非常に遠隔の地に在るの故を以て出頭を特に困難ならしめらるべきものと豫見せらるゝ證人若は鑑定人を訊問せんとするときは亦前項に同じ。

事件に對する妨害を生ずることなくして爲し得る限りは、期日は之に出席するの權利を有する者に豫め之を通知すべし。

勾留中の被告人は勾留中なる地の法廷に於て開かるゝ期日に非ざれば、立會を請求するの權 *Anspruch auf Anwesenheit* を有せず。

立會權利者 *der zur Anwesenheit Berechtigte* は差支の故を以て期日の延期を請求する權を有せず。

第九十四條 判事は、證人が被告人の面前に於ては眞實を語らざるべきの懸念あるときは、被告人の審問に立會ふを禁ずることを得。

第九十五條 鑑定人立會の下に檢證を行ふときは、被告人は自己が公判につき召喚を申請すべき鑑定人を期日に召喚せんこと、及び判事が此の申請を却下するに於ては被告人自身をして之を召喚せしめんことを申請するを得。

判事の選任したる鑑定人の行動を妨害することなき限りは、檢證及び必要なる審問に立會ふことを被告人の指名したる鑑定人に許すべし。

第九十六條 檢事は常に記録を閲覽することに依つて豫審の状況に通曉し、自己の適當と認むる請求を爲すことを得るも、之に因つて手續の進行を妨ぐることを得ず。

(7) 豫審の終結

第九十七條 豫審判事が豫審の目的達成せられたりと認むるときは、請求を爲さしむる爲記録を檢事に廻付す。

檢事が豫審の補充を請求したる場合に於て、此の請求に應ずることを欲せざるときは、豫審判事は裁判所の裁判を求むべし。

豫審の終結は被告人に通知することを要す。

第四章 公判手續の開始に關する裁判

(1) 豫審後の手續

第九十八條 豫審が行はれたるときは、大審院又は控訴院の管轄に屬する事件に於ては是等の裁判所、其の場合にあつては地方裁判所は公判手續を開始すべきや、又は被告人を免訴すべきや、又は一時手續を停止すべきやを裁判す。

検事は此の目的の爲に請求と共に記録を裁判所に提出す。公判手續の開始を求むる請求は、公訴状を提出することに依つて爲す。

(2) 豫審を伴ふことなき起訴、豫審を伴ふことなくして検事が起訴したるときは、記録と共に公訴状を區裁判所判事に提出すべし。

(3) 公訴状

第二百條 公訴状は被告人の責任たらしめらるる行爲の法定の標識と適用すべき罰則を指摘して之を表示すべく、並に證據方法と公判の行はるべき裁判所とを記載するを要す。

大審院、控訴院又は陪審裁判所に於て審問すべき刑事事件に於ては、前項記載したる所の外、其の爲したる調査の主なる結果を公訴状中に記載すべし。參審裁判所又は區裁判所判事の面前に於て審問すべき刑事事件に於ても、重罪が公訴の客體たるとき、一九二六年十二月二十七日の改正又は豫審の行はれたるとき亦同じ。其の他の事件に於ては調査の主なる結果を公訴状中に記載することを要す。

第二百一條 裁判長は公訴状を被告人に通知し、同時に指定すべき期間内に公判の審問に先だつて各個の證據調の實施あらんことを申立つるものなりや、又は公判手續の開始に對して異議を申立てんとするものなりやを表示せんことを、之に向つて催告するを要す。此の規定は參審裁判所若は區裁判所判事の面前に於て審問すべき事件に於ては重罪が公訴の客體たるとき、一九二六年十二月二十七日の改正又は調査の結果を公訴状中に記載したる輕罪に關するときにあらざれば之を適用せず。此の場合に於て豫審が行はれざるときは、同時に豫審を申立てんとするものなりや否やについての表示を爲さんことを被告人に催告すべし。

前項の申立及び異議については、裁判所が決定を爲す。被告人が豫審を申立てたるときは、區裁判所判事は豫審を開始すべきや否やについての裁判を求むる爲、檢事の手を経て記録並に被告人の申立を地方裁判所に提出するを要す。此の決定に對する不服の申立は、第八十二條第一項及び第八十三條の規定の定むる所に依るにあらざれば之を許さず。

(4) 裁判所の決定

(a) 更に調査を求むるもの

第二百二條 裁判所は事件を一層解明する爲豫審の補充を命ずることを得。

區裁判所判事が事件を一層解明する爲に豫審を行ふの必要ありと認めたるときは、豫審を開始すべきや否やの點についての裁判を求むる爲、檢事の手を経て自己の見解の理由を具して記録を地方裁判所に提出するを要す。

各個の證據調は區裁判所判事に於ても之を命ずることを得。此の決定に對しては不服申立を許さず。

(b) 公判手続の開始を求むるもの、

第二百三條 裁判所は豫審の結果上、又は豫審を行はざる場合に於ては準備手続の結果上、被告人が罪となる行爲につき充分なる嫌疑あるものと認めたるときは、公判手続の開始を決定す。

(c) 公判手続の不開始を求むるもの、

第二百四條 裁判所が公判手続を開始すべからずと決定したるときは、此の決定は事實上の原因に基くものなりや、又は法律上の原因に基くものなりやを明白ならしむるを要す。

豫審が行はれたる場合に於ては、被告人を免訴すべき旨を言渡すべし。

此の決定は被告人に告知すべし。

(d) 一時停止を求むるもの、

第二百五條 手続の一時停止は被告人の不在又は被告人が行爲後精神病となりたるの事情が、爾後の手続を妨ぐる場合に之を決定することを得。

第二百六條 裁判所は決定を爲すに當つて検事の請求に羈束せらるゝことなし。

(5) 公判開始決定、

第二百七條 公判を開始する決定中に於ては被告人の責任たらしめらるる行爲の法定の標識と適用すべき刑罰法規とを指摘し、並に公判の審問の行はるべき裁判所を表示すべし。

裁判所は同時に職權を以て、未決勾留の命令又は繼續につき決定するを要す。

第二百八條 検事が被告人を免訴せんことを請求したるも、裁判所は公判手続の開始を決定したるときは、検事は此の決定に相當する公訴狀を提出するを要す。

第二百一一條の規定は此の場合にも之を適用するも、催告は被告人が公判の審問に先だつて若干の證據調の實施を請求せんとするものなりや否やの表示に制限すべし。

第二百九條 地方裁判所は何れの審級に屬する判決裁判所に先だつても公判を開始することを得るも、大審院に先だつては之を開始することを得ず。地方裁判所が大審院の管轄を存すと認めたるときは、検事の手を経て裁判の爲記録を此の裁判所に提出す。

區裁判所判事も自己の許に提出せられたる事件が區裁判所の管轄を超過せるものと認めたるときは、検事の手を経て裁判の爲記録を地方裁判所に提出するを要す。

(6) 不服申立、

第二百十條 公判を開始する決定に對しては、公判被告人に於て不服を申立つることを得ず。公判手続の開始を拒む決定、又は検事の請求に異り下級裁判所への移送を言渡す決定に對しては、検事は即時抗告を爲すことを得。

第二百十一條 公判もはや不服を申立つることを得ざる決定を以て公判手続の開始を却下したるときは、訴は新しき事實又は證據方法に基くにあらざれば再び之を提起することを得ず。

(7) 略式手続 summarisches Verfahren

第二百十二條 區裁判所判事又は參審裁判所の面前に於ては被疑者が任意に出頭せるか又は假勾留の結果として裁判所に引致せられたるとき又は被疑者が違警罪に因つてのみ訴追せらるゝときは、書面を以て起訴することなくして、且公判手續の開始に關する裁判を俟たずして公判の審問に入ることを得。公訴の主なる内容は任意出頭又は引致の場合に於ては公判調書中に、然らざる場合に於ては被疑者の召喚狀中に記載すべし。

第五章 公判の準備

(1) 期日の指定、

第二百十三條 公判の期日は裁判長に於て之を定む。

(2) 證據の取寄、

第二百十四條 公判に必要なる召喚及び證據方法として役立つべき物件の取寄は檢事に於て之を爲す。

公判が長期間に亘るものと認むべきときは、裁判長はすべての證人及び鑑定人又は若干の證人及び鑑定人を、公判の開始よりも後に召喚すべき旨を定むることを得。

(3) 公判被告人の召喚、

第二百十五條 公判手續の開始に關する決定は、遅くも召喚と同時に公判被告人に送達すべし。

第二百十六條 不勾留の公判被告人の召喚は、闕席して辯解し得ざる場合には勾留又は引致の行はるべき旨を警告して、書面を以て之を爲す。第二百三十二條の場合に於ては警告を爲さざることを得。

不勾留中なる公判被告人の召喚は、第三十五條の定むる所に從つて公判期日を告知することに依つて行ふ。此の場合には公判の審問の辯護に關して申立を爲すべきや否や、若し申立を爲すべしとせば如何なる申立を爲すべきやを、公判被告人に問ふことを要す。

第二百十七條 召喚狀の送達(第二百十六條)と公判期日との間には、一週間以上の期間を存するを要す。此の期間の遵守せられざるときは、公判手續の開始に關する決定の朗讀を開始せざる間は、公判被告人は審問の延期を請求することを得。

第二百十八條 公判被告人の外裁判所の選定したる辯護人は常に、公判被告人の選任に係る辯護人は裁判所に選任の届出ありたりし場合に限り之を召喚すべし。

(4) 直接の召喚、

第二百十九條 公判被告人が公判の爲證人若しは鑑定人の召喚又は其の他の證據方法の取寄を請求するときは、證據を調べべき事實を開示して裁判長に其の申立を爲すべし。此の點について爲したる處置は公判被告人に通知すべし。

公判被告人の證據の申出は、之を許す場合には檢事に通知すべし。第二百二十條 裁判長が或る人の召喚を求むる申立を却下したるときは、公判被告人は直接此の人を

召喚せしむることを得。公判被告人は豫め申立を爲すことなきも尙ほ此の權を有す。直接召喚を受けたる者は、召喚に際し旅費日當の法定の補償が現金を以て提供しあり、又は裁判所書記に之を寄託しあることを證明せらるゝにあらざる以上は、出頭するの義務を負はず。公判に於て、直接召喚されたる者の迅問が事件を解明する上に有益なりしこと明白となりたるときは、裁判所は申立に依り邦金庫より法定の補償金を提供すべき旨を命ずるを要す。第二百二十一條 裁判長は職權を以ても證人及び鑑定人の召喚並に其の他の證據方法の取寄を命ずることを得。

第二百二十二條 公判被告人は其の直接召喚したるか又は公判の爲に召喚すべき證人及び鑑定人を適時に檢事に向つて指名し、其の住所若は居所を申告するを要す。

檢事が公訴狀中に指名したるか又は公判被告人の申立に由つて召喚したる證人又は鑑定人の外に尙ほ他の人物の召喚を爲す場合にあつては、檢事も公判被告人に對して前項の義務を負ふものとす。召喚が裁判長の指圖(第二百二十一條)に由ると自己の決意に基くとを問ふことなし。

(5) 受命判事又は受託判事に依る證據調、第二百二十三條 證人又は鑑定人の公判に於ける出頭が長期間若は不確實の期間病患、廢疾若は其の他の除去すべからざる障礙に依つて得げらるゝときは、裁判所は受命判事又は受託判事に依る是が訊問を命ずることを得。法律が宣誓を認むる以上は訊問は宣誓の上にて行ふ。

距離の甚しく遠隔なるの故を以て出頭が特に困難ならしめらるゝ證人又は鑑定人を訊問するを要するとき亦同じ。

第二百二十四條 前條の訊問の目的の爲に指定したる期日は、檢事、公判被告人及び辯護人には、遲滯するに於ては危險なるの故を以て不可能なるにあらざる以上は、豫め之を通知するを要するも、訊問の際に其の立會ふことは必要ならず。作成したる調書は檢事及び辯護人に呈示すべし。

勾留中の公判被告人は、其の勾留中なる地の法廷に於て開かるべき期日に限り立會を請求するの權利を有す。第二百二十五條 公判を準備する爲に更に判事の檢證を爲すを要するときにも、前數條の規定を適用す。

第六章 公判

(1) 訴訟資料集中主義

第二百二十六條 公判は判決發見 Urteilsfindung の任務を有する者並に檢事及び裁判所書記の間斷なき臨席の下に之を行ふ。

第二百二十七條 數人の檢事及び數人の辯護人は公判に協力し、其の間に事務を分配することを得。第二百二十八條 公判の延期を求むる申立に關しては裁判所が裁判を爲す。短期間の停止は裁判長

之を命ず。

辯護人の障碍は公判被告人に審問の延期を請求するの権利を與ふることなきも、第四百四十五條の規定の效力を妨ぐるることなし。

第二百二十七條 第一項の期間の遵守せられざる時は、裁判長は公判被告人に審問の延期を請求するの權を告知すべし。

第二百二十九條 停止したる公判は遅くも停止後四日目には續行することを必要とし、然らざる場合には新に手續を開始するを要す。

(2) 公判被告人の立會、

第二百三十條 闕席したる公判被告人に對しては公判を行はず。

公判被告人の闕席が充分辯解せられざる時は、引致を命ずべく又は勾留狀を發すべし。

第二百三十一條 出頭したる公判被告人は審問より退廷することを得ず。裁判長は退廷を阻止する爲に適當なる處置を爲すことを得るものとす、審問の停止中公判被告人を抑留せしむることをも得。

前項の處置を執りたるにも拘らず公判被告人が退廷したるとき、又は停止したる公判の續行の際闕席したるときは、公訴に關する其の訊問が行はれ裁判所が是以上公判被告人の在廷を必要なきものと認めたる場合には、公判被告人の在廷せざる儘公判を終局まで導くことを得。

第二百三十二條 審問の客體を成す行爲につき罰金、拘留又は沒收の一又は其の併科の法定せらるるに止まるときは、公判被告人の闕席せる場合にあつても公判に移ることを得。

前項の場合にあつては公判被告人に此の如き手續の許さるることを召喚狀中に於て明示的に指示することを必要とす。

第二百三十三條 公判被告人は區裁判所判事又は參審裁判所の面前に於ける手續に於ては、其の申請に因り公判への出頭の義務の免除を受けることを得。獨り累犯の故を以てのみ重罪たるにあらざる重罪については、本條の規定を適用せず。

公判被告人が公判への出頭の義務を免除せらるるときは、公判前の手續に於て既に之に對する判事の訊問の行はれざる以上は、受命判事又は受託判事を通じて公訴に關する訊問を爲すを要す。前項の訊問の目的を以て定めたる期日は、檢事及び辯護人に豫め通知するを要するも、是等の者が其の訊問に立會ふことは必要ならず。訊問に關する調書は公判に於て朗讀すべし。

第二百三十四條 公判被告人の在廷なくして公判を行ひ得る限りに於ては、公判被告人は委任狀を具備する辯護人をして代理を爲さしむるの權を有す。

第二百三十五條 公判被告人の在廷なくして公判を行ひたるときは、判決の送達後一週間内に期間の懈怠に對すると同一の條件の下に、判決に對し原狀回復を申立つることを得。

然れども公判被告人が申請に依つて公判に出頭するの義務を免除せられたりしとき、又は公判被告人が自己を代理せしむるの權を行使したりしときは、原狀回復の申立を許さず。

原告人が自己を代理せしむるの權を行使したりしときは、原狀回復の申立を許さず。

原告人が自己を代理せしむるの權を行使したりしときは、原狀回復の申立を許さず。

第二百三十六條 裁判所は何時たりとも公判被告人自身の出頭を命じ、勾引狀又は勾留狀を以て之を強制するの權を有す。

(3) 數個の刑事事件の併合、第二百三十七條 裁判所は自己の許に繋屬せる數個の刑事事件の間に牽連關係を存する場合には、此の牽連關係が第三條に記載したるものにあらざる場合に於ても、同時に審問するの目的を以て是が併合を命ずることを得。

(4) 訴訟指揮、第二百三十八條 審問の指揮、公判被告人の訊問及び證據調は裁判長に於て之を爲す。事件の指揮に關する裁判長の命令に對して審問に關與せる者の一人が不適法として異議を申立てたるときは、裁判所が裁判を爲す。

第二百三十九條 檢事及び公判被告人の指名したる證人及び鑑定人の訊問は、檢事及び辯護人の一致の申立ありたるときは、裁判長に於て之を檢事及び辯護人に委任すべし。檢事の指名したる證人及び鑑定人にあつては檢事、公判被告人の指名したる證人及び鑑定人にあつては辯護人は、最初に訊問を爲すの權利を有す。

裁判長は此の訊問後にあつても事件を更に解明する上に必要なものと認むる問を、證人及び鑑定人に向つて發するを要す。

第二百四十條 裁判長は陪席判事の請求ありたるときは、之に證人及び鑑定人に向つて問を發することを許すを要す。裁判長は檢事、公判被告人及び辯護人並に陪審員及び參審員に前項の行爲を許すを要す。

第二百四十一條 裁判長は第二百三十九條第一項の場合に於て訊問の權を濫用したる者の訊問權を褫奪することを得。第二百三十九條第一項及び第二百四十條第二項の場合に於ては、裁判長は不適當なる問又は事件に關係なき問を拒むことを得。

第二百四十二條 問の許否に關する疑義については、一切の場合を通じて裁判所が裁判す。第二百四十三條 公判は證人及び鑑定人の氏名の呼上を以て始まる。證人及び鑑定人の氏名の呼上に續いて公判被告人の身許關係に關する訊問、及び公判手續の開始に關する決定の朗讀を行ふ。

次に第三百三十六條の定むる所に從つて更に公判被告人の訊問を行ふ。決定の朗讀及び公判被告人の訊問は、訊問すべき證人の不在の法廷に於て行ふ。

(5) 證據調、第二百四十四條 公判被告人を訊問したる後證據調を行ふ。證據調の申立を却下せんとするとき、又は證據調に關する行爲の實施が公判の延期を必要ならし

むるときは、裁判所の決定を必要とす。
裁判所は申立に依り及び職権を以て、證人及び鑑定人の召喚並に其の他の證據方法の取寄をも命ずることを得。

第二百四十五條 證據調は召喚されたるすべての證人及び鑑定人並に取寄せられたる其の他の證據方法に互ることを必要とするも、一九二六年十二月二十七日の改正訴訟遅延の目的を以て證據調の申立ありたるときは此の限にあらざとす。證人若は鑑定人の召喚及び出頭又は其の他の證據方法の取寄が、公判中に於て初めて行はれたる場合にあつても尙ほ前段の規定を適用す。然れども檢事及び公判被告人が納得したるときは、若干の證據調を見合はすことを得。

第二區裁判所判事、參審裁判所及び地方裁判所の面前に於ける審問にして違警罪に關するもの又は私人起訴に因つて行はるゝものに於ては、裁判所は證據調の範圍を定むるものとし、申立、抛棄又は前に爲したる決定に依つて羈束せらるゝことなし。

第二百四十六條 證據方法又は證すべき事實が時機に後れて提出せられたるの故を以て、證據調を拒むことを得ず。

然れども訊問すべき證人又は鑑定人が申立人の對手人に對して非常に時機に後れて指名せられ又は證すべき事實が非常に時機に後れて提出せられたるの結果として、對手人は調査を爲すに必要なる時間を有せざるときは、對手人は證據調の終結するまで調査の目的を以て公判を延期せんことを得。

を申立つることを得。

檢事及び公判被告人は、裁判長又は裁判所の指圖に依つて召喚ありたる證人又は鑑定人に關して前項の權限を有す。

前二項の申立については裁判所は自由なる裁量に従つて裁判を爲す。

第二百四十七條 裁判所は共同公判被告人又は證人を訊問するに當つて公判被告人が在廷するに於ては是等の者が眞實を語らざるべきの懸念あるときは、此の訊問中公判被告人を退廷せしむることを得。然れども裁判長は公判被告人が入廷し次第其の不在中供述ありたる事項又は其の他審問ありたる事項の要領を之に告ぐべし。

裁判所が公判被告人の秩序違反の行動の故を以て、一時之を退廷を命じたる場合にあつても同様に處置すべし。

第二百四十八條 訊問せられたる證人及び鑑定人は裁判長の許可又は其の指圖に依るにあらざれば退廷することを得ず。豫め檢事の意見及び公判被告人の所存を聽くべし。

第二百四十九條 證書及び其の他證據方法として役立つべき書類は公判に於て之を朗讀す。前に爲したる刑事判決、犯罪登錄簿、教會名簿、戶籍簿について特に然りとし、判事の檢證調書亦同じ。

第二百五十條 或る事實の證明が或る人の實見に基づくときは、公判に於て此の者を訊問すべし。訊問は前に爲したる訊問を録取したる調書又は陳述書を朗讀することに依つて補充することを得ず。

第二百五十一條 證人鑑定人又は共同被疑者が死亡したるとき、又は精神病となりたるるとき、又は其の居所を知ること能はざるときは、前に爲したる判事の訊問調書を朗讀することを得。既に有罪を言渡されたる共同被疑者についても亦同じ。

第二百二十三條に記載したる場合に於ては、前に爲したる訊問が公判手續の開始後に、又は公判前の手續に於て第九十三條の規定を遵守して行はれたる以上は、此の訊問に關する調書を朗讀することを許す。

朗讀は裁判所の決定を以てするにあらざれば之を命ずることを得ず。また其の理由を告知し、訊問せられたる者の宣誓が行はれたりや否やを述ぶるを要す。再訊問を實行し得る場合については、宣誓の必要に關する規定は本條の規定に依つて變更せらるることなし。

第二百五十二條 公判に先だつて訊問せられたる證人にして公判に至つて初めて證言を拒むの權を行使したる者の供述は、之を朗讀することを得ず。

第二百五十三條 證人又は鑑定人が或る事實をもはや記憶せざる旨を陳述したるときは、前に爲したる訊問に關する調書の此の點に關する部分を、其の記憶を助くる爲に朗讀することを得。

訊問中に明となりたる前の供述との矛盾が、公判を停止することなくしては他の方法にては認定し又は除去することを得ざるとき、亦前項の處置を爲すことを得。

第二百五十四條 公判被告人の陳述にして判事の調書中に包含せらるゝものは、自白に關する證據調書の目的を以て朗讀することを得。

訊問中に明かとなりたる前の供述との矛盾が、公判を停止することなくしては他の方法にては之を認定し若は除去することを能はざるときは、亦前項の處置を爲すことを得。

第二百五十五條 前二條の場合に於ては、檢事の請求又は公判被告人の申立ありたるときは、朗讀並に其の事由を調書中に記載するを要す。

第二百五十六條 素行證明書を除く證言又は鑑定を包含する官公署の意思表示、並に重傷害に屬せざる傷害に關する醫師の診斷書は之を朗讀することを得。

合議制の専門官廳の意見を求めたるときは、裁判所は此の官廳に向つて、其の構成員の一人に公判に於ける此の意見の主張を命じ、之を裁判所に通告せんことを囑託することを得。

第二百五十七條 證人鑑定人又は共同公判被告人を訊問したる後、並にそれ／＼の書類を朗讀したる後、公判被告人に向つて何事か陳述するの必要ありや否やを問ふべし。

(6) 最終の陳述

第二百五十八條 證據調が終結したるときは、檢事に、檢事の次には公判被告人に其の陳述並に申立について發言を許す。

檢事は答辯の權利 *das Recht der Erwiderung* を有し、公判被告人は最終の陳述を爲すの權利を有す。

公判被告人が辯護の充分準備せられざるを主張して、自己に對し公判手續の開始に關する決定中に擧げたるよりも重き刑罰法規適用を許す新に判明したる事情又は第二項に記載したる所に屬する新に判明したる事情を争ひたるときは、其の申立に依り公判を延期すべし。

其の他の場合にあつても、状況の變動したる結果として公訴又は辯護を充分に準備する爲に相當と認めたるときは、裁判所は申立に因り又は職權を以て公判を延期するを要す。

第二百四十五條第二項に記載せられたる審問には第三項の規定を適用せず。

第二百六十六條 公判被告人が公判の進行中に、自己に對して公判手續の開始せらるゝ原因となりたる行爲以外の行爲につき、更に嫌疑を被るに至りたるときは、檢事の請求に依り且公判被告人の承諾を得て此の行爲を同じ裁判の目的たらしむることを得。

此の行爲が重罪なるとき、又は是が裁判は當該の裁判所の管轄を超過するときは、本條の規定を適用せず。

(c) 判決理由、

第二百六十七條 公判被告人に有罪を言渡すべきときは判決理由には證明せられたりと認めたる事實にして、罪となる行爲の法定の標識の發見せらるゝものを開示することを必要とす。證據が他の事實に基いて推論せらるる限りは、此の事實をも開示すべし。

審問中に可罰性を阻却、減輕又は加重する刑罰法規の特に規定したる事情が主張せられたるとき

は判決理由は此の事情を確定せるものと認むるや又は確定せざるものと認むるやにつき意見を述べること必要とす。

其の外有罪判決の理由は適用したる刑罰法規を表示することを必要とし、刑を量定する上に標準となりたる事情を列擧すべし。刑罰法規が輕き刑の適用を汎く減輕情狀の存在に繫らしむる場合に、かくの如き事情の存在を認むるか又は審問中に爲したる申立に反してかくの如き事情の存在を否定せる以上は、判決理由は此の點について爲したる裁判を明かにするを要す。不服申立の權利を有する者がすべて上訴を抛棄したるときは、證明せられたりと認むる事實にして罪となる行爲の法定の標識の發見せらるゝもの、並に適用せられたる刑罰法規を開示するを以て足る。此の場合には公判開始決定を援用することを得。

公判被告人に無罪を言渡すときは、判決理由公判被告人を犯罪の嫌疑なしと認むるものなりや否や、又は證明せられたるものと認めらるゝ行爲を如何なる理由に由り罪とならずと認めたるやを明にするを要す。

(d) 判決の言渡、

第二百六十八條 判決の言渡は審問の完結したるとき、又は審問の完結後遅くも一週間の満了すると共に判決主文を朗讀し、判決理由を開示することに依つて之を爲す。判決理由の開示は其の要領を朗讀し又は口頭を以て之を告ぐることに依つて之を行ふ。一九二六年十二月二十七日の改正何れの

場合にあつても判決主文の朗讀は判決理由の告知に先行するを要す。
判決の言渡が延期せられたるときは、言渡に先たちて書面を以て判決理由を確定すべし。
（一九二六年十二月二十七日の改正）判決の言渡に際し公判被告人が在廷し、且判決に對し上訴を許すものなるときは、上訴の提起について公判被告人に教示を與ふべし。

(e) 管轄に關する裁判

第二百六十九條 裁判所は事件が下級裁判所に屬すべきの故を以て管轄違の言渡を爲すことを得ず。
第二百七十條 審問の結果上公判被告人の責任たらしめらるる行爲が、此の裁判所の管轄を超過する行爲なること判明したるときは、裁判所は決定を以て管轄違を言渡し、事件を管轄裁判所に移送す。
前項の決定は公判手續を閉明する決定の效力を有し、かくの如き決定の要件を具備するを要す。
第一項の決定の取消の能否は第二百十條の規定に依つて定まる。

區裁判所判事又は參審裁判所が此の決定を爲したる場合に於て豫審が行はれざりしときは、公判被告人は此の決定の告知に際して指定せらるべき期間内に、公判に先たつて若干の證據調の行はれんことを申請することを得。此の申請については、事件の移送せらるる裁判所の裁判長が裁判を爲す。

(8) 調書

第二百七十一條 公判については調書を作成し、裁判長及び裁判所書記に於て署名するを要す。

裁判長差支あるときは、裁判長に代つて古參の判事署名を爲す。裁判長が裁判所の唯一の判事たる職員なるときは、其の差支ある場合には裁判所書記の署名を以て足る。

第二百七十二條 公判に關する調書には左の諸件を掲ぐるを要す。

- (1) 審問の場所及び年月日、
- (2) 判事、陪審員及び參審員、檢事、裁判所書記及び立會はしめたる通事の氏名、
- (3) 公訴狀の記載する所に依る罪となる行爲の表示、
- (4) 公判被告人、其の辯護人、私人起訴原告 Privatkläger、公訴參加人 Nebenkläger、法定代理人、委任代理人及び補佐人の氏名、
- (5) 審問を公行したること、又は公開を停めて審問を行ひたることの記載。

第二百七十三條 調書は公判の經過及び結果の要點を記録し、一切の主要なる形式を遵守したることを明かならしめ、朗讀せられたる書類を表示し、並に審問の經過中に爲したる申立、行はれたる裁判並に判決主文を記載するを要す。

其の外區裁判所判事及び參審裁判所の面前に於ける公判にあつては、訊問の主なる結果を調書に記載することを必要とす。
公判中に於ける出來事又は供述若は陳述の字句の確定を重要とするときは、裁判長は完全なる記載と朗讀とを命ずるを要す。調書には朗讀を爲して承認を経たること、又は如何なる異議の申立あ

りたるやを記録すべし。

第二百七十四條 公判について規定せられたる形式の遵守は調書を以てするにあらざれば之を立證することを得ず。此の形式に關する調書の内容に對しては偽造の證明にあらざれば之を許さず。

(9) 判決の録取

第二百七十五條 判決は既に完全に調書中に録取せられたるにあらざる以上は言渡後一週間内に記録に録取すべし。

判決には裁判に參與したる判事に於て署名することを必要とす。判事自己の署名を爲すに差支あるときは差支の事由を開示して裁判長に於て判決に附記すべく、裁判長差支ある場合には古參の陪席判事附記を爲す。參審員及び陪審員の署名は必要ならず。

開廷の年月日並に判事陪審員參審員檢事及び裁判所書記にして開廷に關與したる者の氏名は判決中に登載するを要す。

判決の正本及び抄本には裁判所書記に於て署名し、裁判所の印を押捺すべし。

第七章 不在者に對する手續

第二百七十六條 被疑者の居所が不明なるとき又は被疑者が外國に居住し居りて之を管轄裁判所に引致すること不可能なるか又は不適當と認めらるゝときは被疑者は不在なるものと看做す。

(1) 公判

第二百七十七條 審問の目的を成す行爲に對して單に罰金又は沒收の何れか一方又は双方のみを法定せられあるに止まるにあらざれば不在者に對しては公判を行ふことを得ず。

此の手續には第二百七十八條乃至第二百八十四條の規定を適用す。

第二百七十八條 公判被告人の居所が不明なるか又は外國に於ける送達についての現行の規定を遵守すること不可能若は遵守するも其の效なきものと豫見せらるゝときは、召喚狀の認證したる謄本を二週間第一審の裁判所の掲示板に貼付する方法に於て公判被告人を公判に召喚す。

第二百七十九條 召喚狀には左の諸件を掲ぐるを要す。

其の知れある以上は公判被告人の氏名、年齢、身分、營業及び住所若は居所、公判被告人の責任たらしめらるる罪となる行爲の表示並に公判の年月日時の記載。

同時に公判被告人が闕席して其の理由を辯解する能はざるときは、直ちに公判に移るべき旨の警告を附記することを必要とす。

第二百八十條 公判に於ては辯護人が公判被告人に代つて出頭することを得。公判被告人の親屬も

其の代理人たることを許さるゝものとし、是が委任を必要とすることなし。

第二百八十一條 判決の送達は第四十條第二項の規定の定むる所に從つて爲す。

第二百八十二條 第二百八十條に記載したる者は被疑者に屬する上訴權を行使することを得。

第二百八十三條 判事の裁量上被告人に該る可能性ある罰金の多額並に手續の費用を支辨するに必要なる以上は、被告人の財産に屬する若干の物件を差押ふることを得。此の差押には假差押の執行及び效力に關する民事訴訟法の規定を準用す。其の理由の消滅したるときは差押を廢止すべし。

第二百八十四條 前條の規定の定むる所に依つて支辨し得べからざむるものと認めらるゝときは、裁判所の決定を以て獨逸國內に在る被告人の財産を差押ふることを得。此の決定は獨逸國の官報を通じて並にまた裁判所の裁量に依つては他の新聞紙を通じて公告すべし。此の決定は獨逸國の官報を通じて獨逸國官報を通じて爲したる第一回の決定の公告後被告人が差押へられたる自己の財産について爲す處分は、邦金庫に對しては無効とす。

第二百八十五條 第二百八十三條の定むる所に依る差押に因つて邦金庫に對する辨償が行はれたるときは、財産の差押を廢止すべし。

(2) 證據保全

第二百八十五條 第二百七十七條に記載したる以外の場合に於ては、不在者に對して公判を行はず。不在者に對して開始したる手續は、其の將來出頭する場合の爲に證據を保全するの任務を有す。

第二百八十六條 辯護人の出廷認許は被疑者の不在に依つて阻却せらるゝことなし。被疑者の親屬

も亦辯護人を選任するの權を有す。

證人及び鑑定人は宣誓せしめたる上にて訊問すべし。

第二百八十七條 不在の被疑者は手續の經過についての通知を請求するの權を有せず。

然れども判事は居所の知れたる不在者に通知を爲すの權を有す。

第二百八十八條 居所の知れざる不在者には、裁判所への出頭又は其の居所の届出を公刊の新聞紙上に於て催告することを得。

第二百八十九條 公判手續の開始後に至つて初めて公判被告人の不在が判明したるときは、尙ほ必要なる證據調は受命判事又は受託判事を通じて行ふ。

(3) 引致を目的とする處分

第二百九十條 公訴の提起せられたる不在者に對して勾留狀を發することを正當と認めしむべき嫌疑の事由を存するときは、獨逸國內に存する其の財産は裁判所の決定を以て之を差押ふることを得。

第二百九十一條 差押を言渡す決定は獨逸國の官報を通じて公告すべく、裁判所の裁量に依つては他の新聞紙を通じても公告することを得。

第二百九十二條 獨逸國官報に於ける最初の公告の時を以て、被告人は差押へられたる財産を生存者間に處分するの權利を失ふに至る。

差押を言渡す決定は、不在者に關する、保佐の開始を管轄する官廳に通知すべし。此の官廳は保佐

を開始するを要す。

第二百九十三條 差押の事由が消滅したるときは差押を廢止すべし。

第二百九十四條 公訴の提起後に開始せらるゝ手續には以上の外豫審に關する規定を準用す。

第二百九十五條 裁判所は不在の被疑者に護照 *sicheres Geleit* を付與することを得るものとし、此の付與を條件に繫らしむることをも得。護照は未決勾留の免除を與ふるものなるも、其の付與されたる罪となる行為に因る未決勾留のみ自由刑を言渡す判決ありたるとき、被疑者が逃亡の準備を爲したるとき、又は被疑者が護照を付與したる條件を遵守せざるときは、護照の効力は消滅す。

第三編 上 訴

第一章 總 則

第二百九十六條 裁判所の裁判に對して上訴を許さるゝ以上は、檢事も被疑者も上訴を爲すの權を有す。

檢事は被疑者の爲にも上訴權を行使することを得。

第二百九十七條 辯護人は被疑者に代つて上訴を提起することを得るも、其の明示的の意思に反して上訴を提起することを得ず。

第二百九十八條 被疑者の法定代理人並に被疑の婦女の夫は被疑者の爲に進行中なる上訴期間内は獨立して被疑者に許さるゝ上訴權を行使することを得。

第二百九十九條 勾留中なる被疑者は、其の收監中なる監獄の附置せらるゝ裁判所の裁判所書記の調書を以て上訴に關する意思表示を爲すことを得べく、監獄が裁判所附屬の監獄にあらざるときは、此の監獄の所在地を管轄する區裁判所の裁判所書記の調書を以て上訴に關する意思表示を爲すことを得。

上訴期間内に調書が作成せらるるときは、上訴期間を遵守するに充分たるものとす。
第三百條 適法なる上訴の表示の點に於ける錯誤は上訴の効力を妨ぐるることなし。
第三百一條 檢事の提起したる上訴は何れも、不服を申立てられたる裁判を被疑者の利益の爲にも變更若は取消すことを得るの効力を有す。

第三百二條 上訴の取下並に上訴提起の抛棄は其の提起の期間の満了する以前にあつても有効に之を爲すことを得。然れども檢事が被疑者の利益の爲に提起したる上訴は被疑者の承諾するにあらざれば之を取下さることを得ず。

辯護人は取下を爲すには明示的の授權を必要とす。

第三百三條 口頭審問に基いて上訴に關する裁判を爲すを要するときは公判の開始後に於ける上訴の取下は相手方の承諾あるにあらざれば之を爲すことを得ず。

第二章 抗 告

第三百四條 抗告は裁判所が第一審に於て又は控訴審に於て爲したるすべての決定及び裁判長、豫審判事、區裁判所判事及び受命判事若は受託判事の命令に對して之を許すも、法律が明示的に抗告を許さざるものとせる場合は此の限にあらざとす。

證人鑑定人及び其の他の者も自己に關係ある決定及び命令に對しては抗告を爲すことを得。

控訴院及び大審院の決定及び命令に對しては抗告を許さず。

第三百五條 判決の言渡に先行する判決裁判所の裁判に對しては抗告を爲すことを得ず。勾留、差押

若は刑の確定に關する裁判並に第三者に關係のあるすべての裁判は之を除外す。

第三百六條 抗告は不服を申立てられたる裁判を爲したる裁判所又は不服を申立てられたる裁判を

爲したる裁判長の所屬する裁判所に於て裁判所書記の調書を以て、又は書面を以て之を爲す。急迫なる場合には抗告裁判所にも之を爲すことを得。

不服を申立てられたる裁判を爲したる裁判所又は裁判長が抗告を理由ありと認めたるときは、裁判を更正するを要するものとし、其の場合にあつては直ちに、遅くも三日間の満了するに先たつて抗告を抗告裁判所に提出すべし。

本條の規定は公判前の手續に於ける區裁判所判事の裁判、受命判事若は受託判事及び豫審判事の裁判にも之を適用す。

第三百七條 抗告を爲すことに依つて、不服を申立てられたる裁判の執行を妨ぐることなし。

然れども不服を申立てられたる裁判を爲したる裁判所、裁判長又は判事並に抗告裁判所は不服を申立てられたる裁判の執行を延期すべき旨を命ずることを得。

第三百八條 抗告裁判所は答辯書 *schriftliche Gegenklärung* を提出せしむる爲抗告を抗告人の相手方に通知することを得べく、必要なる調査を命じ又は自ら之を爲すことを得。

第三百九條 抗告に關する裁判は豫め口頭審問を経ることなくして之を爲し、適當なる場合には檢事の意見を聽きたる後之を爲す。

抗告を理由ありと認めたるときは、抗告裁判所は同時に本案に於て必要な裁判を爲す。

第三百十條 地方裁判所が抗告審に於て爲したる決定は、其の勾留に關する場合には再抗告を以て不